

- 議長 おはようございます。  
本日をもって招集されました平成26年第3回南幌町議会定例会を開会いたします。  
本日の出席議員数は10名でございます。直ちに本日の会議を開きます。  
本定例会の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。
- 日程1 会議録署名議員の指名を行います。  
指名につきましては、会議規則第118条の規定により議長において指名いたします。  
8番 川幡 宗宏議員、10番 志賀浦 学議員。以上、御兩名を指名いたします。
- 日程2 会期の決定をいたします。  
先に議会運営委員会委員長から本定例会の運営について報告の申し出がありましたので、これを許します。議会運営委員会委員長 佐藤正一議員、報告願います。  
2番 佐藤 正一議員。
- 佐藤(正)議員 議長の許可をいただきましたので、平成26年第3回議会定例会の運営について、去る9月1日に議会運営委員と議長出席のもとに議会運営委員会を開催しました。議会事務局より本定例会の提案議案等の概要について説明を受けるとともに日程及び運営について協議いたしました。本定例会に付議される案件は、議会提案として各委員会所管事務調査1件、意見書案3件、町からは平成25年度決算認定2件、平成26年度会計補正予算5件、条例制定5件、一般議案6件、人事案件1件、報告案件5件であります。以上、提案案件全般について審議いたしました結果、本定例会の会期は本日9月8日から9月16日までの9日間とすることで意見の一致を見ております。最後に、議会運営に特段の御協力をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員会委員長報告といたします。
- 議長 お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、本定例会の会期は9月8日から9月16日までの9日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。  
(なしの声)  
御異議なしと認めます。よって本定例会は9月8日から9月16日までの9日間と決定いたしました。
- 日程3 諸般報告をいたします。  
・1番目 会務報告は、お手元に配布したとおりでございます。これもちまして報告済みといたします。  
・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より平成26年7月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については、お手元に配布したとおりでございます。これもちまして報告済みといたします。

・3番目 平成25年度南幌町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告については、教育委員会より報告がありました。その内容については、お手元に配布したとおりでございます。

これをおもちまして報告済みといたします。

・4番目 両常任委員会合同所管事務調査報告をいたします。

局長をして朗読いたさせます。

(朗読する。)

両常任委員会合同所管事務調査報告につきましては、ただいま局長朗読のとおりでございますので報告済みといたします。

・5番目 町長一般行政報告をいたします。町長。

本議会定例会に当たり2件の行政報告を申し上げます。

初めに、中学生国際留学プログラム事業について御報告いたします。南幌中学校の生徒4名を8月9日から14日間の日程で、カナダ・バンクーバー地域に派遣し、現地のトリニティ・ウエスタン大学での英語の語学研修、ホームステイによる生活体験を行い、8月22日、全員が達成感に満ちた表情で帰国いたしました。期間中は、地元の中・高校生との交流、保育園への訪問、ショッピングセンターでの市場価格調査など、さまざまな体験をしました。また、最終日には、ホストファミリーへ感謝の気持ちを込めて生徒みずからサヨナラパーティーを催し、別れを惜しんだようです。なお、今後は検証を十分に行い、次年度に向けてより良い事業になりますよう取り組んでまいります。

次に、農作物の生育と収穫の状況について御報告いたします。8月の台風11号の影響が心配されましたが、トウモロコシに若干倒伏が見られたものの本町においては大きな被害もなく、生育はおおむね順調に推移されているところであります。基幹作物である水稲については、既に数戸の農家が収穫作業が始まっており、これから本格的に稲刈り作業が始まってまいります。空知農業改良普及センター空知南西部支所の9月1日現在の作物状況調査によりますと、水稲は平年に比べ3日早く、いもち病の発生がごく一部で見られ、不稔粒の発生は平年並みであるものの登熟は順調に推移しています。また、8月27日付けで農林水産省北海道農政事務所が公表しました米の作柄につきましても南空知は良と見込まれています。小麦につきましては、穂発芽の発生もほぼ無く、既に収穫調整作業を終えており、収量、品質は個人差が見られるものの平年より良い状況であります。豆類、てん菜につきましても、現在のところ順調な生育となっております。次にキャベツ、ブロッコリーなどの野菜の状況につきましては、7月に干ばつの影響が見られましたが、その後、適度な降雨もあり、収量、品質ともにおおむね平年並みで、価格につきましては昨年とほぼ同様の価格で推移している状況です。以上のように、各作物間で多少の差はありますが、今後は天候が順調に経過いたしまして、無事に出来秋を迎えられますように関係機関・団体と連携しながら、異常気象などへも適切な対応に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上で、町長一般行政報告につきましては報告済みといたします。

●日程4 一般質問を行います。

局 長  
議 長

町 長

議 長

本定例会の一般質問通告者は4名でございます。一般質問につきましては通告順に行います。

10番 志賀浦 学議員。

志賀浦議員

町長に空き家対策条例について質問いたします。

近年、異常気象による災害が全国で発生している状況です。南幌町では集中豪雨による被害はなかったものの、冬に向かって豪雪が心配されます。道内の市町村では近年、空き家の対策条例を制定する動きが加速しているとの報道がありました。今年4月までに道内の32自治体が制定し、そのうち半分以上の18自治体は近年3年間に施行されています。空知管内においては13自治体と、全体の3分の1以上を占めています。本町においては、空き家が多いと感じてはおりませんが、空き家が地域の防犯、防災に悪影響を及ぼすことと、景観的にも街のイメージを損ないかねません。そのためにも、何らかの対応が必要と思います。平成24年第1回定例会でこの問題が取り上げられた後、空き家対策条例等について検討を行った経緯があるのかお伺いします。また、町内の空き家を把握する行動に至ったのかもお伺いします。3点目に対象家屋の所有者に修繕、解体などを講ずるよう伝えたのか。以上3点について町長の考えを伺います。

議 長  
町 長

町長。

志賀浦議員の空き家対策条例についてのご質問にお答えいたします。

議員、御指摘のようにさまざまな事情により、全国的に空き家が増加し、自治体においても防災や防犯・防火、景観、適正管理などの観点から独自条例を制定しており、その数は全国で355の県と市町村に上り、抑止的成果も挙げているところです。本町においても、農家地区から市街地への転居、改修・解体費用の問題、相続人が居住しないなどの状況により空き家が発生している現状にあります。

1点目の御質問については、第5期総合計画・後期基本計画策定時に、空き家の適正管理の推進について、検討するよう指示し、条例の事例や執行状況も含め関係課により協議を行わせております。その際には、抑止的な効果はあるが、管理不全の判断基準、解体等の代執行や費用請求、財産権や固定資産税の特例措置等の課題もあり、自治体レベルでの権限には限界があるため、国により近年中にも特例措置の法制化が進められるとの情報もあり、これを見ながら条例化の検討を行うことといたしました。

2点目の御質問については、消防の防火査察並びに税務の家屋調査による最近の状況を見ると、68カ所ほどの空き家があると推察されますが、廃屋か一時的な空き家であるかなどについては、判断が困難なこともあり実態は把握していない現状にあります。ただし、今後につきましても関係課連携のもと、実態の把握に努めてまいります。

3点目の御質問については、最近の取り組み事例としては、廃屋管理者に対し、関係課連携の下、面談、啓発チラシの送付、訪問などを粘り強く続けたほか、廃屋の管理者の同意を得て、関係課により応急的な飛散防止措置を講じるなど、町としても解決策を模索していると

ころですが、最近になって管理者においても開口部を塞ぐなど自発的な動きも出てきていることから、引き続き、さらなる安全対策への働きかけを行いながら、根本的な解決に向けた指導を重ねてまいります。いずれにしても、問題のある管理不全等の空き家に対しましては、適宜対応してまいります。

議 長  
志賀浦議員  
(再質問)

10番 志賀浦 学議員。

再質問をいたします。今の町長の御答弁の中で、ほとんど私の聞いたところを明確にお答えいただきましてありがとうございます。また、空き家が少ないのかなと思ったところ、68カ所ということで、結構な数があるのかなというふうに思います。また、冒頭に申し上げていましたように、まずは空き家が地域の防犯、防火、この辺には悪影響を及ぼすということは町長も認識されていると思うんですけども、このような中で、今検討されているということですから早い条例の設置をお願いするところでございます。

また、その中、今、私が通告した後ぐらいには、道路にはみ出ていた部分がきれいになくなっていく所も1カ所ありましたけども、その辺については、今はまだ条例制定をしていない段階でどういうふうに撤去したのか。また、その撤去は空き家の管理者が行ったのか。また、開口部を塞いだというのは今、町長の答弁でありましたので問題ないと思うんですけども、その辺の費用捻出をどうなされたのか、その辺をお伺いしたいと思います。

また、この2年間の間に、歩道に出ていた部分に関して道路管理者のほうから注意とか苦情とかそういうのはなかったのかどうか。なぜ2年間もかかったのか、その辺の内容も詳しく教えていただければと思います。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

志賀浦議員の再質問にお答えをいたします。費用については特別かかっていないんですが、町にあるネットだとかロープだとかそういう物は多少使ったようであります。それで、費用的には発生しておりません。

それから、道路管理者から、これは私どもも以前からもお話しして、道路管理者からも指導をいただいたという部分であります。チラシだとか、本人に町経由でお話しもさせていただいて、何回かそういう行動はとっておりますけど、なかなか所有者からできていなかったというのも現実であります。ようやくその理解をいただいて、少しずつでありますけれども改善はされているのではないかと考えております。

議 長  
志賀浦議員  
(再々質問)

10番 志賀浦 学議員。

再々質問いたします。費用はかかっていないというお話でしたけれども、空き家の管理者がやったわけでなかったら費用はかかっているものというふうに考えます。ごみはどこに入れたのかとか、ごみの中に押し込めたのかとか。うちの町で対応したのであれば人件費もかかっていることであろうし。ということで、まず、早くにできていれば、例えば緊急措置などの時の執行というか、その中の費用を請求できる

というのがほとんどの所の条例に盛り込まれるところですね。それを2年間もしなかったというがなかなか難しいのかなど。簡単にできるものでもないとは思いますが、それに変わるような規則でもつくっておけば今回のようなことは対応できたのではないかなと思うんですけども。いずれにしても、かかっているわけではないと言いつつ手間はかかっているわけで、そういうのをどういう解釈でうちの町が動けたのか。前の質問の時には手を出せないという状況の答弁があったと思うんですね。道路に出ているものでも管理者のものであれば手は出せない。そういう状況の中で管理者が確かコンパネを張るということは確か耳にしていますけども、その前段階のものをどういう解釈のもとでやったのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

志賀浦議員の再々質問にお答えをいたします。特定の所有者がわかっているわけでありますから、これはもう粘り強く、町がお話しをして、納得をしていただいて撤去してもらおうというのが基本であります。その回数はかなり重ねてきたと思います。そんな中、大型台風が来ると。それで緊急性が非常にあるんじゃないかということで、費用をできるだけ。まあ、先ほど議員が言われたように職員が行っていますから職員の費用等々もありますけれども、できるだけ費用をかけない中で、台風が来た時に飛散して二次災害にならない、そんな思いがありましたので緊急措置をとらせていただいた。あくまでも所有者にこれからも話しをしていかなければならないし、逆に言うと、町税を使って本当にそれで所有者がわかっているのかどうか。空知管内は所有者がなくて、行政がやっている自治体がほとんどです。所有者がわからないからもうどうしようもなく、自治体がやらざるを得ない。しかしながら、うちの場合はほとんど所有者がわかっているわけですから、粘り強く町の様子を話しながら住民に影響のないように、何とかきれいなまちづくりに協力していただくと。これからも粘り強く説得をしていきたいなど、そんなふうに考えます。

議 長

以上で志賀浦 学議員の一般質問を終わります。

申し上げます。室内の温度が上昇してきていますので、上着を脱ぐことを許可いたします。

次に、6番 佐藤 妙子議員。

佐藤(妙)議員

本日は、2問の質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

まず最初に、放課後子ども教室推進事業について。国では、平成19年に放課後子ども教室推進事業を創設しました。少子化対策や子どもへの犯罪防止策として小学校の空き教室などを利用し、地域の多様な方たちの参画を得て放課後遊びや集団生活の場所を提供するというものです。本町でもこの取り組みの一つとして、平成20年からあそびの達人教室を推進しています。授業のある毎週木曜日の放課後に小学校の体育館や音楽室などを利用していますが、年々参加者が増え、活動スペースが狭くなっている状況と思われます。また、参加人数に対してサポーターの数が不足していると思われます。そこで2点伺い

ます。

1 参加者が多い時には、スペースが足りない状況と思われます。今後参加者が増えた時にはどのように対応をするのか。

2 現在の指導者の方たちの手助けが気軽にできるようなあそびの達人教室に限定したボランティアの募集が必要ではないか。以上です。

議 長  
教 育 長

教育長。

佐藤妙子議員の放課後子ども教室推進事業についての御質問にお答えをいたします。初めに、実施状況について申し上げます。本町の放課後子ども教室推進事業は、子どもたちの安全で安心な居場所づくりを目的に、学童保育と連携を図りながら平成20年度より取り組んでおります。現在は南幌小学校と夕張太ふれあい館を会場に、それぞれ平日30回、休日や長期休業中を活用した特別教室を10回、合わせて年間70回実施しております。登録状況は、南幌小学校では昨年度102名、本年度113名、夕張太ふれあい館は昨年度9名、本年度7名です。登録者の8割以上が小学3年生以下の児童でございます。また、本年度の南幌小学校での参加者は1回平均約70名で、3グループに分けて指導しております。指導者は、昨年度6名でしたが、本年度は1名増員し7名で、児童が安全に活動できるように見守っていただいております。

1点目の今後、参加者が増えた時の対応でございますが、現在、南幌小学校は、体育館と音楽室を主な活動場所としています。今後、参加者が増えた場合につきましては、指導者の確保やグループ分け、展開する学習メニュー及び余裕教室や特別教室の活用も考慮しながら実施していきたいと考えます。

2点目のあそびの達人教室に限定したボランティアの募集についてですが、現在の指導者は、生涯学習サポーターとして登録いただいている方の中から、本事業に即した幅広い人材を活用しており、今後もボランティア活動である生涯学習サポーターの確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

6番 佐藤 妙子議員。

議 長  
佐藤(妙)議員  
(再質問)

再質問させていただきます。今回、この子どもの放課後の居場所づくりが国の事業になるほど重要な課題であり、本町でも積極的に取り組んでいただけているというところで大変うれしく思っております。スペース確保の件なんですけれども、今の学童保育と一般児童を合わせて、先ほど御説明いただいたように大半が低学年です。その中には特別学級の子もいらっしゃいます。私も3回ほど見学させていただきましたけれども、子どもの活動範囲というのは大人が思う以上に活発で、高学年と低学年とかが接触して、ちょっと冷やりとしたこともありました。もちろんサポーターの方たちは、本当に全力で安全をしっかりと見守ってくださっていますけれども、参加人数によってはちょっと不安な面も出てくる心配がありました。御答弁のいただいた中で今後もしっかり考えていただけるということで期待しております。その中で空き教室も今後考えていただけるということだったんですけれども、小学校のスマイルホールも対象に考えていただけるのかという

こともちょっとお聞きしたいと思います。その中で私がちょっと不安に思っていることは、あそびの達人教室は学童保育と一般児童と一緒に学校施設で実施しています。万が一、事故が起きた場合に、保健福祉の学童児童、学童児童は保健福祉課の管轄でありまして、一般児童は教育委員会の管轄なんですけれども、その安全対策の責任はどのように扱われるのかということです。

2点目の質問は、本当にわかりにくい表現でちょっと申しわけなかったなと思ったんですけれども、私がお伝えしたいことは、子ども放課後教室の指導員は今言われましたように、生涯学習サポーターに登録された方をお願いしているわけなんですけれども、あそびの達人教室の指導員と見守りは専門員として募集してはどうかと思っております。指導員が中心となって企画を運営して、その手助けとなって見守りの方に見ていただいているかどうかということです。それで、なぜその専門指導員が必要なのかと言いますと、登録者数がもう100名ほどいますね。その大勢の子どもたちを指導する立場から、事前の準備ですとか専門的な知識とか経験がやはりとても必要とされます。それで、生涯学習ボランティアの方はたくさんいらっしゃるって、突然来られて、さあ、やってくださいと言ったとしましても、なかなか初めての方が来て、大勢の子どもたちを指導してくださいと言ってちょっと戸惑うんじゃないかなと思ってます。やっぱり慣れていない方は、ちょっとちゅうちょしてしまうと思うんですよ。それで、毎回、1週間に1回、木曜日ということで、毎週ということで毎回子どもの状況を見て、きちっと把握できるような指導員がいることで親も安心できてきますし、子どもさんたちも慣れている指導員ということで、とても安心できると思うんです。それで、ぜひあそびの達人教室の単体としての指導員と見守りということで募集していただければなという思いがあるんですけれども、そのこともお聞きいたします。以上です。

議 長  
教 育 長  
(再答弁)

教育長。

それでは、佐藤議員の再質問にお答えをいたします。まず、前段のスマイルホールの活用ということでございますが、当然、現在70名を3つに分けてやっているということで、やるメニューによっては、そういうスマイルホールだとか、また、不足した時にそういうものの活用というのが当然、視野の中に入っております。

それと、安全対策の責任ということでございますが、それぞれ放課後子ども教室、あそびの達人教室、学童保育事業については、それぞれの事業の中でそれなりの保険、そういうものには加入しておりますので、その事業の中で、例えば放課後子ども教室、あそびの達人教室の中で事故が起きた場合については、その事業の中での対応、学童保育の中で起きたものについては学童保育の中での対応という形になるかと思えます。

それと、あそびの達人教室に特化したボランティアの方ということですが、現在、生涯学習サポーターの方については、団体登録、個人登録、それぞれ重複して登録されている方も数多くいらっしゃいます。

謝礼的なものは若干お支払いしておりますが、私は、あくまでも社会教育にかかわるこういうサポーターの方については全てボランティア活動だなという、そういうような認識しております。ですから、専門性にたけた方についていただくことが非常に重要かというような認識はありますが、こういう社会教育の事業の一環としてあらゆる、子どもたちだけでなくお年寄りの方も含めた、そういう生涯学習サポーターという取り組みをしている関係がございまして、できるだけ1人でも多くの団体あるいは個人の方に登録していただいて、そして、子どもたちあるいはお年寄りの方たちに手助けをしていただければというふうに考えております。ですから、生涯学習サポーターを含めて今の放課後子ども教室に特化したサポーターということより、一人でも多くの方が子育てに含めたそういうものに登録していただくということが大事だなということで、引き続きそういう啓蒙活動も行っていきたいなというふうに思っております。議員のほうからもそういうお口添えをいただければ大変ありがたいと思います。以上です。

議 長  
佐藤(妙)議員  
(再々質問)

6番 佐藤 妙子議員。

大変、理解させていただきました。今後も安全対策と、そのボランティアの方たちが本当に応援したいという体制づくりをぜひよろしくお願いいたします。

再々質問なんですけれども、この放課後子ども教室は、放課後の子どもたちを安心安全に地域の人たちが育て、守り、逆に地域の大人も子どもに元気をもたらって、それが子どもを育てていくということにつながるんだなということを今回改めて勉強させていただいたわけなんですけれども、正直なところ、放課後のその部分をなぜ国がプランまで立てて立ち上げて、ここまで介入するのかということが最初すごく疑問でした。子どもは自由な遊びの中で自主性を伸ばして、人や自然の中でけがをしてもそこからたくましく成長するものだというふうに思っていました。しかし、今の社会でそれだけでは通用しなくなってしまい、もともと家庭での範疇であった安全面とか健康面を行政が解決すべき問題となったということで、改めてそのことの重大さということを感じ、今回質問させていただいたんですけれども、最後に子どもの自主性と安全の確保についてお聞きしたいと思います。放課後教室というのは学校施設を利用しています。利用するということは学校と同じルールがあって、遊びに制限がかかることで自主的な能力が損なわれる心配もございまして。今の子どもたちは当たり前子ども同士のいざこざとか、解決する能力が大変低くなっていると。自分たちの主張が通らないとキレたりする子どもも最近多くなっております。そういう中でやはり制限してしまいますよね。その制限次第では自主性も失われるということで、安全に見守ることに対応できるということと自主性ということを経理長の思いとしては、どのようにお考えになっているのかということが1点です。

それと、あともう1つです。今、週末支援ということでテニスをやっております、本当にスポーツをされているということですのですごいと思うんですけれども、今後、英会話とかも導入していかれるとい



議長  
教育長  
(再々答弁)

いのではないかと考えております。この2点、お願いします。

教育長。

それでは、再々質問にお答えをさせていただきます。お答えになるかどうか、ちょっと自分の思いを話させていただきます。まず、社会、子どもたちだけでなくいろんな分野の中で、ルールの中でのものごとを進めると、これは大原則だと思います。ですから、先ほど佐藤議員がおっしゃった見守りと自主性。見守りするということは何でも制約をするというふうには私は認識しておりません。一定のルールの中でいろんな考えを持って行動する。そういうものを伸ばすことも必要だというふうには認識しております。そんなことでサポーターの方、いろいろ御苦労いただいているかと思いますが、時には叱ることもありますし、時には褒めることもあると。うまくその辺を使いながら子どもたちと接していただけるというふうに感じておりますし、そういうことが自主性を損ねるということでなくて、あそびの達人教室の中に公民館長がいろいろと御苦労をいただいて、メニューもかなり新しい。郷土芸能に触れるだとか本物に触れるだとか、いろんな形の中の事業展開をしていただいております。そんなことで自主性を重んじた、そういう事業になっているというふうには認識しておりますし、今後もそういう事業展開をしていきたいなというふうには考えております。

それと、英会話教室の考えがどうかということでございますが、これは後ほど同僚議員の一般質問にも多分関連した部分が出てくるのかなというふうには考えますが、あくまでも子どもたちに特化したという考え方は今現状では持っておりません。平成30年から小学校の英語教育のあり方というのが見直されてきて、平成32年には子どもたち、小学校高学年にも英語という授業が取り入れられるというような状況下にあるようでございます。そんなことも含めて、町民の社会教育上のものについては、それぞれ公民館事業の中で自主的に事業展開をしている、そういう組織もございまして、そういう形の中で英会話というものが必要になってくればそういうものも活用できればなというふうには考えております。以上です。

議長  
佐藤(妙)議員

6番 佐藤 妙子議員。

2問目の質問に移らせていただきます。子育て世代への住宅支援について。本町では、平成2年ごろより平成11年ごろまでの間、宅地造成が進み子育て世代の急激な人口増加がありました。それは、本町の新築戸建ての住宅取得が比較的安価で、無理なく子育てしながらでも支払えたことが大きな要因の一つであったと考えます。

子どもたちは生まれ育った町で成長し、進学、就職、結婚とさまざまな形でふるさとである南幌から旅立ち、その後、地元に戻るケースというのはごくわずかです。南幌町をふるさとに持つ、子育て世代となった方たちがUターンし、新しい家庭を築き、生まれ育ったこの町で子育てしたいと思うようになるためには、安心して子どもを育てる住環境が大切だと考えます。しかし、今、子育て世代を取り巻く社会環境と経済状況は不安定要素を抱え厳しい状況です。そこで本町での子育て世代に対しての住宅支援について3点伺います。

1 本町の子育て支援住宅は不足していると思うが、増設の考えは。

2 子育て世代の定住を促すために、今後、新築や住宅購入者に対して固定資産税の減免や免除などを取り入れる考えはないか。

3 民間賃貸住宅に入居している子育て世代に対する家賃助成を取り入れる考えはないか。以上です。

町長。

子育て世帯への住宅支援についての御質問にお答えいたします。

子育て世代を取り巻く不安定な社会環境と経済状況は、本町のみならず全国的な状況にあると認識をいたしております。このような状況の中、本町では第5期総合計画の基本構想重点プログラムにおいて、子どもをみんなで育てるまちづくりを目指し、児童生徒の医療費助成を初め、各種の支援策の強化に努めていくこととしていますが、住宅政策の一環といたしましては、今後迎える全国的な超少子高齢化社会への対応と、本町の抱える住宅特性及び財政状況を踏まえた政策展開が必要と考えております。なお、本町の子育ての支援事業は、乳幼児から高校生までを対象として、それぞれの担当所管課において事業を取り組んでおります。

1 点目の御質問にお答えいたします。ただいま、本町で展開しております子育て支援住宅は、元教員住宅を活用した公共賃貸住宅事業の一環といたしまして、特に公募要件に中学生までが同居することを条件とし、現在4戸の共同住宅を提供しております。公営住宅並みの入居資格・家賃形態であることから、公営住宅の特定目的住宅としての区分に準じた内容であります。この後は、次期総合計画の策定時に町公営住宅の建設計画にシルバーハウジングとあわせて子育て支援住宅供給の検討を行っていきたいと考えますが、現在の公営住宅制度では、同居する子どもが就学前から小学校卒業までの間を入居期間として取り扱われているところです。

2 点目の御質問にお答えいたします。現在、地方税法における新築住宅に係る固定資産税の減免が制度化されており、一般住宅では3年間、長期優良住宅では5年間、それぞれ住宅部分に係る固定資産税を2分の1に軽減しているところであり、住宅用地においても面積要件はあるものの特例措置が適用され、平成26年度課税ベースでは33世帯が軽減措置の適用となっております。御質問の今後、新築住宅購入者を対象とした子育て世帯に係る減免等の制度化については、既存住宅での子育て世帯との税負担の公平性などから難しいものと判断をしております。

3 点目についてお答えいたします。本町では民間賃貸住宅入居者への家賃助成については、いまだ詳細な検討には至ってはおりませんが、他の自治体が行っています賃貸住宅入居者への支援要件の例としましては、公営住宅制度と同様に小学生や義務教育卒業、18歳までの子どもが同居する世帯を対象としているところです。本町では、今後想定されます戸建住宅の賃貸住宅化など、同じ賃貸住宅への支援事業であること目線から、本町の住宅特性に合った支援策を次期総合計画策定時の公営住宅の建設計画とあわせて検討を行ってまいりたいと考

議長  
佐藤(妙)議員  
(再質問)

えております。

6番 佐藤 妙子議員。

再質問させていただきます。今、この人口減少問題を考えていく時に、やはり町の子育て住宅対策というのは大きなポイントになるのではないかと思っております。今、若い子育て世代の方たちが住宅ローンを組みないという若者が増えてきているということも聞いております。子どもができて教育費や今後の景気の動向を考えると持ち家も諦めなくてはいけないなという若者の声もよく聞きます。経済的不安が結婚や出産にブレーキをかけているようでございます。だからこそ、子育て住宅が南幌にあるということで、ゆとりを持って子どもを育て、経済的にゆとりが出てきたら本町の住宅団地をお勧めすることもできると思います。やはり現在の4軒だけというのは子育てをしっかりとしている町とは言えないのではないかなと思います。増築だけを考えるのではなくて、町営住宅の一部を子育て住宅にするとか、そういうことも考えられると思います。そこのところで1つ質問いたします。

それとまた、Uターン招致ということでも子育て住宅は大きな効果をもたらすのではないのでしょうか。親が本町の住宅団地に住んでいる方がたくさんいらっしゃいます。本町から出ていった子どもたちを呼び戻す施策として子育て住宅というのは効果があるのではないかなと感じております。今は親も子も同居するよりも近くに住むことを希望される方が結構多いんですね。それで、親がそばにいて子育てが安心できる条件を整えば子どもは帰ってくるチャンスがあるのではないかと、そのように考えております。なぜそういうふうに思うのかという理由としまして、南幌町から出ていった子どもたちが、自分たちがここで生まれ育った町で愛着があるということと、子育てに適した自然環境ということを手だけではなくて、やはり育っているわけですから、体で感じているわけです。それで、この町は都市部にも通勤がしやすいということもわかっておりますし、共稼ぎでも親のそばにいますので安心して子育ての応援もしてもらえます。将来、自分たちの子どもが大きくなって、町から出ていったとしても、親の介護が地元で近くでできるというメリットもあると思います。そういうところから、今、町長も言われたように町の財政的なこと、またメンテナンスにこれからいろんなものもかかると思います。ですけれども、今のうちに将来性があることに投資をするということも大事ではないかなという思いがありますので、ぜひそこのところを考えていただきたいなと思っております。

それで、2番目の子育て持ち家住宅者に対しての支援なんですけれども、先ほどの御説明でいろいろ難しい部分もあるんだなということもわかりましたけれども、それであれば何か違う形で持ち家住宅者に対して支援を、私もこれからちょっと考えていきたいなと思っております。

3番目の一般賃貸住宅の家賃補助なんですけれども、検討していただけということでもちょっと期待しているんですけれども、本町は人口の割合からすると公営住宅、また子育て住宅が充実しているとは言

えないと思います。住宅の新規購入者でも子育て世代では、先ほどお話ししましたように所得が低いということで難しくなって、こうなると一般賃貸住宅しか入ることができない。子育て世帯だけではなく、これからこの町で子どもを産んでもらうためには、新婚世帯の支援対策としても重要になってくると思うんですね。それで、子育て世帯だけではなく新婚世帯も家賃の補助として対象として考えていただくことはできないのかなという思いではおります。

いろいろちょっと話しましたけれども、本当に本町も人口消滅都市としていろんなマスコミとかいろんな所で騒がれておりますけれども、そうなるかならないかはやっぱり今後の町の運営次第だと思うんですね。そういう部分で、まず住む所という部分で考えていただきたいと思っております。るる何点か、また町長に再質問させていただきます。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

佐藤議員の再質問にお答えします。ちょっと漏れていたら後で言っていたきたいと思います。町営住宅は、ちゃんと基準があって目的がございます。それで特化するのなかなか難しいので、先ほど教員住宅などを代用して今やっているところであります。それと、うちの年間を通して空き部屋がそんなにない。そんな状況なので何戸もそれに特化して使っちゃうと、また、低所得者が困っている、町有住宅がないという御指摘をいただく自体になりかねません。高齢者もかなり増えてきて、所得のない方々も増えてきておりますから、それを全部把握して、片一方では高齢者支援制度、片一方では子育て支援、物は1つしかないの、町営住宅というのは。なかなかこれは厳しい分野であると。思いはわかりますけれども、非常に難しいのかなというふうに思っております。それから、子育て環境が非常に悪いんだという御指摘をいただきましたけども、最近来ていただいた若い奥さんたちには、我が町の子育て支援策、かなりいろいろなものやっていたという御理解をいただいております。私は住宅が確かに必要なのがありますが、やはり札幌近郊で雇用環境が良くならない限りは若い人の定住は増えない。現在の中で行きますと、これは札幌市ももう陰りが入って、これから下がる道になっているんですが、若い人のやっぱり労働環境、雇用環境、それから、奥さん方のパートの環境に非常に厳しさがあるというようなことから、なかなか持ち家を持っていくというのは非常に厳しい状況にあるのではないかなというふうに思っております。それで、うちの住宅政策の中でマスタープランやら住宅プランやらいろいろやっています。その中で、今後、当然、町の公営住宅、前に御質問いただきましたね、古い公営住宅、こんなのでいいのかと。いろんなことがございますので、そういう全体を通じながら1つだけ特化してやるわけにいかないというふうに認識を私はしております。全体を見渡してどうあるべきか。これは先ほど答弁させてもらったシルバーハウジングの問題もあります。それから低所得者の問題もあります。そして、子育ての大事な住宅をどうするかという問題もありますので、全体を見ながら、うちの今ある公営住宅を

見ながら、今後に展開していくべきではないかなというふうに思っておりますので、急にこれを今すぐできますよというふうにはなかなか厳しさがあるのではないかなと思っています。

それから、賃貸住宅の援助についても、これもなかなか難しい問題が当然出てきます。子育て世代だけで本当に強化していいのかどうか。そういういろんな全体政策の中で私どもは、どう住宅の供給ができるのか。あるいは賃貸も含めて今後のあり方を考えていかなければなりませんので、今、ちょうどその大事な過渡期になるのではないかなというふうに思っております。何とか少子高齢化の高い町というレッテルは剥がしたいなと思っておりますが、その辺のしっかりした政策を、今、こうだから今これだけに特化してという話になると、また後で逆戻りになったり、ほかの政策が行き届かなくなったりとありますので、うちの今の状況を踏まえながら今後、議員御指摘のものも含めて検討してまいりたいなというふうに考えております。

議長  
佐藤(妙)議員  
(再々質問)

6番 佐藤 妙子議員。

再々質問させていただきます。私は子育て支援が南幌町が決して悪いというそういう思ではございません。何とか子どもたちに帰ってきてほしい。本町ではこれまで多くの子どもたちがこの町を離れていきました。今後加速する南幌町の高齢化に歯止めをかけるのは、この町で育った子どもたちが戻ってきやすい住環境づくりが重要なのではないかなという、そういう部分のテーマで今回話しをさせていただいたわけですけれども、雇用のことで先ほど町長もお話ししていただきましたけれども、南幌町にたくさんの方が入ってきた時に急速に南幌町が伸びまして、子育て世代がたくさん入ってきました。その時にその方たちが南幌町の財政とか医療とか学校とか商工会とかいろんなことをしっかり学んで来られた方がいるかなと思った時に、そうではないと思うんですね。やはり自然の中で伸び伸びと子どもを育てたい。車があれば生活に不便はない。やはり広い家に手頃な住宅ローンで住むことができるということが、皆さん、たくさん入ってきた大きな要因となったと思います。若者の子育て世代に住みやすい住宅対策を進めることによって、この町で子どもを産んでもらうという、そういう政策も考えていただきたいなということでお話しさせていただきました。本当にこれからどんどん高齢化問題も進んでまいります。定年を迎えて、住宅団地の方たちは住宅ローンを払ったら出ていきたいなという声も結構ちらほら聞こえております。そういう人たちをいかにどういうふうに食いとどめたらいいんだろうという思いで、住宅問題と関連して今日質問させていただいたわけでございます。

それで最後に、子育て支援住宅なんですけれども、先ほどから町長もいろいろお話がありまして、子育てだけに特化はできない、いろんなもので考えていかなくちゃいけないというお話もありました。私もそのお気持ちはすごくわかります。ただ、今、いろんな町で子育てに来てもらいたいということで、一戸建ての住宅をつくって、やっぱり伸び伸びと子どもたちに育ててほしいという。一戸建ての公的な住宅を建てている市町村も出てきました。そういうことで、南幌町も地の

利というか、広い土地がありますので、そういうことも将来的には考えられるんじゃないかなと思うんですね。私もこれから先進地に視察に行きってしっかり勉強してきますので、ぜひ町としても検討課題として積極的に取り組んでいただけるような思いがどうか、最後に聞かせていただきたいと思います。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

佐藤議員の再々質問にお答えいたします。子育てだけに特化するわけではないんですが、子どもは住宅政策でやっぱりいろんな方に利用していただく、町の財産でありますから、できるだけ広い範囲で使っていただきたいというふうに思っております。ただ、うちの町の状況から考えて、これから大きな住宅を建てて、皆さんに貸し出すということは町の負担が相当出ていくことになりますから、それが可能かどうか。それと、本当に若者世代がそのぐらいにうちに帰ってきたいという分野がどのぐらいあるのか。高校あるいは大学を卒業して、うちの町の子どもさんがどこに行っているかという状況を把握されているかどうか。そんなことも含めて今、道内では非常に就職口がなくて、札幌も含めて、大学卒業あるいは高校の就職がないと皆さんが本州に行かれている今の状況。それを私は今、国のほうで一極集中の東京じゃない、あるいは名古屋だとか大阪に集中しない、地方にも雇用の場を、そして、若者が住みやすい環境づくりは、ある程度国がやっていただければ、どこまでも個人の財産が町がやっていくよということには私はならないと思います。ですから、いろんなことをこれからまた検討はしなければなりません。前回言われたのは、公営住宅が少ないと言われているから、それもどうしようかと今考えている中があります。そういう一連の中で普通の住宅あるいはシルバーの住宅、子育ての住宅をどう構築していくかというのがこれからの課題だろうと思っておりますので、次期総合計画も含めてそういうように検討してまいりたいなと思っております。いろんな状況がありますので、一概に住宅だけが良くなったから人に来ていただけるかということではありませんので、いろんなものでトライをしながら、やはり発展していく町には若い人が必要なのでありますから。我が町もそういう部分で何かできる部分、これからはそれも探りながら若い人たちがやはりこういう自然を含めた中で子育てできる環境、非常にすばらしいと言っているように思っておりますので、そういう思いも何とかやりくりの中でできないかということは今後検討してまいりたいなと思っております。

議 長

以上で佐藤妙子議員の一般質問を終わります。

ここで10時45分まで休憩をいたします。

(午前10時35分)

(午前10時45分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に1番 熊木 恵子議員。

熊木議員

一般質問、4問させていただきます。

まず1つ目です。住宅情報の窓口開設を、ということで町長に伺います。第5期総合計画・後期基本計画の中で、継続、拡充となっている

る事業の中に広聴活動事業があります。観光情報や住宅団地情報を町内外にPRし、南幌の魅力をアピールするとしています。人口流出になかなか歯止めがかからず、このままでは人口8,000人を下回ることになるのではないかと危惧されます。本町には、住宅供給公社の700戸の土地のほかに中古住宅が多数存在します。空き家になって買い手が決まらない住宅や、高齢化により転居し空き家になっている住宅の実態は把握されているのか。中古物件は、不動産会社を経由するため町で情報を得ることは難しいのかも知れませんが、町のホームページで紹介することにより移住したいと考えている方への情報提供につながります。町は情報提供だけで、問い合わせは住宅メーカーや不動産として掲載できないのか。地域で支えあう行動力と活力のある南幌と後期基本計画が策定されています。町長はどのようにお考えか伺います。

議 長  
町 長

町長。

熊木議員の住宅情報の窓口開設を、との御質問にお答えいたします。

町内における空き家の状況については、先ほど同僚議員の御質問の中でお答えしたとおりですが、中古住宅に関する問い合わせについては、新聞折り込み広告等による不動産仲介業者の紹介を行っているほか、賃貸アパートについては所有者からの情報をもとに空いている物件の紹介を行っているところであります。議員御指摘のとおり中古物件の情報提供により移住定住の促進にもつながることが考えられることから、今後において、町ホームページにおける空き家物件の情報発信について、空き家・空き地情報バンク制度の拡充を含め、北海道宅地建物取引業協会や民間不動産業者との協議を進めてまいりたいと考えております。

議 長  
熊木議員  
(再質問)

1番 熊木 恵子議員。

再質問させていただきます。今、町長の答弁の中で空き家・空き地情報バンク制度の拡充を含め今後協議を進めてまいりたいという答弁をいただきました。その答弁からすると、今よりは少し広がってくるのかなと考えます。私は、後期計画の中でいろいろ示されているのと、町のホームページの中でもまちづくり課の担当者がこのような言葉で書いています。私たちが責任を持って御相談させていただきますと。この力強い言葉で移住促進を促しています。その言葉を読んだ時に、やっぱりその真剣さというのが伝わってくるなと思ったんです。確かにこれは移住促進、それから、700戸の住宅ということに限られているのかなとも思うんですけども、先ほどの同僚議員の質問の中でも空き家状況の把握ということで68カ所というふうにされていまして、町長答弁の中でも言われていましたけれども、私たちが新聞折り込みとか、あと電柱とかに空き家の情報を貼っているのを見て、ああ、そうか、そこもなんだというふうに思ったりします。それから、あまりくまなく町を歩くということではできないんですけども、例えば、何々町、何々町と行った時に、つい最近までは住んでいた所が続けざまに空き家になっているという状況を見ると、やはりその状況は地図にきちんと落として、ここには何戸の空き家と思われる所がある

という形で、やっぱり一度きちんと押さえなければだめではないかなと思います。一度、委員会、予算か決算でしたか、その委員会の中でもその辺の状況をつかめないのかということ質問したことがあるんですけども、なかなか売りに出されるということだけではなくて、たまたまちよっとの期間いないとか、その辺の状況がなかなか把握できないというのも実際には町のほうもやっぱり手をこまねくということはあるかと思うんですよね。でも、先ほどの同僚議員の質問の中でも、やはり私もこの質問を組み立てる時に、防犯とか火災とか非行だとかいろんなことが起きてきしまつてからでは、起きた時にやっぱりその責任を問われるのはその住宅がある町だと思うんですよね。ですから、そういうことにならないための施策というものをやっぱり今から用意していかなくちゃだめではないかなと思いました。

それで、先ほどの答弁の中で空き家・空き地情報バンク制度の拡充というふうに言っているんですけども、具体的にはどのようにされるのか。あと、ホームページで見ますと、住宅1、2、3、4とぐらいで出ていますが、私はもっとそれが開いたら南幌町の中古住宅とかがこれだけありますということで、開いて、そこに地図とかがアップされていて、それがバツと見えるような形になると、町外から住宅を探してこられる方が一気に見られるというか、そういうことが必要ではないかなと思うんですよね。それによって、移住を考えている人が南幌町を選択することにつながっていくかと思うので、ぜひその開設の仕方は工夫したものでやってほしいなと思います。近隣でも町のホームページにリンクを貼ってすごく見やすいような形で取り組まれている所もあります。ですから、やっぱりそういうのを参考にしながら、ぜひやってほしいと思います。

あと、先ほどの質問の中でも人口減少を食い止めるということいろいろ私も考えますし、そういう中で本町の魅力というものを十分アピールするというか、そういうことの一つにホームページを活用して、住宅情報だけではなくて、南幌町のことを知ってもらって移住してもらおうということの施策につながればいいかと思うので、その辺で具体的に考えていることがあればお知らせ願いたいと思います。

議 長  
町 長  
(再質問)

町長。

熊木議員の再質問にお答えをいたします。情報発信という意味では、今、ホームページ、今年の予算でもいただきましたようにリニューアルするということの中で、よりよい方向を出していきたいなと思っておりますが、当然、先ほど申し上げたように不動産業者やら建物取引協会とかいろいろあるので、そことちゃんと打ち合わせをしないと、勝手にやるわけにはいかないという分野と、今のホームページを見ていただいたと思うんですが、バナー広告みたいに出してくれれば一番いいんでしょうけども、1つ、町が全部やっちゃうとどの業種も町が全部やらなきゃならないという問題が当然出てきますので、その辺が不動産業者の一業者だけやったら、そういう問題がまた出てきますから、いろんな業者が今うちに入っている。特に市街地の空き家につきましては、ほとんど不動産業者が入っております。中には、古い、昔から



の行政区の空き家については、これは入っているのと入っていないのと両方あると思うんですが、最近、いろんな新聞を見ていただいたらわかると思うんですが、物件の情報がうちの町がほとんど今出ない。それだけ需用の高い町のようにあります。不動産業者あるいは買う人にとっては、ですから、高い新聞の広告をかけないで、何か取引が行われる、不動産の中でもう既に行われているというようなことで、人の入れ替わりが非常にうちの町は激しいということのようでもあります。ですから、この辺が慎重を期して何でも出せばいいというものではないので。そういう業種があるわけでもありますので。業界に不便をかけない、そして、皆さんに喜んでいただけるという分野でありますので、私どもも空き家というか、やっぱり不動産にかかっている空き家とかかかっていない空き家と両方あるので、その見きわめが非常に難しい。それから、議員から御指摘があったように、長期空けているというのもありますから、そんなこともあって、なかなか個人の情報が入りづらいというのも現実としてあるものですから、その辺はいろいろ見きわめながら。当然、アピールするものについては、できるものについては、ホームページ等々を使ってアピールはしていきたいと思っておりますので、先ほど答弁させていただいたように、いろんな業界との摩擦にならないように協議を進めて、よりよい方向に持っていきたいというふうに思っております。

議 長  
熊木議員  
(再々質問)

1 番 熊木 恵子議員。

再々質問させていただきますが、先ほど、68戸の空き家があるという答弁でしたけれども、その68戸の中には不動産で古いというか、例えば、中央団地とかそういう中には結構古い家で、高齢になって住まわれなくなって空いている所の押さえだけなのか、それとも、住宅を売って出ていった戸数も含まれるのか、その辺をちょっと確認させてください。

それから、今、町長は南幌町が人気の高い所だということでそんなに載らないということだったんですけれども、広告にはずいぶん載って、空き家があるように思われるんですけれども、その辺の押さえというか、先ほど言ったように長期というか半年とかいないとかということだけではなくて、その辺の押さえは、例えば住民票を移したからそこが空き家になったことがわかるだけなのか、それ以外でつかむ方法というのは町としては全くないのか、その辺をちょっと伺います。

それから、ホームページだけでいろいろとやるということも難しいことは確かにあるかと思うんですけれども、今のままいつまでもずっと8線の8号とかという所が一番にポンと出てきてというところから、なかなか変わっていかないというところでは、じゃあ、あの4軒のほかにもっと広く載せる方法で、早く載せるということが今すぐ取り組むことはできないのかどうか。その辺は先ほどの不動産関係とのいろいろな調整というものがすごく必要で、それにはもっともっと時間がかかるかと思っているのか、その辺ちょっとお答えいただきたいと思っております。

議 長

町長。

町長  
(再々答弁)

熊木議員の再々質問にお答えしますが、先ほど68戸と言いました空き家の情報でございますが、とりあえず押さえているということでございまして、はっきりしているのは農家地区、もう住んでいないというのがあって、それが43戸、それから、市街地で25戸のようであります。ただ、これ、市街地は特定できないので。先ほど言ったいろんなことがありますので。あるいは不動産に行っている場合もありますから。あるいは競売にかかっているとか、いろんな問題が出てくるので、実際すぐ押さえられるかといったら、そういうことではなかなか難しい物件のようであります。できるだけ押さえるようにはしておりますけれども、家族でも1人しか住民票を持っていかなかったりするから、その辺は押さえづらいと思います。特に今、個人情報の問題がございますから、なかなか昔と違って簡単に押さえられるということにはならないんじゃないかなというふうに思っております。どちらにしても、こちらの部分でいろいろ手を打ってやっていただいて、うちの町のホームページも出しているんですが、依頼のないものは出せないんですよ。あったものは全部出しておりますから。それはお知り合いの方がいましたら、ぜひ町に勧めていただければありがたいんですが。皆さんがそうだとおっしゃって、本人が違うと言われたらこれはどうしようもないので。あくまでも本人の申し出がないと、なかなか町が勝手に空き家ですからありますよなんていう話には私はならないと思っておりますので、身内あるいは身元引き受けの方々が、誰かが何かのアクションを起こしていただかなければ簡単に情報としては出せない。それは今、皆さんが思うようになかなか進まないというのが。もっと早くすれと言われても、いっぱいあって出していないのならないんですが、そうやって言って初めて来て載せる状況がありますので。ホームページの状況もわからないという方もおられると思いますので。まあ、広報なんかでもそうやって出してはいるんですけども、なかなか周知がされていないのか、その辺がちょっと把握はできませんけれども、町に来られればすぐ出すように、できるだけ速やかに出せるようにはしている状況でありますので。見やすい部分も含めて情報発信が速やかにできるように努めていきたいなというふうに思っております。

議長  
熊木議員  
(再々質問)

1番 熊木 恵子議員。

すみません、再々々なんですけどもいいでしょうか。1点だけ確認して、返事をいただいていないと思うんですけども、空き家・空き地情報バンク制度の拡充を含め今後協議を進めていくと答弁されたんですけども、それは具体的にはどういう形でされるのか、そのこの1点、ちょっとお答えをいただいていないと思うんですけど、お願いいたします。

議長  
町長  
(再々答弁)

町長。

それは再々質問にお答えいたしますけれども、一番最初に言った、そういう業界とちゃんとやらないと町が勝手にやるというわけにはいかない、そういう所と協議をしてオーケーが出ないとなかなか難しいのかなと。行政がやる場合については、きちんとルールは守らな

ければなりませんので、そういう協会がございますので。あるいは、民間不動産屋さんがそういう思いでおられるのかどうかもわかりませんので、それらを協議させていただいて、よりよい方向に行きたいなというふうに思っています。

議 長  
熊木議員

1 番 熊木 恵子議員。

2 問目に移らせていただきます。

高齢者肺炎球菌ワクチンの全額助成について。肺炎球菌による感染症にかかることの多いのは、5歳未満の乳幼児や65歳以上の方といわれています。見た目は元気そうでも免疫機能が低下し始め、感染症にかかりやすくなるようです。現在、肺炎は日本人の死因の中で、がん、心疾患に続いて第3位となり、肺炎で亡くなる方は年間12万人で、そのうち96.8%が65歳以上と報告されています。肺炎にかからないためには、ワクチン接種等の予防対策が必要です。

本町では、65歳以上の高齢者を対象とした予防接種の費用助成に取り組まれています。接種率の向上に努めるための方法を伺います。肺炎の重症化を予防し、元気に日常生活を送ることのできる高齢者を応援するためにも、全額助成することが必要ではないでしょうか。1回の接種で5年間効力があるとされています。肺炎による合併症や感染を予防することは、医療費の抑制にもつながるものと思います。町長のお考えを伺います。

議 長  
町 長

町長。

高齢者肺炎球菌ワクチンの全額助成についての御質問にお答えいたします。

成人の肺炎のうち肺炎球菌によるものは25%から40%を占めており、特に高齢者の重篤化が問題となっています。このような状況を踏まえ、本町においては、道内市町村の中でもいち早く平成23年度から町の単独施策として65歳以上の方に予防接種費用の半額を助成し、高齢者の肺炎の罹患予防に取り組んできておりますが、今年7月の予防接種法の改正により10月1日から、この予防接種は定期予防接種となり、65歳以上の方が全員対象となるよう定められたところであります。定期予防接種では、接種対象年齢が5歳刻みで設定されていることから、本町としては、これに加えて平成26年度に限り対象にならない方で、健康上の理由等で来年度以降の接種まで待つことに不安のある方を町独自の予防接種費用助成事業で対応していくこととしております。また、より多くの方に接種していただけるよう、対象者への個人周知や町広報等などの活用にあわせて、老人クラブでの健康教育などあらゆる機会を通じて周知し、接種率の向上に努めてまいります。

なお、接種料金の全額助成につきましては、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種は、定期予防接種の中でも個人の予防に重点が置かれているB類疾病とされていることや、これまで成人の方を対象とした各種健診や高齢者インフルエンザ予防接種については、町民の皆さまにもご負担をいただいていることから、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種につきましても同様の考えのもと、これまでどおり、接種費用の半額

議 長  
熊木議員  
(再質問)

程度のご負担をいただき実施してまいりたいと考えております。

1番 熊木 恵子議員。

再質問します。国の制度、予防接種のところで10月1日から定期予防接種となるということで拡大されるなどと思います。

それから、本町で取り組んでいる事業が、ほかの自治体とか近隣に比べても、私、以前にも話しましたけれども、やはり先に予防医療ということとかいろんな施策に取り組んでいるということは評価できるものと思っています。これを全額助成できないかということで今、全額助成は難しいということだったんですけども、この肺炎球菌ワクチンが毎年毎年打たなくちゃだめだということだとあれですけども、やはり効力が5年間あるということでは、町がそれを真剣に取り組むことによって肺炎で亡くなる方を少なくする、それから、やっぱりそれは突き詰めていくと医療費の抑制に大きくつながっていくものと思うんですよね。ですから、それを一遍に全部を対象にしてやれということはもちろん言わないです。だから、年代を区切ってというか、今年度は何歳から、まあ、65歳からですから、高齢者の状態だとか何かその辺のことを考えて実施できないものかなと思うんです。1回の費用が7,000円と聞いています。その半額を今助成しているということで、じゃあ、その3,500円が受けられる本人にとってすごく高いものかと言われると、やっぱり自分で自分の健康を守るという意味では決して高いとも言えないかもしれないんですけども、やはりせつかくいい施策をいろいろ持っておられるのですから、そこ中に1つ加えて、そこで予算を検討してみたいかかと思えます。

それから、昨年度の平成25年度の決算資料の中でも、肺炎球菌ワクチンを受けられている方が確か102名と書かれていたと思うんですけども、今後の取り組みで後期計画の中でも啓蒙とかいろいろ広げていきたいというふうに書かれてはいますが、具体的には今、広報とかでも周知するというところとか老人クラブとかでも健康教育などでというふうにあるんですけども、その取り組みをもし今、考えておられれば、後期計画に書いていたほかに何かがあれば教えてほしいと思います。以上です。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えいたします。いろいろ御提案もありましたけれども、この基準というのは非常に難しい。個人差、年代別でも病気している方、元気な方が。80歳でも俺は元気だと。まだ打たなくていいと。これはなかなか難しいんですよ。だから、あくまでも本人がどう自覚して、あるいは家族の方がもうそろそろ受けたらいいよと。そういう啓蒙活動は、これは老人会やいろいろな機会を通じて保健指導の中でもやっていきますし、当然、5歳刻みになりましたから個人周知をしますので、それを重点にしながら受けていただく環境づくりはしていきたいものというふうに思っております。私は、やはり当然、個人負担もあるべきだと思っています。全部、町が持つべきかどうかというのはなかなか私は今、皆さんにいろんなことに御負担をいただいてやっここまで来たのに、今そんな状況にあるのかど

うか。お年寄りが心配しているのは、町がそんなにして助成しているのかと、そういう声もあるわけだから、全額というのはやっぱりどうかという声は私の所にはいろんな声がある。それより、そうやって設定ができないんですね。65歳から全部だから、そうしたら65歳に全部出せと。私は70歳までは元気だから70歳過ぎたら打つとか、そういういろんな背景がございますので、これはなかなか一定にかけていくというわけにはいきません。今年は先ほども答弁させていただいたように、限って65歳にならない人でも病気でちょっと心配ある方はやっていいよというお話もさせていただいておりますので、そんな中で5歳刻みの時に本人あるいは家族を含めて、受ける、受けない、やっぱり啓蒙活動が一番ではないかなと私は思っていますので、お年寄りの機会があるごとにそういう話をさせていただいて、できるだけ受けていただく、それが一番よろしいんじゃないかなとそんなふうに思っています。

議長  
熊木議員  
(再々質問)

1番 熊木 恵子議員。

ちょっと見解が違うところもありますけれども、何が何でも、何でも全額助成すべきだということをお願いしているつもりもありません。では、ちょっと質問しますけれども、本町で今まで接種していた年代で、先ほど町長が言われたように、私の周りでもまだまだ元気だからまだ受けないんだわという人もいますし、早く受けてきて安心したわという人もいます。それはやっぱり個人の考え方の違いということもあるので強制はできないと思っておりますけれども、今まで接種された方の中で60代から70代、80代と、その年代の中でどの年代が一番多いのか。それから、肺炎で亡くなった方のおおよその人数というか、それがもし、わかれば教えていただきたいと思っております。

それから、啓蒙の仕方、先ほどいろいろ取り組みのことをお話しされましたけれども、やはり保健師さんとか保険福祉課のほうからいろいろお話しをされるというところでは、やっぱりすごく真剣に耳を傾けて聞かれると思うんですね。ですから、今までも地域に出て、そういう活動とかをされていますけれども、今後取り組む中で何か特に気をつけて、もっとこういうところをやりたいと思っております。もし担当の中であれば伺いたいと思っております。

議長  
町長  
(再々答弁)  
議長  
保健福祉課長  
(再々答弁)

町長。

数字的なものと今取り組んでいるものについては、担当課長から説明を申し上げます。

保健福祉課長。

熊木議員の御質問にお答えいたします。平成23年度から26年度まで4カ年実施してきておりますけれども、今年7月1日現在の数字でございます。65歳以上の対象者数が2,269人おまして、4年間で接種済みの高齢者の方は361人ということで、15.9%の方が高齢者肺炎球菌ワクチンを接種しているところでございます。年代別にどの年代が多いかということでございますけれども、3カ年の統計的な数字でございますけれども、70代の方がやはり一番多く接種されておまして、全体の42.3%を占めております。その後

は80代というふうになっているんですけど、なかなかやっぱり65歳に到達したからすぐ高齢者肺炎球菌ワクチンを接種する方というのは非常に少ない状況になっております。

続いて、肺炎で何人亡くなられた方がいるのかということなんですけど、申しわけありません、ちょっと資料等を持ってきておりませんので、戻ったらわかるんですけども今の段階ではお答えすることはできません。

それと、推進方策でございますけれども、先ほど町長が説明していましたように、やはり小さな町ですので個人勧奨という強みがありますので、個人勧奨を重点にあらゆる機会健康の意識づけだとか各種健診、予防接種等の推進を展開していきたいというふうに考えています。以上です。

議 長  
熊木議員

1番 熊木 恵子議員。

では、3問目に移ります。3問目は、灯油購入費助成事業の実施を、ということで町長に伺います。4月からの消費税8%増税に伴い町民の生活への影響が表れていると思います。特に、灯油価格が高騰し、このまま冬季生活を迎えることへの不安の声が聞かれます。本町では、平成19年度、20年度、24年度、25年度と4回、灯油購入費助成事業を実施し、該当する町民からは大変喜ばれています。例年、緊急的に北海道の補助事業として取り込まれる状況ですが、今年度の実施についてどのようにお考えか伺います。

また、本町の制度として、灯油価格の変動にかかわらず実施することも必要と思います。そのほかに冬季生活支援としてどのような施策をお考えか伺います。

議 長  
町 長

町長。

灯油購入費助成事業の実施を、の御質問にお答えいたします。

本町における灯油購入費助成事業であります、あつたか灯油支給事業につきましては、議員も御承知のとおりこれまで短期間で急激な灯油価格の上昇が見られた平成19年度、20年度、24年度、25年度に道の交付金も活用しながら緊急対策事業として実施し、対象となったいわゆる生活弱者世帯の冬季の生活支援という意味においては、大きな役割を果たしてきたと思っております。この事業を実施する上で重要な判断材料になるのが灯油価格の推移であります。本年度につきましては、国際情勢や国の経済政策の一つであります円安、4月からの消費税率の引き上げなどの影響もあり、現在、町の契約単価でも1リットル当たり100円を超える状況が続いてはいるものの、急激な上昇の兆しはなく経過しているところであります。このような中、非課税世帯に限らず全ての家計にとって、現在の灯油価格は大きな負担になっていると認識しており、価格変動にかかわらず灯油購入費助成事業を実施するという事は、この財源の一部を負担していただく納税者の理解を得ることも必要であると考えております。以上のことを踏まえ、本年度の灯油購入費助成事業につきましては、灯油価格の推移を見守りながら、広く町民から理解され、より一層の事業効果が図られる助成事業となるよう、そのあり方を現在、見直し検討してい

議 長  
熊木議員  
(再質問)

るところであります。

また、その他の冬季生活支援につきましては、高齢者や障がい者のみの世帯で、疾病等により除雪作業が困難な方を対象とした除雪サービス事業を継続実施してまいります。

1番 熊木 恵子議員。

ただいま答弁いただきまして、1リットル当たり100円を超えている状況ということで、今後もガソリンとかもなかなか下がらなくて、変動していて、高止まりというかそういう状況に今なっていると思うんですね。灯油価格もやっぱり皆さん、これから冬、灯油をたくさん炊かなければならない地域に住んでいる者にとっては本当に気になる場所だと思います。今年度は取り組まれるのかどうかということをもまず1点。

それから、先ほども公平感とかいろいろというのも同僚議員の質問の中にありましたけれども、財源の一部を負担していただく納税者の理解を得られるというところでは、それも慎重にということだと思うんですね。本来ならば本当にみんなに交付金とかでその補助があればいいと思うんですね。やはり厳しい生活を送られている方にとっては本当に命綱と思われるんですね。ですから、どういうふうに取り組まれるかということがすごく大きな関心事だと思います。私は、毎年毎年その変動によって道の交付金とかがあるからやるとかやらないとかではなくて、やはりこういう制度を設けるということも町としては考えていくべきではないかなと思うので、そこが難しいと言われれば何か方策がないのかなということで、ちょっと答弁を願いたいと思います。

それから、今まで8,000円が初めて、その次が1万円ということで支給していましたが、今後、もし道の事業とかが決まった時に、やっぱりその支給金額も現状のままで行くのか、その変動があるのかどうか、その辺ももし考えていることがあればお聞かせ願いたいと思います。

それから、冬季生活の支援として除雪サービス事業ということでもありますけれども、昨年の実績の中で41件でしたか、高齢者の除雪サービスを受けられているというふうに資料の中では出ています。以前にも、隣近所で除雪の負担とかそういうのをちょっと援助できるような体制が組めないかということも前に出されていたかと思うんですね。業者とかもなかなか受ける人が少なくなって、町のほうでも、その枠を広げるのは大変だということを以前何かでお話しされたと思います。だけれども実際には高齢者で、そこに住んでいて、冬の除雪が本当に大変だということで、やはり行く行くはこの町から引っ越していこうというふうに考えている人も少なくありません。ですからそういう意味では、もう少し除雪サービス事業の枠を広げるということは考えられないのか。

それからもう1点、町内会とかでごみ当番とかに当たった人が、ごみポストの所の除雪をしてというのを各町内会で、いろんなやり方はあると思うんですけど取り組まれていると思います。その町内会によ

っては独居の方とか高齢の方はそこから除いて冬の間、その作業はしないということになって、配慮している所もあるんですけども、やはり精神的な負担というか申し訳ないというふうに思っている高齢の方もいらっしゃるんですよ。そういうので、町としては何かその辺の対策というのを冬季の生活支援の一環として考えておられるのか。

また、本町にすぐ当てはまるかどうかわかりませんが、大きな市とか町とかでは高齢者だけではなくて、日中灯油を消費しなくても済むように公共施設とかで暖を取ったり交流できたりというような政策を考えている所もあるように聞いていますけれども、そのようなことは本町で取り組んでいる事業で、ひだまりサロンとかいろんなものがありますけれども、そういうことも何か検討項目の中に入っているのかどうか伺います。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えをいたします。あつたか灯油支給事業、これは今まで皆さんにも御理解いただいて、緊急対策事業としてやってまいりました。灯油価格がその年が相当値上がりしたということで、そういう方々に対して支給をしてきたと。現状、そういう今年度に限っては、そういう事業、緊急対策じゃなくて全体がもう上がっていると。ですから、そのことを踏まえてどうあるべきかと今検討させていただいております。これはもう支給額も含めて。今までの趣旨から行くと全然該当になりません。ですから、その中でどうあるべきかと。今、議員からも御指摘がありましたけど、生活が大変な所の支援はどうするんだと。そういう部分。ただ、いずれにしても町の税金を使ってやるわけですから、皆さんに今まで言っていたことと違うことをやるというわけにはいかないの、やはり一貫性として筋が通るようにこの事業は進めなければなりませんので、その中で今どうあるべきかということで検討させていただいている中であります。大分早くから今検討させていただいて、なかなかその公平性の問題も含めていくと厳しい問題もありますけれども。それと灯油価格の推移も見守っていかなければなりませんので、そのことを検討している最中でありますので、まだ具体的にどうのこうのという時期にはなりませんし、もし、具体的になれば議会の皆さんとも当然、相談しなければならない案件だと思っておりますので、今後どうあるべきかと今検討中でありますので、お答えはそこまでしかできません。

それから、冬の生活支援で除雪サービスをやっております。これは間口はなかなか業者が来てやっていただくというのはかなり不可能に近い状況であります。我が町の冬の除雪をやっている業者等々もやっているんですが、道路の除雪作業を主流で行っておりますので、なかなかそれ以外に手を広げてやれる範囲って、そんなに余裕はない。そうしたら、高齢者事業団、やっていただける方が高齢者事業団の方々も高齢になってきています。自分もやっていただきたいぐらいの年代が行くわけですから、これはなかなか難しい問題が。何ぼお金を出しても無理なような状況も出ておりますので、これはもうなかなか難しい。前回、今、いろんな会合の中で地域で何とかできないかというこ



とも含めていきますけれども、地域に若者が日中に残っているというのが非常に少ないようであります。そんなことも含めていきますと、この除雪サービスは現状でいろいろ、今、考えながらどうあるべきかということも含めて検討させていただいておりますけれども、少なくとも現状の部分は維持したいなと思っておりますが、現状維持するにも前年度から比べると相当厳しい条件でございます。ですから、それが今後どうあるべきかということも含めて、何とか前年並みの水準は確保したいなと思っておりますけれども、そこさえ厳しい状況になってきておりますので、この事業も本当にどうあるべきかと。やらなければ非常に厳しさが。お願いしたい人はいっぱいいるけども、やってくれる人がいないとなると事業として成り立つのかどうか。そんなことも踏まえながら、現在検討中であります。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

答弁漏れだと思いますが、ごみステーション等々、地域によって取り組みをしていただく、それも先ほど申し上げたように私どもは声かけをいろいろやっておりますけれども、各行政区町内会でもなかなかそこまで行かない。たまたまごみステーションはやっていただける行政区町内会があるようですけれども、全部に至るかといったらなかなか厳しい。それにプラスお年寄りの除雪もお願いできますかと言ったら、なかなかそれは厳しい状況のようでもありますので、その辺の仕組みを含めて検討中でということで先ほどお答えしたとおりです。

議 長  
熊木議員  
(再々質問)

1番 熊木 恵子議員。

再々質問ですね。先ほど町長のほうからも、なかなか受ける人がいなくなって厳しいということの今、いろいろ答弁だったと思っておりますが、雪は突然降らなくなるわけではなくて毎年のことですよね。ですから、町としてもやっぱり抜本的な方策というか、それを考えていかなければだめな時に来ているのではないかと思うんですよね。高齢者宅の除雪サービスのところで、例えばお金を払ってでもとにかくやってもらいたいんだという声、だけど、なかなか業者もいなくて、それもお願いできない。そうしたら本当に困ってしまって、よくありますよね、本当に歩いて、玄関の所を一行も空けられないような状況とか。一昔前だと隣近所がそういうのを援助するという体制はあったと思うんですけれども、なかなか隣近所もだんだん疎遠になったり、若い人は日中いないということもあったりして、それはこれから迎える高齢化社会にあっては何らかの対策をきちっと考えていかないとだめな時に来ているんじゃないかなと思うので、その辺は困難だ、困難だ、だけではないことで方法を探っていく必要はあるかと思えます。

それから、私、ごみステーションの話をしたのは、町内会とかによって違いますし、積極的に当番じゃなくてもやっている方もおられて、本当に頭が下がると思うんですけれども、もし仮に、その町内会でも何軒もそういう高齢者が出てきて、そこを少ない人数で回していくのに大変だというような、例えば声が役場の担当のほうにそういう声が届いていたり、もし届いた時にそれを課としては何か対策を考えることができるのかどうかということをちょっと伺いたかったんです

が、その辺ではどうでしょうか。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えいたします。まず、一番最後にお話いただきました、ごみステーションのことについては町に何も来ておりませんので。来れば町内会長あるいは区長会でも当然声が上がってきますし、それ以外でも上がってくるんですが、今のところまだ町内会で処理をいただいているというのが現状と思います。それぞれの町内会でそれぞれのやり方の考え方で進んでいただいているというふうに理解をさせていただいております。

除雪の事業、なかなかこれは難しいと。やめると私は言っていないんですね。ただ、継続で増やすというのが非常に厳しい状況になってきているのも。それで、どうあるべきかということで今、機械力に頼る、あるいは人がいなければ機械力に頼れないのかとかいろんなこと、少ない人数でやれる方法はないのかということも含めて検討しているので、やめることで検討しているわけではないので。継続はするんだけど、拡大するのに非常に困ったなということで検討させていただいているということです。

議 長  
熊木議員

1 番 熊木 恵子議員。

最後の質問に移ります。学校給食費の無料化を。近年、少子化対策の一環として、学校給食費の無料化や一部助成に取り組む自治体が増えつつあります。本町で実施している子育て支援施策の幅を広げる取り組みは、子育て世帯層の移住や永住に大きくつながると思います。本町の学校給食にかかる予算と、消費税が増税になった分での食料費の比較、今後の給食費の値上げを考えているのか。少子化対策として、無料化や減額の考えはないのか伺います。

また、子どもを取り巻く環境は貧困と格差が生じていると全国的には問題になっていますが、本町の子どもたちの生活実態に影響が出ていないのか伺います。

議 長  
町 長

町長。

学校給食費の無料化を、の御質問にお答えします。

最初に、本年4月から消費税率が8%に改定されたことに伴う給食費につきましては、3%増税による影響額として年間約92万円が見込まれますが、本年度は給食費の値上げを行わず、町の賄材料費の中で負担することで献立の水準を維持しております。今後、さらなる増税や賄材料の価格変動等により、給食費の改定が必要であると見込まれる場合には、教育委員会は、町学校給食運営委員会への諮問を経て、決定するものであります。また、第5期総合計画に基づく子育て支援策の一つとして、平成23年度より給食用米の費用は町が負担しており、本年度も約163万円が見込まれていることから、さらなる給食費の無料化や減額については現段階では考えておりません。なお、要保護世帯の給食費は生活保護費の中に、準要保護世帯については国の就学援助制度の中で全額援助されております。そのようなことから、学校給食費の動向により子どもたちの生活実態に影響が出ることはないものと考えております。

議 長  
熊木議員  
(再質問)

1 番 熊木 恵子議員。

今、答弁いただきまして、今年3%上がったことによる影響額が年間で92万円ということで、やはりそれも町の経費の中では負担が増えていっているものと思います。給食費の改定については今、今年がそういう時期ではないということで、今後の中で決定すると思われますけれども、給食費の占める割合というのは結構家庭によっては大きいものと思います。今、貧困の格差ということで大きなニュースになっていますし、ただ、給食費のところでは、先ほどの町長の答弁の中で、要保護とか準要保護、それから就学援助ということで本町も年々増えている傾向にあるのではないかなと思うんですけれども、そこが給食費はそこから賄われるということなので影響はないのではないかなという答弁だったと思いますが、給食費のことだけではなくて、私は、子どもの貧困と格差っていうのはあらゆる面でいろいろ出てきていると思うんですよね。学校給食の無料化と直接関係あるかということと関係ないのかもしれないんですけれども、やはりいろいろ子どもを取り巻く現状で貧困の格差によって本当に負の連鎖がずっと続いていくということはニュースとかでも今大きくクローズアップされていると思います。そういう意味でやっぱり子どもの育つ環境というか、その実態を町としてもやっぱりきちとつかんでいく必要があるのではないかなと思うので、その辺ではどういうふうに考えておられるのか伺いたいと思います。

それから今、町の施策の中で、私、この学校給食の無料化というのはずっと考えていたんですけれども、先ほどから質問している中で、何でも、じゃあ、全額補助とかそういうのをすればいいのかって、税の公平性とかっていうことも町長からも答弁がありまして、ちょっと意見も違うところもあるんですけれども、町の施策の中で、先ほども同僚議員に答弁されていたように、うちの町は高校生までの医療費の補助とか、それから、高校生への通学費の補助とかいろいろ取り組んでいます。それはやっぱりすぐれた施策だと思うんですよね。その中に、今、どの町も少子化対策、それから、何とか定住してほしいということでいろんな施策を入れながら無料化とか減額化というところが増えていっているようにいろいろニュースとかでも出ています。北海道ではまだまだ少ないと思いますけれども、三笠市では平成19年度から小学生の給食費の無料化は取り組まれています。近隣ではちょっとないと思いますけれども、いろいろ調べた中では、第2子を半額にするだとか、第3子は無料にするだとか、細かい施策を持っている所が今増えてきています。そういう意味では、町の子育て支援施策の一つとしてそれを加えることによって、ああ、この町はこんなことをやっているのかということで大きく注目を浴びるといえるのか、そういうことも必要ではないかなと思います。何でもないとこでやれというつもりは全くないですし、年間の本町の学校給食に係る予算をちょっと調べてもありますけれども、幾らなのか。それから、各人が負担する給食費の金額が幾らなのか。それから、現在の小学生1食243円、1カ月で3,940円、中学生1食287円、1カ月4,640円となっ

ていますけども、これを年間にする結構な金額になっていきます。以前、給食費の滞納の問題もちょっと大きく取り上げられていて、その滞納をゼロにするのに取り組まれていて、それが減ってきているというふうにも思いますけれども、それが現在はどれぐらいの件数なのか、それも、ちょっとお答えいただきたいと思います。

いろいろもろもろ言いましたけれども、やはり町の施策でそういうことを、無料化だけではなくて、減額とかいろんなことを考える余地はないのかどうか、そこを再度、町長の答弁をお願いいたします。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えいたしますが、数字については課長のほうから御答弁させていただきます。まず、給食費の問題であります。熊木議員は非常に大きいと言いましたけども、1食240円が本当に大きいかどうか。自分の家でも食べるんですよ。それから考えますと、その辺がどうなのかどうか。私は決して大きくはない。それで子どもさんの栄養から全部考えて供給しているわけです。健康管理、食の配膳、それらを含めて給食費としてやっているわけでありまして。それは払う段階になれば大きいと感じるかもしれない。全体の要素を考えますと、そんな大きいものではないと思うんですよ。自分の家では偏食もあり得るけれども、学校ではきちっと偏食のないように、いろんな献立を通じながら子どもたちの健康管理も給食で合わせてやっておりますので、私はそういう考えでございますので、それを町が面倒を見ながら、あるいは皆さんから負担をいただきながら子どもたちのために学校給食をやっておりますので、これ以上、私は今のところ考えておりません。

子どもの格差がついているんじゃないかという、それは大きな市だとかいろんな活動を見ていると、報道だけは1つだけ取り上げられて格差があるとか何とかと言われておりますけれども、そうしたら、うちの町もゼロかと聞かれるんでしょうけども、それはゼロではないと思います。でも、大なり小なりはあると思いますが、うちの今の中でやれる政策として取り組んでいる。この間、来た親御さんから話しが。医療費の補助はいいけども、うちは元気がよくて1回も使っていないので、格差ではないですか。そういう声もあるわけです。元気な子どもには何もしないんですかという、そんなお子さんの親も見方によってはあるわけです。ですから、できるだけ子どもは元気な子を育てていただきたいし、町もそれなりの援助はさせていただきたい。今できる範囲のことは私はさせていただいていると。うちの町の中の、よその町は私はわかりません。財布もわかりませんから。うちの町のできることは、できるだけ早く取り入れながら、子どもさんたち、あるいは町民の皆さんにできることを今進めているところでありますので、この辺が熊木議員と私の違うところだと思うんですが、私はある程度、100%満足かといったらそうはなりませんけれども、ある程度、今のうちの町のやり方としては、ある程度ベストの部分で行っているのではないかなという部分であります。数字については課長のほうから答弁させていただきます。

議 長  
生涯学習課長  
(再答弁)

生涯学習課長。

それでは、私のほうから給食費に係ります予算関係につきましてお答えをさせていただきます。まず、給食センターの平成26年度ベースの年間予算でございますけれども、調理・運搬の委託料、それと、各種保守点検料、総額含めまして年間8,700万円ほどでございます。うち給食費にかかわります賄材料費が3,300万円でございます。これがいわゆる給食費の賄材料といいまして、子どもたちに食べさせるための年間の経費でございます。それで、現在の給食費、単価でございますけれども、1食当たり、小学生でございますけれども、基本額が254円でございます。それで、米の補助金額が1人当たり10円、米補助金額を入れた後の額が240円でございます。年間195食を見込んでおりますけれども、4万6,800円でございます。中学生につきましては給食の基本額が302円で、米の補助額が18円、補助額を入れた後の金額が給食費が284円でございます。年間5万5,380円という額になってございます。それで、現在の給食費の構成といいますか、賄材料3,300万円、それと、先ほど町長の答弁の中で申し上げました給食費の補助です。これが計160万円。それと、消費税の増税によります影響分として90万円。3,300万円からこの250万円を差し引きまして、おおむねこの3,050万円を給食費の調定額として見込んでございます。

それで、給食費の滞納の状況でございますけれども、平成25年度の実績でございますが、現年度分で徴収率が99.7%でございます。滞納額が9万4,023円ということで7名分でございます。この関係でございますけれども、8月末現在で7名のうち6名の方から納付をいただいて、8万6,021円を徴収させていただいております。残りの1名分、8,000円でございますけれども、この件につきましては近日中に納付をしていただくということでお約束をいただいております。私のほうからは以上でございます。

議 長  
熊木議員  
(再々質問)

1番 熊木 恵子議員。

今、課長のほうから答弁いただきまして、監査の中でも滞納ゼロにするための取り組みということでは、すごく評価しているということの報告が載せられていました。以前に比べて本当に少なくなっているなと思いますし、先ほど町長が1食280何円が本当にそれが高いのかと言われて、そこが熊木議員と違うと言われたんですけども、1食で見て私も高いというふうには思いませんし、学校給食法の中でやっぱりそこで栄養がとれてということでは高いものだというふうには思いませんけれども、やはり南幌町の今の学校給食の中では地産地消に取り組んで、地元の南幌町の食材を使って、南幌のお米を食べて元気な子どもが育っていく、それを応援するということでは学校給食というのはすごく重みのある食育ということで、取り組みだと思っておりますよね。そこの中に一部でも補助できないのかということで質問しました。確かにうちの町は米を全量、先ほど160何万円、去年は172万円でしたかね、そういう形でやっているということでは、これは本当にすぐれた施策だと思っておりますよね。近隣、米どころが全部を取り

組んでいるかというところとそうでないということでは、やはり私は一つ一つを見た時に、全てにこれはだめだということをもちろん言っているつもりもないですし、すぐれているところはさらにすぐれた形で伸ばしていくことによって町の魅力がもっとアップするんじゃないかと思うので、それは無理な質問かもしれないんですけども、やっぱりそういう気持ちを持って当たってほしいなということは願っています。それを以前、医療費のことも質問にした時に、それを負担していくのが、まず無理だということの答弁が最初にあったと思います。だけど、私はそれもいきなり中学卒業までやれということではなくて、やっぱり段階を踏んで、今年小学校3年生までだったら、次の段階には小学校6年生までというような形で、そういう計画を組むことで、それを町民に知らせることで、この町でもう少し頑張っていこうというふうになるんじゃないかと。やっぱり全部関連していることだと思うんですよね。だから、そういう一環で言うと学校給食費もそういう視野で見られないのかなというふうに思いましたので、町長にとっては全く違うという答弁が今返ってくるかもしれないんですけども、私はそういう思いで今質問していますので、その辺を町長はどう受けとめられるか、その1点だけ伺います。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えをいたします。一連の問題も当然あるんでしょうけれども、熊木議員も無理だと思っていて質問しているということですから、私もそういうことで。思いはありますけれども、一連の流れの中でやらせていただいております。できるだけ子どもに対してはいろいろ支援をさせていただこうということで努力をしながらいるわけでありまして、熊木議員と多分違うのは、私は何でも無料というのはどうかなと思っています。行政として、あるいは地域として応援できるものについては応援していこうということで。先ほど事例としてそういう奥さんもいるわけでありまして。だから、全体の中で元気な子どもをどう育てていくかという観点の中から行政の責任、親の責任、あるいは教育委員会の責任、いろいろあろうと思います。その中で子ども子育て支援をいかにしていくかということで今までやってきておりますし、これからは思いは同じでやって。無理なものを今言われてもなかなか無理でありますけれども、その中で何とかしてくれということは、それは当然頭には残っていますが、それは時代の変化の中でできるものについては当然今後出てくるだろうと思いますが、現状の中では相当厳しいということで御理解いただければと思います。

議 長

熊木 恵子議員の一般質問を終了します。

13時まで休憩をいたします。

(午前 11時52分)

(午後 1時00分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここで町より発言を求められておりますので、会議規則第50条の規定により発言を許します。

保健福祉課長。

保健福祉課長

先ほど、熊木議員の高齢者肺炎球菌ワクチンの質問の再々質問において肺炎による死亡者数の御質問があったかと思えますけれども、その辺について一部答弁を保留させていただきましたので、この場で答弁させていただきたいと思えます。

北海道において整理、集計を行っております北海道保健統計年報の数字でございますけれども、平成23年1月から12月までの1年間で南幌町において亡くなられた方が86名おありまして、そのうち肺炎による死亡は7名、全体の8.1%というふうになっております。ちなみに平成22年につきましては、全体で63名のうち7名ということで11.1%が肺炎による死亡というふうに統計上なっております。以上でございます。

議 長

一般質問を再開いたします。

3番 菅原 文子議員。

菅原議員

中学生国際留学プログラム事業実施と英語教育について、教育長にお伺いいたします。今年度から開始されました中学生国際留学プログラム事業として4名の生徒が留学しました。生徒たちも初めての経験にドキドキわくわくしたことと思えます。2週間もの長い間、日本語から離れ、戸惑いながらも新しい環境になじんでいったのではないのでしょうか。日本とは違った習慣に驚きもあったのではないかと思います。中学生国際留学プログラム事業と英語教育について伺います。

1 現地でのプログラム内容と生徒たちの状況がどうであったのか。また、引率はどのようにされたのか。

2 留学体験をどのような形で、ほかの生徒たちに伝えていくのか。

3 中学1～2年生で条件を満たすことができるような方策を教育委員会としてはどのように考えているのか。

4 小学生や中学生が英語検定取得やTOEICスコアの向上を目指すことに偏り、本来の言語としての英語を学ぶことをおざなりにする傾向になることを危惧していますが、教育長の考えを伺います。

議 長  
教 育 長

教育長。

菅原議員の中学生国際留学プログラム事業実施と英語教育についての御質問にお答えします。

1点目の御質問ですが、先ほど、町長が一般行政報告で申し上げたとおり、生徒たちは現地のトリニティ・ウエスタン大学での英語の語学研修、ホームステイによる生活体験を初め、地元の中・高校生との交流、保育園への訪問、ショッピングセンターでの市場価格調査など、さまざまな研修プログラムを体験しました。また、引率につきましては、職員1名と専門の添乗員1名が同行しました。職員については、現地の大学、ホストファミリー宅を訪問するなど、周辺環境や研修内容を確認した後、先に帰国し、同行している添乗員と連絡を取りながら生徒たちの状況を確認し、適時、保護者へ情報提供を行いました。

次に2点目の後質問ですが、中学校において現地での活動写真の展示や研修内容を伝える機会が設定されるものと考えております。

次に3点目の御質問ですが、英語検定の取得に対して特別な取り組

みは考えておりませんが、子どもたちが本事業を通じて自主的な英語学習の意欲向上につながるものと期待をしているところでございます。

次に4点目の御質問ですが、英語検定3級以上を条件にすることについては参加する生徒の英語レベルを客観的に判断するものであります。いずれにしましても、本事業は人材育成を第1の目的としており、本年度の検証を十分に行いながら次年度に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

議 長  
菅原議員  
(再質問)

3番 菅原 文子議員。

今、御答弁いただきましたので再質問させていただきます。

まず1点目なんですけれども、一緒に行かれた方は職員の方ですか、一緒に行かれた方は先にお帰りになったということですが、なぜ最後まで一緒にいられなかったのかなど、そこが1点疑問に思えます。以前にもお話ししていたかと思うんですが、やはり今年初めての事業ということで、子どもたちが2週間いる間にどのような形でどのようなことをしているのかということをお町の職員または教育長のほうでもつかんでおく必要があったのではないかなど私は思っているところです。やはりお帰りになった後に添乗員の方から連絡をいただいたことはわかりますけれども、やはり実際自分の目で見て、行かれた子どもさんたちがどういう様子だったのか。それから、また一緒に自分も体験することにより、より深くこの事業が大切だったかということが私はわかると思っております。教育長におかれましては公務もお忙しいことですし、職員もなかなか2週間空けるということは難しいこととは思いますが、やはり本事業を開始した初年度としては、やはり私は行っていただきたいなという思いでございました。また、今後につきましても、今回何日間か行かれたということですが、せめて来年度は一緒に行かれたほうがいいのではないかなど思っています。今回、ALTのことはまた後ほど言いますが、総務省でも職員の海外派遣ということも推奨していることもありますので、またそれも含めながら行かれてはどうかという思いなので、それを1つお伺いしたいと思います。

それから、2番目の質問なんです、独自でのホームページの立ち上げとかはされないのかお伺いします。隣町では、少年ジェット「希望の翼」という形で行かれた子どもさんたちのいろんな写真だとか行った後の感想だとかを詳しくホームページで出しております。私は本町の事業ですので町民の方にも広く知ってもらうためにも私はそれは大変いいことではないかなど思っています。先ほどの町長のお答えにもありましたようにホームページをこれから新しくされるということですから、そのところも考えてはかがかかと思えます。

それから3点目なんです、やはりこの中学1～2年生、条件を満たすことができるようなというのは、やはり英検の問題がありますね。英検3級が決して高いからだめとかとそういうような話を私はしているわけではないんです。ただ、これは英検というのは5級からなんです、これは5級、4級、3級の問題ですね。これはすぐ印刷して誰



でも見る事ができる過去の問題なんです、この中で見ていただくように、これは5級の問題です。5級の問題でもこの中を見ていただくとかかなり難しいんですよ。もちろんこのスペルとかいろんなことがわからないとなかなか難しい。中学生では英語を勉強しますから、これは5級だと中学1～2年生でももちろん取得は簡単だとは思いますが。4級になってもやはり過去とか過去分詞、それから、i n gのついた進行形、そのような形でもまた載ってきます。4級も難しいと私は思います。それから、3級ですね。条件に当てはまるこの3級、二次試験から面接が入ってきますね。二次試験が入ってくるということは、私も受けた経験があるんですが、絵を描いたものを渡されて、そこに英文が書いています。その英文を読んで、その後、先生のほうから英語で幾つかの質問を受けます。そのような会話も重視されて、読む力、それから読解力、それと面接、発音の仕方、総合的なことを考えて点数をつけられて合否が決まります。私が言いたかったのは、小学生からもこの試験を受けている、頑張っているというお話なんです、先ほどの教育委員会の報告書の中にも入っています、点検の中にも入っています。私は受けるということはいいことですから、私はこれ自体を否定するつもりは全くないです。ただ、先ほど言いましたように小学生が独学でこの5級を受けると。これはもう本当に非常に厳しいと私は思います。独学で試験を受けるということ、それからまして合格するという事は並大抵の努力では私は難しいのではないかなという思いでいます。それで、この町の事業ですから、町のほうで、例えば小学生、それから中学生に、先ほど同僚議員のお話でもありましたけれども英会話教室ですか、英語教室、そういうのを通じてでも少しされたいのじゃないかなと思うんですよ。先ほどから同僚議員でも貧困の格差とかそういうお話もありましたけれども、その家庭によりましては経済はありますが、違う理由でもお子さんを英語教室、英会話教室に通わせることを否とする家庭もあるかと思えます。そういうお子さんは、それではちょっと道は遠のくのかなと。それでは格差が広がるのではないかなと、私はそういうことを懸念しておりますので、テスト自体を受ける受けない、それから合否がどうのと、そういう問題ではないことは御理解いただいて、この質問を受け取っていただきたいと思えます。

それから、4番目につきましてですけれども、やはり私が危惧しておりますのは、幼稚園、小学校のころに英語というのは楽しい、ゲームとして楽しい、それからお話しをしていて楽しい、先生と遊んで楽しい、そして、中学校に行くといきなり文法になると英語が嫌いになる子どもさんがいると。これは全国的な問題で、今始まったことではないと思えます。その時に、今お話ししました小学生、それから中学生、この行きたいがために一生懸命頑張る、その裏にはやはりこの点数という厳しいものもありますから、そこに向けて一生懸命言語として英語を学ぶと。コミュニケーションをとる一つの言語としてではなく点数を取りたい、そのために突っ走っていく子どもさんが出るのではなからうかと、それを私は危惧しているわけですね。このJETプ

プログラムですけれども、今おいでいただいている先生もJETプログラムからおいでいただいている先生だと思いますけれども、外国青年招致事業では総務省、外務省、文部科学省の協力で実施されていることですね。特に総務省では交付税において、このALTの先生を派遣していただいていると、そういうことだと思います。交付税といいましても国民の税金を使わせていただくわけですから湯水のようにというわけではないですが、私は、先ほど教育長が御答弁されました人材の育成という面では、私はこの交付税をいただいている上のALTの先生の増員というのは、私はそんなに税金の無駄遣いだという考えではおりません。ですから、ALTの先生、総務省でも1人とは限っていませんので、本町よりもまだ小さい7,000人の町でも3人来ていただいている所もあります。それから、御存じだと思いますけれども、ALTの先生のほかにもまだ国際のCIRですね、国際交流員、これは本町には国際担当課という部局はありませんから、これは無理な話なんですけれども国際交流員、それからスポーツ国際交流員、これはSEAといいまして、スポーツに特化した人ですね。これも1つのスポーツに限ってのことですから、本町ではこれもまた難しいと言われるとは思いますが、将来的にこの交流事業を通じまして、国際的になっていくことも視野に入れてもいいのではないかなと私は思います。先ほども同僚議員のほうからもあそびの達人の中でというお話もありましたが、私はやはり子育てのまち南幌、それから人口問題、いろんなことを鑑みましても、今、実際、習いものの第3位に英会話教室がありますね。それから、親が習わせたいトップ1は英語、英会話です。それだけこれからの子どもさんたちが国際化、グローバル化に向けて本格的にコミュニケーションをとる第一の、世界で共通語と言われている英語に力を入れているわけですから、私はこの本事業の国際留学プログラムをやるに当たり大変いいことをされていると思う反面、いろんなことで私は心配もしております。そういうことで、町で英語・英会話教室の実施、先ほど、されるおつもりはないというお答えをいただいていたけれども、私が言いました、ちょっと違う視点なんですけど、英検の取得、それからテストだけではなくコミュニケーションとしての英語ということを教えることで大変意義のある英会話・英語教室を町でされるおつもりがないかどうか、再度お聞きしたいと思います。

議長  
教育長  
(再答弁)

教育長。

それでは、菅原議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の職員の随伴、なぜ途中で戻ってきたかと、最後までいなかったかということでございます。確かに議員が心配されるように、私どもも当然初めての事業ということで、子どもたちはどういう状況かということも心配しておりました。ただ、その中で今回非常に心強かったのは添乗員として同行いただきました女性の方ですが、この方は現地にもかなり精通をしておりまして、過去にも南幌町の事業にも参画して、子どもたちとも面識があったということでございます。そんな中で今、逆に言えば便利な社会になってきておりますので、リア

ルタイムに映像で情報を入れていただけるということで、今回、学校教育グループ主幹が同行したわけですが、そんな中で十分添乗員の方と引き継ぎをされまして、適宜そういう情報を入れていただいて、各家庭にもそういう情報を配信したということでございます。現地での状況を見るということは当然大事なことでございますし、長くいればそれに越したことはないわけですが、当然、管理職の職員が行って、目で見て、受け入れ先の家庭あるいは学校の状況、そういうものを判断し、さらには、幸い昨年8月までいましたALTが現地まで来ていただいて、子どもたちと交流していただいたと。そういうこともございまして、ある面では自信を持って帰町したということでございます。来年以降につきましては、どこの業者さんが委託先になるか、これはまだ別問題といたしまして、添乗されるそういう人が信頼おける、そんなような人を選択するような形の中で実施していきたいというふうに考えます。まだ期間的には、来年度については、職員の随行については未定でございます。

次に、行かれた子どもさんたちがどのような形で報告というか、そういう場に付随して、独自で町のホームページを開設する考えがないかということでございますが、実は子どもさんたち4人、非常にいろんな不安な思いをして、この国際留学プログラムに参加したと思います。ですから、戻ってきて、余り過大なノルマというか、そういうものを与えることによって逆に行くことを遠慮するというようなことがあっても困るなど。そういうような思いがございまして、子どもさんたちに与えた課題については、行ってきた内容について感想文にまとめていただきたいと。それを提出していただくということでございます。当然、税金を使って行っているわけですので、その感想文、寄せられたものについては広報あるいは別冊で報告書、そういうものにまとめて町民の方にお見せできる、あるいは次につながる子どもたちにも目に触れるような、そして、子どもさんたちが自発的にこういう面でしゃべりたいと、お話しをして広めたいというそういう声が出てくればそういう機会も当然学校でもつくっていただきますし、教育委員会としてもそういう機会があれば発表していく場を設定したいというふうに考えてございます。

それと3点目ですが、独自の英語教育と言いますか、そういうものを、先ほど同僚議員のところでもありました。私は英会話教室をやるらないという発言は確かしなかったと思います。今年の3月に菅原議員からも質問があったと思いますが、ALTの増員だとかという質問もございました。その中で私がお答えしたのは、ALTを増やすということは現段階では考えていないというお話をさせていただきました。ただ、町内には、英語、英会話、そういうものにたけた町民の方が多分潜在的にいらっしゃるだろうということで、先ほどとも同じになりますが、生涯学習サポーターあるいは学校支援員、そういう形の中で登録をいただいて、少しでも身近に英語を感じていただけるような、そんなようなことがまず前段としてやるべきではないかなど。それと、ふるさと南幌未来塾、これは子どもたちに限った塾ではございません

が、この人たちは独自に町民の方が望むニーズに応えた事業展開をしております。そんな中で英会話教室というものがもしかしたら取り上げられる可能性もあります。そんなことも含めて、あらゆる角度からそういう英語教育に堪能な方の発掘、そういうものをサポーターとして登録していただけるような、そんなふうに進んでいきたいというふうに思います。

次に最後の4点目ですが、この国際留学プログラムが英検3級という一つの目標設定をしております。これはあくまでも客観的に判断する材料ということで申し上げますが、そういう設定がゆえに点数に特化した動きにならないかという心配でございますが、あくまでも子どもたちが、先ほどとつながりがあると思っておりますが、自主的な活動、こういうものを子どもたちが持っていて、自分みずから学んでいただくと。そして、その力を試すというような場になっていただければなど。そして、中学校になって3級を取得した時に、こういう事業があると。ですから、先ほど、家庭状況、いろんな事情によってそういう英会話教室だとかそういうものに通えないという家庭もあるだろうという御心配ですが、この国際留学プログラム事業につきましては、あくまでも子どもさん、あるいは保護者の方が希望されて、条件を満たすか方、これは家庭の状況によって左右されることなく行けるようなというような配慮をさせていただいて実施している事業でございます。ですから、点数優先ということでなくて、子どもたちがみずから学んで、その力を発揮できるような、そんなようなことを考えていきたいと思っております。それと、実は27日の日に、行かれた4人の子どもさんが町長の所に報告に来ていただきました。4人の方にどうだったと言ったら、またカナダに帰りたいというような話をしていました。そして、その中で一番、私が見てほほ笑ましいなと思ったのは、町長に向こうで写してきた写真、今は便利な物があります。それで、なぞりながら1枚1枚説明をしていました。そんなことを含めると、そして、最初どうだったと聞いたら、最初はやっぱりなかなか言葉が出なくて。それが何日か経過することによって非常に打ち解けられたと。ですから、今度行く子どもたちは、例えば1日、日本語をしゃべらないで英語だけのそういう事業も取り入れた形でやったほうがいいんじゃないですかというような、実際に行った子どもさんから多分これからもいろんな来年度に向けて、いい話が聞けると思っております。そういうことを最優先に考えて事業を継続していきたいというふうに考えております。以上です。

議 長  
菅原議員  
(再々質問)

3番 菅原 文子議員。

再々質問をさせていただきます。今、とてもいいお話を伺って、本当にこのプログラム、子どもさんたちにとってはいい経験だなという思いで聞いておりました。

まず、1番目のことなんですが、今は便利な世の中ですから、写真も全部、もう撮ったらすぐその場でこっち側でも見られるということは私も十分承知はしております。ただ、職員の方にとっても、いい経験になるのではないかなという思いで私はいるんですね。先ほど言い

ましたように総務省でもこのJETと一緒に職員の海外派遣という事業も行っているはずですが。その中で本町では、やはり職員の数だとかいろいろな条件がありますから、それはまず無理な話としても、やはりこの機会に同行という形で2週間行かれるのは、私はその職員にとっても、この本町にとっても、とてもいい経験なのではないかなという思いでいるわけです。ですから、今回は管理職の方が行かれたので2週間空けることはどうというように私は受け取りましたけれども、そうではない形ででもできるのではないかなという思いでいます。例えば、教育委員会の方だとかいろいろな形で。とにかく、できれば職員の方が2週間行かれて、私は体験をしていただきたいなど。日本とは違う体験をすることによって、長く2週間いることによって、また得ることがかなりあると私は思います。それを帰ってきてから違う職員の方にそれをつないでいくと。私は、その職員の国際化ということも、やはり広い心で世の中を見るとということ、この町政を担っていくということにおきましては、海外に行かれる経験は私はものすごくいい機会だと思います。それがせつかくこの子どもたちが2週間行くんですから、それで職員の方も行かれてはどうでしょうかというお話をさせていただいているわけですから、瞬時にわかるからいいとか、それから、あちらの方にALTの先生だとか経験している方がいるからいいというお話で私はさせていただいているわけではありませんので。職員にとっていい経験だということを取っていただきたいと思います。

それから、2番目のことでホームページの立ち上げだとか子どもさんたちですが、私はホームページを立ち上げはどうですかということをお話しさせていただきましたが、それは子どもたちがつくることではなく、やはりそれは中学校になるのか職員になるのかちょっと詰めないとわかりませんが、子どもさんたちの負担になるのではなく、ノルマもなるのではなく、そういう所で、例えば今お話ししましたように職員の方がいたら職員の方も一緒にそれをつくるとか。子どもさんたちに必要以上のノルマをかけずにいいものができるのではないかなという意味で、私はお話しをさせていただいております。

それから3番目のALTのことなんですが、どうしてALTの先生がいいかと言いますと、ほかの県でも、それから、本町よりもまだ小さい町でも行っているキャンプですね。先ほど、教育長もおっしゃった英語しか使わない日があればと。そういうお話をされていましたが、今、そのALTの先生、先ほど言いましたCIRとかスポーツのこととか言いましたが、その方たちが来ることによって、いろいろな国から来ることによって、その方たちのお仲間を呼んできたり、それからALTの先生も複数の方がいると、また違う所に行っているALTの先生方に声をかけて、その人たちが中心になってキャンプをして、南幌高校の生徒がそれを手伝うとか、いろいろな方策があると思います。今、やはり2泊3日とか3泊4日で全く日本語を使わない、英語だけのキャンプということもしている自治体も増えてきているように私には思えます。実際に私も行って見てきましたし、いろいろな形でもそういうものがあるということを読みましたので、できればそういう、先

ほど教育長がおっしゃった英語しか使わない日ということやAL Tの先生方を通じてされてはどうかという思いでお話しさせていただきました。それから、そのAL Tの先生方を通じまして、例えば、AL Tの先生が結婚されて子どもさんたちがいるとか。それから、そのAL Tの先生方の家族が来ることによって、またいろんな意味でいいことがたくさんあるのではないかなという思いで私はお話しさせていただいているんですが、本町でもいろんな英文科を出られた方とかもたくさんいます。そういう方たちを通じてということもいいんですが、やはりその国のネイティブの方たちに来ていただくという意味は、発音もそうですが、ものすごく大きいことがあると思います。そういう意味で近い将来、AL Tの先生の増員をお願いできればなという思いでおります。これが全くの町の単費で2, 000万円も3, 000万円もというお話でしたら私もちょっと考えざるを得ないんですが、やはり先ほど言いましたように国の税金ですが交付税をいただきながら南幌町の人材育成ということで、総務省でも人材育成のためにこのAL Tをお使いくださいということで今推奨しているわけですから、私はAL Tの方を増員したほうがいいのではないかなという思いでおりますので、その1点だけお願いいたします。

それから4番目ですが、小学生、中学生が自主的にというお話をされていましたが、先ほど私が言いましたように、この英検ですね。英語検定のこの問題を見られたことがあるかどうかわかりませんが、自主的には私は非常に厳しい問題だと思います。まして小学生にとりまして。小学生でも今のAL Tの先生が行かれています、多分ここまでの詳しいことはされていないと思うんですね。試験を受けるまでは行っていないと思うんですね。中学1～2年生で英検3級をクリアして、そして、行くのはその生徒本人の力です。中学校に入ったらそれは本人の力ですけれども、やはりそれも私は自分の経験から言っても非常に難しいと。自分の力だけでこの3級を、例えば中学校1年生、それから中学校2年生にしても、まあ、努力した子はもちろんいます。ですけれども、自分で独学で勉強して3級クリアというのは小学生、中学1～2年生には非常に厳しい問題かと私は再度改めて思っていますので。このホームページでも見られたこともあるかと思いますが、一度、自分で確かめになってみて、もちろん教育を受けている教育長、それから担当職員ですから、これは簡単な問題かと思いますが、ただ、小学生の目で見ると、これがどうかということをお考えいただきたい。私はそう思っております。ですから、先ほど、やらないとは言っていないというお話でした。AL Tの増員も含めて未来塾ですか、いろんなこともありますというお話もありましたが、でも、この自主的というお話もわかりますが、このプログラム自体を町でやるということを決めたんですから、私はやはりその条件になるべく沿うような、格差のないような方策を取っていただきたいというのは私の思いであります。そこのところをもう一度、教育長のお考えをいただければと思います。

議 長

教育長。

ちょっと先ほどから誤解があるようで、私は決してALTの先生に来ていただいたからそれに任せて帰ってきた、そういう意味ではなくて、やっぱり今までいたALTの方がつながってくれて、わざわざ来ていただいて、生徒たちと交流していただいて大変ありがたいことだという意味で申し上げたところでございます。

それと、1点目の職員の関係ですが、私どもはあくまでも国際留学、子どもたち、中学生の国際留学プログラムという形の中で、この事業展開をどうあるべきかということで職員を同行させて、現地の状況を把握して次年度に生かしたいということでございます。菅原議員が言われる、職員の国際化、現地を見ていろいろ視野を広める、これは当然大事なことだと思います。これはまた逆に言えば職員研修、そういう面で以前には国際研修事業に参加した経過もございます。そんなこととタイアップできるのかどうか、そういうことも含めてこれは教育委員会だけで検討できる問題ではありませんので、その辺はお時間をいただきたいと思います。

それと、2点目のホームページの立ち上げの関係ですが、これもちょっと誤解があるようですが、子どもたちに全てということではございません。子どもたちがやっぱり行ってきて本当によかったと。だけど、こういう面が足りなかったという部分、そういうものをお伺いして次回に生かしたいなということです。ですから、報告書、これは当然、作文を書いていただくわけですから、それは教育委員会のほうで報告書にまとめ、皆さんに見ていただくような体制をとるとことです。もし、ホームページを立ち上げて、その分を広く町民の方に見ていただくということであれば、当然子どもさんたちの手を煩わせるというようなことにもなってくるというふうに考えてございます。

それと、ALTの増員ですが、これも3月の時に否定したものではありません。当然、普通交付税に算入されていると。これは一般財源化されて算入されていることは承知してございます。ですから、交付税措置されているから1人より2人ということではなくて、前にも申し上げましたとおり平成30年から32年にかけて小学校を取り巻く英語環境は変わってきます。現状では全てが満足かというところではないかも知れませんが、今の1人のALTが中学校、それと小学校、さらにはビューローで英会話教室的なものもやっていたいただいているところでございます。そういう形の中で、増やせば軽減されるということではなくて、増やすことによってより効果が上がると、そういうものがある程度確信できた段階では増員についても考えていきたいなというふうに思っております。

それと、最後のプログラム、町が実施をしている事業だということで、そこに参加される子どもさんの差ができれば困るという、要するに格差といいますか、同じ条件の中で皆さんがチャレンジできる、そんな体制づくりという。そんな中で例えば英会話教室だとかそういうものに多分結びつくのではないかなと思います。そういうことも否定するということではございませんし、どういう方法がいいのか。それと、先ほど菅原議員が言われた国際交流事業ですか、そういうもの

を私ども也十分熟知していない面もございます。すぐできるかどうかは別にして、あと、子どもさんたちがどういう思いでいるのか。ただ、子どもさんたちに英語に取り組んでもらう意欲といいますか。今、テレビを見てもいろんなコマーシャルが出ています。そんなことも含めて英語に対する取り組みがかなり文科省も変わってきていると。それと、町長は出発式の時に言いました。2020年に東京オリンピックがあると。今回行かれた皆さんが競技では参加できないかも知れないけど、英語を勉強することによってボランティア、通訳だとかいろんな形で皆さん方が参加できる、そんなことにもつながれば大変うれしいという、そんな話もされていまして。ですから、そういう事業を通じて少しでも子どもさんたちが学びやすいような、当然、学校教育との絡みがありますので、そういうものは模索していきたいというふうに考えております。

議 長

以上で菅原 文子議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

●日程5 議案第47号 工事請負契約について（平成26年度南幌町農村環境改善センター耐震等改修（建築）工事）を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第47号 工事請負契約につきましては、平成26年度南幌町農村環境改善センター耐震等改修建築工事の設計変更に伴い本案を提案するものであります。契約の内容につきましては生涯学習課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第47号 工事請負契約につきまして御説明を申し上げます。

1 契約の目的、平成26年度南幌町農村環境改善センター耐震等改修（建築）工事。2 契約の方法、指名競争入札。3 契約金額、変更前4,514万4,000円（内消費税及び地方消費税の額334万4,000円）、変更後5,303万8,800円（内消費税及び地方消費税の額392万8,800円）。本件につきましては、去る5月9日、指名業者7者による入札を執行し、契約の締結を経て耐震改修建築工事を進めておりましたが、耐震天井の脱落防止措置に係る建築基準法施行令の一部が改正されたことにより設計価格に変更が生じたので契約金額を変更するものでございます。なお、契約変更に伴い、789万4,800円の追加費用が生じますが、現行予算内での執行となります。4 契約の相手方、岩見沢市岡山町12番地53、勝井建設工業株式会社、代表取締役社長 石井 善昭。参考といたしまして、工期、契約締結日より平成26年9月30日まで。以上で議案第47号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直



ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第47号 工事請負契約について(平成26年度南幌町農村環境改善センター耐震等改修(建築)工事)は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程6 議案第48号 工事請負契約の変更について(平成26年度南幌町元町団地町公営住宅(S59-1A・2A・共用)改修工事)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程いただきました議案第48号 工事請負契約の変更につきましても、平成26年度南幌町元町団地町公営住宅の改修工事の設計変更に伴い本案を提案するものであります。変更の内容につきましては都市整備課参事が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。都市整備課参事。

議長 都市整備課参事 それでは、議案第48号 工事請負契約の変更につきまして御説明を申し上げます。本件につきましては、去る5月22日付け、下記契約により工事を進めておりましたが、給水管の埋設部の老朽化対策としての取りかえ及び新たに給湯設備を備えることから、当初露出配管方式から配管スペースの確保など改修に伴う既存部の収まりに無理があることなどから施工の方法の変更、追加工事に要します費用を追加する必要が生じたものでございます。なお、契約変更に伴い、97万2,000円の追加費用が生じますが、現行予算内での執行となります。それでは、1としまして契約の目的、平成26年度南幌町元町団地町公営住宅(S59-1A・2A・共用)改修工事。2契約の方法、指名競争入札による。3契約金額、変更前6,318万円(内消費税及び地方消費税の額468万円)、変更後6,415万2,000円(内消費税及び地方消費税の額475万2,000円)。4契約の相手方、北海道江別市工栄町3番地5、武田建設工業株式会社、代表取締役 武田 司。参考といたしまして、工期は契約締結日より平成26年9月30日まで。以上で議案第48号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第48号 工事請負契約の変更について(平成26年度南幌町元町団地町公営住宅(S59-1A・2A・共用)改修工事)は、原

案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程7 認定第1号 平成25年度各会計決算認定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました認定第1号 平成25年度各会計決算認定につきまして提案理由を申し上げます。

まず、平成25年度一般会計の決算につきましては、歳入歳出差し引きで1億1,286万6,995円の残額となりました。主な事業としては役場庁舎耐震改修工事、あったか灯油支給事業、改善センター耐震改修工事実施設計、南幌温泉ハート&ハートの屋根・外壁等改修、消防ポンプ付水槽車更新並びにデジタル無線の整備を初め、各保健事業並びに障がい福祉・子育て・高齢者支援、学校教育・社会教育、農地・水・環境保全向上対策事業、商工業の振興事業などを実施したところです。なお、全国瞬時警報システムの自動起動装置設置、食料供給基盤強化特別対策事業、道営経営体育成基盤整備事業、元町公営住宅改修事業を繰り越したため、繰越明許費繰越額2,652万7,000円を差し引くと実質収支額は8,633万9,995円となります。

次に、平成25年度国民健康保険特別会計の決算につきましては、歳入歳出差し引きで8,406万1,510円の残額となったところです。

次に、平成25年度下水道事業特別会計の決算につきましては、歳入歳出差し引きで551万8,364円の残額となったところです。

次に、平成25年度農業集落排水事業特別会計の決算につきましては、歳入歳出差し引きで48万5,629円の残額となったところです。

次に、平成25年度介護保険特別会計の決算につきましては、歳入歳出差し引きで1,840万1,197円の残額となったところです。

次に、平成25年度後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、歳入歳出差し引きで56万3,077円の残額となったところです。

以上、平成25年度各会計の決算につきまして御審議の上、認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長

本案につきましては、平成25年度南幌町一般会計及び特別会計決算審査意見書として監査委員より意見が付されておりますので、局長をして朗読いたさせます。

局長

(朗読する。)

議長

監査委員から補足説明があれば賜ります。

代表監査委員。

監査委員

それでは、ただいま議会事務局長のほうから意見書の概要について報告がされましたけれども、私のほうから若干補足をさせていただきたいというふうに思っております。非常に短い期間の中で書きまし

たので、改めて読み直すとちょっとわかりづらい面でありますとか、考え方が明確に伝わらないなというふうに思う部分がございますので、そういった部分を中心に補足をさせていただきたいなというふうに思っております。

まず、1ページ目でございますけれども、審査の手續の中で上から4行目の頭のほうに、試査の範囲でというふうに記載をさせていただきました。これはどういう意味かということなんですが、決算審査そのものは8日間実施をしております。それに加えて例月出納検査で12日間、期中で7日間の定例検査をして、合計27日をしてございますけれども、実は今年の4月から決算審査まで1年5カ月の期間、事業執行がされているといいますか、整理をされてきている。そういう中で全部を実は見ることはできません。したがって、例えば、道路工事でテストピースを抜いて一部を見て、全体がきちんとできているというふうに推定をするわけですけれども、そういう方法で監査を実施したということをあらかじめ申し上げさせていただきたいというふうに思っております。

それと、あちこちにいろいろ書いた中で非常に大きな特徴といたしましては、南幌町の平成25年度決算について非常に数字が膨らんでおります。60億を超える規模だと。その最大の原因は、南幌町土地開発公社の清算に伴います三セク債、13億6,000万円の発行ということ。要するに、清算に要する経費が13億6,000万円ということが非常に大きく、全体の比較をしづらくさせているといいますか、そういうふうに申し上げておきたいと思っております。

2ページにまいりたいと思っております。2ページでは今申し上げました予算額、歳入歳出それぞれ85億4,703万8,000円、歳入の決算額84億3,168万円、歳出額82億978万3,000円、それぞれの詳細につきましては後ほど申し上げますが、ここでやはり13億6,000万円の影響がストレートに出てきて、例年とは大きく変わっているという部分があるかと思っております。特に、補正の内容を下に書き出しをしておりますけれども、一言で申し上げますと、大きく膨らんだ原因は、土地開発公社の清算金が13億6,000万円、それから、財政調整基金積立金1億2,800万円、それから、南幌温泉ハート&ハート基金1,600万円、備荒資金組合の納付金1億円、合計、言ってみれば予算の中で歳出ということで、土地開発公社13億6,000万1,000円の支出、それから、貯金をした部分が2億4,400万円ございます。そういった部分が大きな特徴かなというふうに思っておりますので、そのようにごらんをいただきたいというふうに思っております。

3ページの関係なんですが、先ほど町長の提案理由の中でありましたように、実質収支については元町の公営住宅改修工事が大きく増加をしたということで、形式収支に対して実質収支が若干縮小しておりますが、前年よりは1,000万円ほど大きいという状況になっております。

それと、1カ所訂正をしていただきたいんですが、(3)の財政構造

の弾力性の表でありますけれども、単位%となっておりますが、一番左側にあります指数、3カ年平均につきましては、これは実はパーセントではありません。右側3つだけはパーセントでありまして、0.25なり0.26という数字はこのままの数字でございます。したがって、4ページにまいりますと、財政力指数の2行目の所に、平成25年度は0.25%というふうになっておりますが、このパーセントは取っていただきたい。0.25でございます。以下、たくさんいろいろ書いてございますが、簡単に申し上げますと、一般会計の関係につきましては、やはり土地開発公社の影響が大きいということで、あと、内容につきましては書いてある内容のとおりでありますので、既に御一読いただいていると思いますので補足は省略をさせていただきたいというふうに思います。

それから、町税の収納状況でありますけれども、調定額8億3,384万7,000円に対しまして、収納済額が7億8,844万3,000円ということで収入をしてございます。これに対して、不納欠損578万5,000円、収入未済額3,961万8,000円、平成25年度の収納率は94.6%、不納欠損は0.7%、未収率は4.8%ということになってございます。収納率は比較をしていただくとおわかりのとおり0.9%であります。平成24年度よりは収納率が上昇しているという状況になってございます。

6ページにまいります。6ページでは細々書いてございますので省略をさせていただきますが、最後、2つの段落の中で記載をさせていただきました。平成25年度では調査予告書117件、差押え事前通知書153件云々ということで、最終的に、繰り返しになりますが現年分で98.54%、前年度に対して0.53%、滞納繰越分が15.28%、前年度10.88%ということで4.4%収納率の向上が図られているということになります。

それと、今後とも収納事務については努力をお願いしたいということを書いてございます。納税義務者の納税義務及び特別徴収義務者というのは、サラリーマンの場合は事業主が住民税を給与から天引きをいたします。そして納付をするんですが、そういう協力をお願いする、特別徴収義務者というふうになってはいますが、協力をしていない方も残念ながらいるというところがありますので、意識改革に対する取り組みを進めていただきたいということをお願いさせていただいております。

7ページの不納欠損の関係にまいります前に一言申し上げたいと思うんですが、実はお金を返してもらい、あるいはいただくという業務は非常に大変な仕事でございます。私も回収業務に当たった経験がございまして、こういうものについては一言で申し上げますと、長引くほど、あるいは、どんどん時間が経つほど金額は増えていきますし、返しづらくなるというのが実態でありますので、いかに早く効果的にお金を回収するかというのが非常に重要な部分であります。そういう意味で収納対策グループの努力は評価をしたいというふうに思っております。

7ページの③にあります町税等の不納欠損処理の状況であります。これは実は公債権だけでございます。いわゆる国税徴収法に基づく徴税権が行使できる債権、それ以外のものについては私債権ということでここには載ってございません。これについては、法律なり規則あるいは条例の定めによりまして不納欠損処理が一定の年限が来ることに、あるいは状況にあるごとにせざるを得ないということで、3行目に書いてありますが、合計103人、985万6,000円の不納欠損をしてございます。前年度は、足しますと128人、1,020万4,000円の不納欠損をしてございますので、若干ではあります。回収努力はここにも出ているのかなというふうに思っております。

④の7ページの下の方から8ページ、9ページの上にかけては、ほぼいろいろと決算書から抜き書きをして書いてございますので、御一読をいただければというふうに思っております。

それから、性質別歳出の構成比の状況でありますけれども、これも書いてあるんですが、上から3つ目の公債費が14%ということで非常に低くなってきてございます。そして、補助費が36%ということで前年の倍以上、前年度が17.2%でありますから非常に大きく数字が膨らんでおります。これにつきましては、土地開発公社の清算に伴う代位弁済に伴って、公債費は小さく見えますし、補助費は大きく見えるということですから、これを除いて試算したというのが最後の2行に書いてございます。公債費の構成比は平成25年度14%ですが、代位弁済金を除いて試算すると17.9%ということで、前年度の20.2%に比べると減少はしております。14%まで減っていないということで御理解をいただきたいと思っております。

10ページにまいりますけれども、地方債の状況をお示ししてございます。一番左側に全部の地方債の残高合計59億6,288万7,000円を記載してございます。右側から2番目の欄が前年度末の残高でありますので、49億8,363万3,000円、これに比べますと、前年度対比では、真ん中ほどの一番下になりますが、9億7,925万4,000円ということで、13億6,000万円の三セク債を発行しても9億7,900万円の増加にとどまっているということをお理解いただきたいというふうに思っております。ただ、一番最後の行に書いてありますが、三セク債の償還期間は15年でございます。これについては、今後、元利金で約1億円、毎年、平成26年度から発生していると。金曜日現在の日銀のホームページに載っている長期プライムレートを見ますと1.15%でありました。それに0.5を足しますと1.65%ですから、このままのレートで行けば平成26年度に支払う利息だけで2,244万円ということになります。ですから、1億1,200万円ぐらいの支払いが発生するだろうという試算が成り立つということでございます。有価証券・債権・出資金については改めて申し上げることはございません。

12ページにまいりまして、基金の関係でございますけれども、表の一番下の行が載っておりますが、15億4,109万8,000円ということで、前年度の13億4,763万2,000円に対して1

億9, 300万円増加をしております。ただ、この欄の「また、」と2行目に書いてありますが、地域の元気づくり交付金1, 670万9, 000円につきましては、繰り越しのために基金として積んだものがありますから、実質的には1億7, 657万5, 000円の増加ということになるかと思えます。債務負担行為については記載をしておりますので省略をいたします。

14ページまで飛んでいただきたいなと思えます。14ページの下の方に保険給付費についてということで記載をさせていただきました。一番上の欄で、保険者負担分費用ということで、保険者というのは国民保険特別会計が負担する費用、要するに医療給付を国保が行った部分です。6億1, 300万円ですから、前年度が5億5, 000万円ということから考えますと6, 300万円ほど増加をしているという状況になってきてございます。内容を、決算書資料ということで皆さんにお配りされているいかと思うんですが、この20ページに明細が書いてありますけれども、それを前年度と対比をして記載させていただきました。そうすると、特に下の3行なんですけども、1件当たりの費用あるいは1日当たりの費用、そして、1人当たり費用というのが全て増加をしているということが見てとれます。ただ、これは8億4, 100万円ということで、保険者だけではなくて、医療費総額で計算してございますので、医療が膨らんでいるというふうに御理解をいただきたいなというふうに思っております。

それと、15ページの2つ目の段落をごらんいただきたいんですが、高額レセプトということで書いてございます。そこから始まって3行目なんですけれども、がんと内臓疾患、これで70.6%を占めております。51件中35件という70.6%ということは、いかに健康診断で早く見つけて治すことができる病気が割合を占めているかということでもあります。ちょっと余談ですけども、8月29日、私の友人が64歳で亡くなりました。3月8日に会っているんですが、その後、病院に行って、ステージ4の肺がんということがわかりまして2カ月入院をして、退院はしたんですが、8月29日に残念ながら亡くなったということで、その方は今年の5月に健康診断を受けております。それでもそういう状況でありますから、いかに早く発見するかということが大事ですから、これから健康診断なり特定健診をいかに多く受けてもらうのかということが非常に大事だろうというふうに思っております。

以下につきましては省略をさせていただきます。19ページまで飛んでいただきたいと思えます。19ページの介護保険給付の内容推移についてということで記載をさせていただいております。今回、こういったものをお示しさせていただいたのは、居宅サービス、それから施設サービス、介護予防サービスと大きく分けて、その3つのくくりがあるわけですけども、前年度に比べますと居宅サービスが増えて、施設サービスが減ってきております。つまり、家で介護しろという方向になってきておりますし、今年の春、国が決めた方向の中でも居宅サービスを増やすという方向になってきてございます。したが

って、ここにもいろいろ書いてありますが、結局、全体の給付は抑制を図られています、増えていることは増えているんですが、抑制は図られています。ただ、単価の低い住宅サービスに移行していくということにこれからどんどんなってきます。ただ、問題は誰が住宅サービスをするのかということが非常に重要な問題だろうというふうに思いますので、今後、どうしていくかというのが国の制度の中でありませうけども、町としてどう考えるかというのが非常に重要な課題だろうというふうに思っているところであります。

20ページから審査結果ということで総括的なものをお示しさせていただきました。1つ目には意見の総括としては、決算の内容について誤りがないということで認定をさせていただきました。2つ目には、平成25年度で南幌町自立緊急実行プランが終了いたしましたので、5年間の結果について検証させていただいてございます。それぞれ数字がいろいろ載ってございますが、長くなりますので一言で申し上げたいというふうに思いますが、基金につきましては、平成21年度、基金につきましては平成21年度10億3,400万円であったのが15億4,100万円ということで、5億700万円増加をしております。平成21年度の右側に推計で行くと5億2,100万円になるだろうということになっていたんですが、実態としては10億2,000万円ほど、それを上回ったということで、資金としては潤沢に蓄えられたということが1つ。それと、その下に備考資金組合積立金がございますが、これは推計はないんですが、平成21年度7,200万円が4億2,700万円ということですから、3億5,500万円、これも増加をしているという状況にあります。地方債につきましては、平成21年度70億5,800万円が59億6,300万円ということで15.5%減って10億9,500万円です。ただ、推計は39億1,000万円でしたので、20億5,300万増加をしております。ただ、その中身は13億6,000万円が三セク債でありますので、いろんな事業をやった部分が6億ぐらいプラスをされて増加をしたということですが、後ろ向きの費用ではないというふうに考えますので、債務ではないというふうに考えますので、いい状況で推移をしているというふうに考えていきたいと思っております。

実は、21ページの最後の4行なんですけれども、このようにこれまでの健全化などの取り組みの効果が表れているが、ということで、正確には国立社会保障・人口問題研究所というふうに申しますけれども、あるいは日本創成会議から数字がいろいろ出されております。微妙に数字が違うので非常にやりづらいんですが、2010年は8,778人、約8,800人だという数字はどちらも変わりません。その数字が、社会保障・人口問題研究所で行きますと3,600人ぐらい減るだろうというふうに言っておりますし、日本創生会議では4,200人ぐらい減るだろうと。要するに8,800人ぐらいから、人口問題研究所は5,100人ぐらい、そして、日本創成会議は4,500人余りの数字になるだろうというふうに言っております。このまま何もしなければ、そうだという声が聞こえてきそうなんです、全部

の自治体が多分何かをするはずですね。みんな人口を減らさないための取り組みをするわけです。したがって、新たな取り組みをしていかなないとますます人口が減ると。周りが集めようとするわけですから集められないと。少なくともこの数字をキープする、もしくはプラスしていくような取り組みをしていかなければ人口は減る一方にしかならないというふうに私は受けとめますので、そういう意味で、展望のある事業と行政運営をお願いしたいというふうに書かせていただいています。

最後のページになりますが、収納未済額の対応についてということであります。読み上げさせていただきますけれども、町税等の公債権については収納対策グループが中心となって取り組み、成果を上げているが、グループの担当外の債権で多部署にわたり公債権、私債権を問わず、長期に未収入となっているものがあると。連携を図りながら取り組みはしているわけですが、名寄せというのは同一人名義、同一世帯名義のものを集めて対策をとってほしいということを考えてございます。あわせて、現実に金額ですとか件数ですとかどこに何があるかというのは議会という公開の場所ですので改めて申し上げますけれども、現実に非常に長い期間経過をして、居所がわからない、いわゆる居所不明、あるいは死亡してしまっているというようなケースで、回収をしていない債権が現実に残ってございます。そういった部分については、きちんと議会の了解を得て、処分をしていかなければ事務的に残りますし、ただ、請求書を郵便で送ったからって、ずっと時効が中断されて回収権が残るというものではありません。それは手続がいろいろあります。そういった部分を全体として基準を示して、整理をしていただきたいということをお願い申し上げておきたいと思っております。以上であります。

議長 大変ありがとうございました。ただいま上程されました平成25年度各会計決算認定についての取り扱いについてお諮りいたします。

2番 佐藤 正一議員。

佐藤(正)議員 ただいま上程されました平成25年度各会計決算認定に当たりましては、議長及び議会選出の監査委員を除く8名による決算審査特別委員会を設置して本案を付託し、休会中に審査してはいかがかと思っておりますので、議長よりお諮り願います。

議長 お諮りいたします。ただいまの佐藤 正一議員からの御発言は、8名による決算審査特別委員会を設置して本案を付託し、休会中に審査するというご意見であります。さよう決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は決算審査特別委員会に付託し、休会中に審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の正副委員長についてお諮りいたします。

2番 佐藤 正一議員。

佐藤(正)議員 ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長には志賀浦



学議員、副委員長には川幡 宗宏議員の両氏を推薦いたしますので、議長よりお諮り願います。

議長 お諮りいたします。ただいま佐藤 正一議員から提案がありましたとおり、委員長には志賀浦 学議員、副委員長には川幡 宗宏議員との御発言であります。さよう決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって委員長には志賀浦 学議員、副委員長には川幡 宗宏議員と決定いたしました。

2時30分まで休憩をいたします。

(午後 2時16分)

(午後 2時30分)

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●日程8 認定第2号 平成25年度南幌町病院事業会計決算認定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました認定第2号 平成25年度南幌町病院事業会計決算認定につきまして提案理由を申し上げます。病院の経営状況につきましては、入院患者は前年度に比べ増加しましたが、外来については前年度に比べ減少し、さらには経常経費の縮減に努めましたが、収益的収支では926万318円の純損失となったところで

以上、平成25年度病院事業会計の決算につきまして御審議の上、認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長 本案につきましては、平成25年度南幌町病院事業会計決算審査意見書として監査委員より意見が付されておりますので、局長をして朗読いたさせます。

局長 (朗読する。)

局長 監査委員から補足説明があれば賜ります。

代表監査委員。

監査委員 それでは、病院会計の決算審査意見書につきましても若干の補足をさせていただきたいと思っております。これにつきましても1ページにありますように、試査の範囲ということで御了解をいただきたいと思っております。

2ページ目の下をごらんいただきたいんですが、最後の段落に、平成26年3月31日現在の南幌町の人口8,218人に占める15歳未満人口は791人、9.6%、平成22年同日現在の総人口8,937人の1,050人、11.7%に比べては、人口は719人、8%減っております。15歳未満人口は259人、24%、まあ、25%と言っているかと思っておりますが、顕著に減少しているということでございます。町立病院そのものについては、小児科というのは非常に大事な診療科なんですけれども、子どもがどんどん減っていく中でいつまでも休診という状態にしておくのか、それとも、小児科そのものを診療科として廃止をして内科の中で対応していくのか。曖昧なことではなく、きちっと方向づけをすべきだろうというふうに考えさせていた

だいております。町立病院は維持するという事で昨年の論議がされているというふうに記憶をしておりますけれども、では、どんな病院づくりをしていくのかという中で地域連携をして取り組むというのが平成26年度の中で述べられておりますけれども、じゃあ、小児科はどうするのか、具体的などころの検討をしていただきたいというふうに思っております。

3ページ、期別患者動向ということで、本来は第1四半期、4月から6月、7月から9月、10月から12月、1月から3月ということで4つに分けてお示しをしたかったんですが、1ページに収まりきらないということなものですから、第1四半期から第3四半期までと第4四半期、その対比をさせていただきました。一言で申し上げますと、第3四半期までは外科の入院患者以外はみな減っているという状況になってございます。第4四半期になって、一番最後の段落と言いますか、一番最後の増減率の所をごらんいただきたいんですが、内科は外来患者で402人、19.4%増えました。そのことによって年間の外来患者数も0.2%、20人ですが増えたということでございます。外科の外来患者は第4四半期でというか、通年して910人減りまして10.9%、約11%減ってございます。そして、眼科につきましては、通年で35人、2.6%減少しております。小児科につきましては5月から休診をしておりますので、ほぼ皆減という状況になっております。非常におもしろいと思うのは入院患者でございます。入院患者につきましては、外科が数年して2,220人増加をして、29.6%、約3割の増加をしたということでございます。逆に内科の入院は減っていると。第3四半期まで見ますと、内科は1,286人減って、25.2%減っております。いわば内科の患者を外科で受け入れたという姿がここに見えます。こんなにけが人が出て、入院をしていたら大変なことです。実態はそういうふうになっていたということでございます。そこが入院患者、逆に、第4四半期では104人ほど増えて6.3%増加をしてございます。いわば第4四半期というのは1月からでありますから、医師が交代をしたと。そして、積極的に受け入れをしてくれたという結果がこういうことに結びついているんだろうというふうに思いまして、改めてこういうふうにかかせていただいております。

1行目の所で、第3四半期（12月）と書いていますが、この前に括弧、「4月ないし」というのを12月の前に入れていただければというふうに思います。4月から12月までは減っていたけども、1月から3月は増えたということでございます。

それと最後の所で、本当に最後の行に、小児科の患者数減少は休診に伴うものであり、眼科の患者数に大きな変化はないというふうに書いてございますが、これを実は内科の外来と眼科の外来の患者の動向を平成24年と25年で比較をしてみました。平成24年は、内科の外来患者の数に対して、眼科の患者数は16%です。平成25年度は、同じように比較をすると15.6%です。ですから、内科の外来患者が増えれば眼科の外来患者も増えるという傾向にあるというふうに理

解をしていただければよろしいのかなと。まあ、糖尿病性何とかという目の病気もいろんなものがありますけれども、ついでに眼科に来るというケースがそこそこにあるというふうに理解をするのがいいのかなというふうに思っております。

4ページでございますが、一番上の3行にありますけれども、小児科を除いて計算すると外来患者は通年して1万7,073人ということで、前年比925人、5.1%減少してございますが、入院患者は1,038人増加しており、外科と第4四半期で内科が増えたのがここに影響しているということでございます。小児科が皆減状態にありますので、その数字に惑わされないで見ると、そういうふうになるということでもあります。

あと、書いてあるとおりでありますので、ずっと飛ばしていきまして最後のページになります。10ページですけれども、審査の結果であります。平成25年度南幌町病院事業会計決算報告書云々というふうにあります。計数は適正に表示していると認めさせていただきました。

2つ目には、病院経営改善計画に沿った取り組みはされていましてけれども、小児科の休診あるいは内科医師が不安定な状態というのは御存じのとおりでありますので、一部実施できてないという項目はございます。ただ、第4四半期において、非常に今の内科の先生は、インフォームド・コンセント、丁寧に対応してくれるということで、こういった部分の充実が図られたことが患者の増加につながっているのかなというふうに考えさせていただいております。

それと、途中で説明をはしよらせていただきましたけれども、4ページに病床利用率がございまして。空知管内で最低の病床利用率ということになっておりますので、やはり病院の収支を確保していく中では、これを改善していくことは非常に重要であるというふうに考えさせていただいております。

それと3つ目、国民健康保険町立南幌病院の財務に関する特例を定める規則というのがございまして。これは実は未収金整理簿というのをつけなさいというふうになっているんですが、これがどう対応して請求をしたかとか面談をしたかというところが整理をされてございません。ですから、一般会計、特別会計のところでも申し上げました対応経過がはっきりわからない、証明ができない部分が残念ながらあるという状況になってございますので、これの整備をしていただきたいということと、もう既に発生から、時効の年数があります、今さら言っても、そうだったかと言われるかねない。ただ、相手が時効でしょうと言わない限りは時効にはなりませんけれども、時効中断が図られていないものがありますので、こういった部分、一般会計、特別会計、他の特別会計と合わせて対応方針を整理して、的確な対応、議会と協議をして、不納欠損をするなりそういった対応を図っていただきたいということをお願い申し上げておきたいと思っております。

改めてここで申し上げますと膨大にあるように聞こえますけれども、1,000万円の大台には達しておりません。何百万円の世界で

す。町立病院も一般会計も含めてですね。そういう私債権の関係については十分協議をして検討していただきたいというふうに思います。以上であります。

議長 ありがとうございます。ただいま上程されました平成25年度南幌町病院事業会計決算認定についての取り扱いについてお諮りいたします。

2番 佐藤 正一議員。

佐藤(正)議員 ただいま上程されました平成25年度南幌町病院事業会計決算認定に当たりましては、先ほど設置されました決算審査特別委員会に付託し、休会中に審査してはいかかかと思しますので、議長よりお諮り願います。

議長 お諮りいたします。ただいまの佐藤 正一議員の御発言は、先ほど設置されました決算審査特別委員会に本案を付託し、休会中に審査するという御意見であります。さよう決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は決算審査特別委員会に付託し、休会中に審査することに決定いたしました。

●日程9 報告第3号 平成25年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました報告第3号 平成25年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告につきましては、平成25年度の決算をもとに算定した南幌町の健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものであります。詳細につきましては総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは、報告第3号 平成25年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告につきまして、御説明を申し上げます。資料により御説明させていただきますので、別途配付しております報告第3号資料をごらんいただきたいと思っております。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部が平成20年4月に施行され、町の財政状況を判断するために設けられた健全化判断比率の算定及び公表が義務付けられております。平成21年4月からは同法が完全施行になり本年6年目となります。これらの早期健全化基準及び財政健全化基準を超過した場合は、財政健全化計画及び財政再生計画の策定が義務付けられております。

それでは、平成25年度決算によりそれぞれの指数につきまして御説明を申し上げます。まず、資料の①です。実質赤字比率でございます。これは一般会計などを対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であります。下の表をごらんになってわかるとおり南幌町においては赤字は発生しておりません。

次に②、連結実質赤字比率です。これは全会計を対象とした赤字比

率または資金の不足額の標準財政規模に対する比率でございます。これにつきましても同じく赤字は発生しておりません。

次に③、実質公債費比率です。これにつきましては一般会計などが負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でございます。特別会計並びに一部事務組合を含めたものでありまして、平成23年から平成25年の過去3カ年の平均数値で表しています。南幌町の数値につきましては15.8%となり、起債許可を必要とする18%を下回っていることから、公債費負担適正化計画を策定する必要はありません。

過去の数値については、資料の裏面の上の表をごらんください。平成24年度が17.7%、平成23年度が20.0%であります。平成24年度との対比では1.9ポイントほど改善されております。この要因は、表の下の最初の米印に記載しておりますが、新たな起債の発行抑制による公債費充当一般財源等の減少が主な要因であります。この15.8%は3カ年の平均数値でありますので、参考までに、単年度の比率は、平成23年度が16.9%、平成24年度が16.6%、平成25年度が14.1%となっております。

資料の表に戻ります。次に④の将来負担比率です。これにつきましては一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。これにつきましては第三セクターなども含めたものとなっております。南幌町の数値では89.3%となっております。早期健全化基準の350.0%を260.7ポイント下回っている状況でございます。過去2年の数値につきましては、裏面の上の表の下段に記載しておりますとおり、平成24年度が85.4%、平成23年度が104.8%となっております。今回、平成24年度より3.9ポイントほど上がっておりますが、その要因は、表の2番目の米印に記載のとおり、土地開発公社解散に伴う三セク債の発行により地方債残高が増加したことによるものです。このようなことで、南幌町の財政状況は、早期健全化基準及び財政再生基準以下であるため、同法に基づく財政健全化計画及び財政再生計画の策定は不要となっております。

次に、資料裏面の2の資金不足比率です。これは公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率でございます。経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。本町の企業会計といたしましては病院事業、下水道事業、農業集落排水事業の3特別会計となっておりますが、いずれの公営企業会計も資金不足は発生しておりません。そのようなことから、資金不足比率が該当しないため経営健全化計画の策定は不要となっております。

以上、財政健全化法に基づきます南幌町の健全化判断比率等につきましての説明をさせていただきましたけれども、いずれも健全化計画及び再生計画の策定は不要でございますが、今後におきましても行財政改革をさらに推進し、個々の比率の改善に努めてまいりたいと考えております。以上で説明を終わります。

議 長 本案につきましては、平成25年度決算に基づく南幌町財政健全化

及び経営健全化審査意見書として監査委員より意見が付されておりますので、局長をして朗読いたさせます。

局 長  
議 長

(朗読する。)

監査委員から補足説明があれば賜ります。

(ありませんの声)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

報告第3号 平成25年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告については報告済みといたします。

日程10 議案第49号から日程12 議案第51号までの3議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

●日程10 議案第49号 平成26年度南幌町一般会計補正予算(第3号)

●日程11 議案第50号 平成26年度南幌町病院事業会計補正予算(第1号)

●日程12 議案第51号 平成26年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

以上、3議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第49号から議案第51号までの3議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議案第49号 平成26年度南幌町一般会計補正予算(第3号)につきましては、歳出では、ふるさと応援基金積立金の追加、がんばる地域交付金事業の追加、生涯学習センター備品並びに図書一式の追加、町民プール整備実施設計業務の追加、歳入では、普通交付税確定に伴う減額、がんばる地域交付金の追加、ふるさと応援寄附金の追加、平成25年度繰越金確定に伴う追加が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,630万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億135万9,000円とするものであります。

次に、議案第50号 平成26年度南幌町病院事業会計補正予算(第1号)につきましては、北海道厚生局及び北海道の個別指導による診療報酬の返還と江別市立病院からの医師派遣経費の追加が主な理由であります。その結果、収益的収入では既定予算に192万5,000円を追加し、5億6,972万9,000円とし、収益的支出では既定予算に205万5,000円を追加し、6億1,437万8,000円とするものであります。

次に、議案第51号 平成26年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳出では、晩翠汚水中継ポンプ場汚水送水ポンプ修繕費の追加、歳入では、前年度繰越金計上による一般会計からの繰入金金の減額が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,800万5,000円とする

議 長  
副 町 長

ものであります。

議案第49号につきましては副町長が、議案第50号につきましては病院事務長が、議案第51号につきましては都市整備課参事が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

内容の説明を求めます。副町長。

それでは、議案第49号 平成26年度南幌町一般会計補正予算(第3号)の説明を行います。初めに歳出から説明いたします。13ページをごらんください。

2款総務費1項1目一般管理費、補正額1,206万3,000円の追加でございます。説明欄の一般管理経費でふるさと応援寄附謝礼品1,140万円の追加です。ふるさと応援寄附金の状況を説明いたしますので、別途配布しております資料をごらんください。8月31日現在での数値となります。申込件数は2,452件、寄附金総額で2,559万9,501円となっております。寄附指定事業、謝礼品の内訳は記載のとおりですので参考にしていただきたいと思います。なお、これらの数値をもとにそれぞれの項目で予算整理をさせていただいております。

予算書に戻ります。電算機器管理運営事業で社会保障・税番号制度システム整備66万3,000円の追加です。中間サーバーを追加整備するもので、全額補助されるものです。

3目財産管理費、補正額2,860万円の追加でございます。財産管理経費で修繕料110万円の追加です。夕張太特目住宅の屋根並びに庁舎職員玄関ドアなどの修繕を実施するものです。ふるさと応援基金積立金で1,550万円の追加です。農業支援対策基金積立金で1,200万円の追加です。土地改良事業推進本部からの配分金を積み立てるものです。なお、歳入で総額1,600万円の配分金を受けますが、400万円につきましては、当初予算に計上しております農業振興事業補助金に財源充当しております。

4目企画振興費、補正額52万9,000円の追加でございます。地域新エネルギー推進事業で職員特別旅費29万2,000円の追加です。南幌町バイオマス産業都市構想の申請に伴う旅費を追加するものです。修繕料で23万7,000円の追加です。バイオマスボイラー保守点検の実施により、部品交換など必要なことから追加するものです。

5目企業誘致推進費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

8目防災諸費、補正額4万6,000円の追加でございます。防災諸経費で防災行政無線保守点検業務4万6,000円の追加です。移動系電波の点検を実施するものです。次ページにまいります。

9目職員給与費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

12目地域経済活性化等対策事業費、補正額2,246万円の追加でございます。がんばる地域交付金事業で緊急通報システム更新業務562万円の追加です。既存のセンター装置の老朽化に伴い全面改修

をするもので、利用対象者の拡大分を含め追加するものです。公園遊具等改築工事1,684万円の追加です。中央公園の老朽化した木製遊具を改築するもので、大型コンビネーション遊具、ターザンロープなどの設置を予定しております。なお、解体費用も含め追加するものです。

3款民生費1項2目障がい者福祉費、補正額695万5,000円の追加でございます。地域生活支援事業で過年度返還金4万5,000円の追加です。障がい者福祉経費で自立支援医療扶助費450万円の追加です。生活保護受給者1名が新規認定となったことによるものです。過年度返還金241万円の追加です。

3目老人福祉費、補正額30万4,000円の減額でございます。高齢者在宅支援事業で緊急通報システムの更新に伴い既定の予算を含めそれぞれ精査するものです。次ページにまいります。

2項1目児童福祉総務費、補正額1万7,000円の追加でございます。児童福祉総務経費で過年度返還金1万7,000円の追加です。

4款衛生費1項2目予防費、補正額4万6,000円の追加でございます。成人保健事業で管理栄養士費用弁償として4万6,000円の追加です。管理栄養士の退職により、9月より江別在住の管理栄養士を採用したことによるものです。

4目病院費、補正額192万5,000円の追加でございます。病院事業会計繰出金で192万5,000円の追加です。後ほど特別会計で説明いたします。

5目保健福祉総合センター管理費、補正額15万円の追加でございます。保健福祉総合センター管理経費で修繕料15万円の追加です。浴室のろ過機部品交換など一般修繕経費を追加するものです。次ページにまいります。

5款農林水産業費1項1目農業委員会費、補正額91万9,000円の追加でございます。事務局経費で農地台帳システムの改修並びにデータ更新業務で91万9,000円の追加です。農地法の改正によるもので、全額補助を受け実施するものです。

2目農業振興費、補正額2万4,000円の追加でございます。農業振興経費で農地中間管理事業受託経費として、事務経費を追加するものです。

3目農地費、補正額10万円の追加でございます。土地改良事業経費で晩翠地区農道付替用地購入10万円の追加です。道央圏連絡道路の用地変更に伴うもので、全額国の補償により購入するものです。

7款土木費3項3目公共下水道費、補正額411万8,000円の減額でございます。下水道事業特別会計繰出金で411万8,000円の減額です。後ほど特別会計で説明いたします。次ページにまいります。

8款消防費1項1目消防費、補正額46万3,000円の追加でございます。南空知消防組合負担金事業で46万3,000円の追加です。明細書で説明いたします。19ページをごらんください。消防支署運営事業で修繕料32万2,000円の追加です。庁舎ボイラーの



修繕を行うものです。施設・資機材更新事業で修繕料14万1,000円の追加です。庁舎シャッターの修繕を行うものです。

17ページをごらんください。9款教育費4項5目社会教育施設費補正額3,144万3,000円の追加でございます。社会教育施設管理経費で生涯学習センター建設に伴う各種委託業務で718万9,000円の追加、図書発注システム使用料で13万円の追加、庁舎用備品並びに図書一式で2,412万4,000円をそれぞれ追加するものです。次ページにまいります。

2目体育施設費、補正額2,498万5,000円の追加でございます。体育施設経費で町民プール建設に伴う各申請等の手数料並びに実施設計業務委託料を追加するものです。なお、基本設計業務委託料につきましては、入札減により精査するものです。

10款公債費1項1目元金、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

次に歳入の説明を行います。9ページをごらんください。

9款地方特例交付金1項1目地方特例交付金、補正額10万2,000円の減額でございます。1節地方特例交付金で10万2,000円の減額です。確定によるものです。

10款地方交付税1項1目地方交付税、補正額7,786万9,000円の減額でございます。1節地方交付税で普通交付税7,786万9,000円の減額です。同じく確定によるものです。

14款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金、補正額225万円の追加でございます。1節自立支援医療給付費国庫負担金で225万円の追加です。歳出で説明しました医療給付費の2分の1が負担されるものです。

2項5目総務費国庫補助金、補正額1,932万3,000円の追加でございます。1節総務管理費国庫補助金で社会保障・税番号制度システム整備事業補助金66万3,000円の追加並びにがんばる地域交付金1,866万円を追加するものです。次ページにまいります。

15款道支出金1項1目民生費道負担金、補正額112万5,000円の追加でございます。2節自立支援医療給付費道負担金で112万5,000円の追加です。医療給付費の4分の1が負担されるものです。

2項1目総務費道補助金、補正額120万円の追加でございます。1節総務管理費道補助金で地域づくり総合交付金120万円の追加です。企業誘致推進事業が交付対象となったことから今回追加するものです。

4目農林水産業費道補助金、補正額47万2,000円の追加でございます。1節農業費道補助金で農業委員会活動促進事業交付金44万6,000円の減額です。確定によるものです。農地台帳システム整備事業交付金91万8,000円の追加です。歳出で説明しました経費の全額が交付されるものです。

16款財産収入2項4目残余財産収入、補正額160万8,000円の追加でございます。1節残余財産収入で土地開発公社残余財産収

入160万8,000円の追加です。土地開発公社清算終了に伴い町に引き継ぐものです。次ページにまいります。

17款寄附金1項3目ふるさと応援寄附金、補正額1,550万円の追加でございます。1節ふるさと応援寄附金で1,550万円の追加です。

18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額7,822万6,000円の追加でございます。1節財政調整基金繰入金で7,822万6,000円の追加です。財源不足分を繰り入れるものです。

19款繰越金1項1目繰越金、補正額6,633万9,000円の追加でございます。1節繰越金で6,633万9,000円の追加です。

20款諸収入4項4目農地中間管理事業業務受託事業収入、補正額22万6,000円の追加でございます。1節農地中間管理事業業務受託事業収入で22万6,000円の追加です。次ページにまいります。

5項3目農林水産業収入、補正額1,600万円の追加でございます。1節農林水産業収入で農業振興負担金1,600万円の追加です。土地改良事業推進本部からの配分金です。

5目雑入、補正額200万5,000円の追加でございます。1節雑入で晩翠地区経営体育成基盤整備事業補償費は歳出で説明しました農道付替用地購入の補償費、そのほかにつきましては平成25年度の精算金で、それぞれ確定によるものです。

以上、歳入歳出それぞれ1億2,630万3,000円を追加し、補正後の総額を53億135万9,000円とするものです。以上で議案第49号の説明を終わります。

病院事務長。

続いて、議案第50号 平成26年度南幌町病院事業会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。3ページをお開き願います。初めに、収益的収入及び支出の収入から御説明申し上げます。

1款病院事業収益2項医業外収益4目他会計繰入金、192万5,000円の追加でございます。一般会計からの繰り入れで、江別市立病院から医師の追加派遣を受ける経費を賄うもので、特別交付税の措置対象となる医師派遣経費でございます。詳細は支出で御説明申し上げます。

次に、支出について御説明申し上げます。1款病院事業費用1項医業費用3目経費、192万5,000円の追加でございます。9月より診療体制の充実と常勤医師による地域との交流の取組機会を確保するため、江別市立病院より週1回、半日、医師の追加派遣を受けるものであります。19節賃借料で自動車借上料、17万5,000円の追加でございます。派遣医師の送迎に係る自動車借上料を追加するものでございます。20節委託料、175万円の追加でございます。医師派遣業務委託料を追加するものでございます。

3項特別損失1目過年度損益修正損、13万円の追加でございます。1節過年度損益修正損で、診療報酬返還金12万9,100円の追加

議 長  
病院事務長

でございます。本年6月に実施された北海道厚生局及び北海道による個別指導において、2点の指摘を受けて診療報酬の返還措置が発生いたしました。1点目は薬剤情報提供料について、時間外の外来患者に係る院内処方において薬剤の名称等の情報を文書により提供していないのに算定したことから、101名分で1万400円を返還するものでございます。2点目は在宅自己注射指導管理料について、入院中の患者以外の患者に対して、自己注射に関する指導を行った場合に、月に1回に限り算定し、在宅自己注射を指示した根拠、指示事項、指導内容の要点を診療録に記載することになっておりますが、診療録に記載がないのに算定していた6名分で13万1,800円を返還するものでございます。いずれも返還期間につきましては、平成25年6月から平成26年5月までの12カ月で自主点検したものであり、合計では14万2,200円を返還するものでございます。追加につきましては、過年度分に係る返還分で、在宅自己注射指導管理料のうち現年度分1万3,100円につきましては現行予算で対応となり、今後返還処理をしまいたします。今回の指導で指摘された事項については、既に改めております。今後も診療報酬の請求等に対しましては、算定要件に沿った適切な運用に努めてまいります。

1ページにお戻りください。第2条、第3条に定めた収益的収入及び支出につきまして、病院事業収益は192万5,000円を追加し、5億6,972万9,000円に、病院事業費用は205万5,000円を追加し、6億1,437万8,000円に改めるものでございます。この結果、病院事業収益が病院事業費用に対し、不足する額は4,464万9,000円となります。以上で議案第50号の説明を終わります。

議 長  
都市整備課参事

都市整備課参事。

続きまして、議案第51号の説明を申し上げます。議案第51号 平成26年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、初めに歳出から説明を申し上げます。8ページをお開き願います。

1款1項下水道事業費2目管理費、補正額130万円の追加でございます。管理費といたしまして、晩翠汚水中継ポンプ場において江別市へ送水しております汚水ポンプ3台中のモーターの1台が故障したことから交換を行おうとするものでございます。経過年数は約20年でございます。

2款1項公債費1目元金、補正額はございません。歳入で繰越金充当を行ったことから平成25年度決算におけます繰越額の確定による財源充当の変更でございます。

以上で歳出の説明を終わります。歳入の説明を申し上げます。前のページ、7ページをお開き願います。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額411万8,000円の減額でございます。1節一般会計繰入金411万8,000円の減額でございます。平成25年度繰越額の確定によりまして、起債償還分に充てておりました額を減額しようとするものでございます。

4款1項1目繰越金、補正額541万8,000円の追加でござい

議 長

ます。1節繰越金541万8,000円の追加でございます。平成25年度事業会計の繰越額が確定したことによります追加でございます。

以上で歳入歳出それぞれ130万円を追加し、歳入歳出それぞれ3億1,800万5,000円とするものでございます。以上で下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑に当たりましては、議案ごとに行います。

初めに、議案第49号 平成26年度南幌町一般会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

（なしの声）

御質疑がありませんので、議案第49号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第50号 平成26年度南幌町病院事業会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

（なしの声）

御質疑がありませんので、議案第50号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第51号 平成26年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

（なしの声）

御質疑がありませんので、議案第51号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本3議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが御異議ありませんか。

（なしの声）

それでは採決いたします。採決に当たりましては、議案ごとに行います。

議案第49号 平成26年度南幌町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第50号 平成26年度南幌町病院事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第51号 平成26年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程13 議案第52号 平成26年度南幌町国民健康保険特別

会計補正予算（第1号）を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第52号 平成26年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出では、一般被保険者に係る保険給付費の追加並びに基金積立金の追加、歳入では、平成26年度保険税一般被保険者並びに退職被保険者分の減額、保険給付費増額に伴う国庫支出金、道支出金等の追加、平成25年度繰越金確定に伴う追加が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,672万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,885万2,000円とするものであります。

詳細につきましては住民課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長  
住民課長

内容の説明を求めます。住民課長。

それでは、議案第52号 平成26年度国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）の説明をいたします。初めに、歳出の説明をいたします。9ページをごらんください。

歳出、2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費補正額3,000万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で負担金として一般被保険者療養給付費3,000万円の追加。給付費の増加に伴い必要額を見込み追加するものでございます。

続きまして、3目一般被保険者療養費、補正額120万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で負担金として一般被保険者療養費120万円の追加。給付費の増加に伴い必要額を見込み追加するものでございます。

続きまして、2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費、補正額1,425万8,000円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で負担金として一般被保険者高額療養費1,425万8,000円の追加。給付費の増加に伴い必要額を見込み追加するものでございます。

次の3目一般被保険者高額介護合算療養費につきましては、補正額はございません。財源内訳を変更するものです。次ページにまいります。

4項の移送費につきましても補正額はございません。財源内訳を変更するものです。

続きまして、3款1項1目後期高齢者支援金等、補正額3万9,000円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で負担金として後期高齢者支援金3万9,000円の追加、確定により追加するものでございます。

続きまして、9款1項1目基金積立金、補正額67万7,000円の追加でございます。25節積立金で財政調整基金積立金67万7,000円の追加、平成25年度決算に伴い繰越金が発生したため財源調整後、余剰金を積み立てるものでございます。次ページにまいります。

1 1 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 3 目償還金、補正額 5 4 万 7, 0 0 0 円の追加でございます。2 3 節償還金利子及び割引料で国庫支出金等清算金 5 4 万 6, 0 0 0 円の追加、平成 2 5 年度の退職者療養給付費交付金の確定により返還金が生じたため追加するものでございます。

次に歳入の説明をいたします。7 ページをごらんください。

歳入、1 款 1 項国民健康保険税 1 目一般被保険者国民健康保険税、補正額 5 8 2 万円の減額でございます。1 節医療給付費分現年課税分で 4 9 3 万 2, 0 0 0 円の減額、続きまして、2 節後期高齢者支援金分現年課税分で 4 7 万 5, 0 0 0 円の減額、3 節介護給付費分現年課税分で 1 3 6 万 3, 0 0 0 円の減額、いずれも保険税の調定額が当初予算を下回り年度末において歳入不足となることから減額するものでございます。

続きまして、2 目退職被保険者等国民健康保険税、補正額 1 7 8 万 6, 0 0 0 円の減額。1 節医療給付費分現年課税分で 1 1 7 万 2, 0 0 0 円の減額、2 節後期高齢者支援金分現年課税分で 2 6 万 9, 0 0 0 円の減額、3 節介護給付費分現年課税分で 3 4 万 5, 0 0 0 円の減額、いずれも保険税の調定額が当初予算を下回り年度末において歳入不足となることから減額するものでございます。

続きまして、4 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目療養給付費等負担金、補正額 1, 4 5 4 万 2, 0 0 0 円の追加でございます。1 節現年度分で 1, 4 5 4 万 2, 0 0 0 円の追加。一般被保険者分の医療費の増加に伴い療養給付費等負担金を追加するものでございます。次ページにまいります。

2 項国庫補助金 1 目財政調整交付金、補正額 4 0 8 万 9, 0 0 0 円の追加でございます。1 節財政調整交付金で 4 0 8 万 9, 0 0 0 円の追加。一般被保険者分の医療費の増加に伴い普通調整交付金を追加するものでございます。

続きまして、7 款道支出金 2 項道補助金 1 目道調整交付金、補正額 4 0 8 万 9, 0 0 0 円の追加でございます。1 節道調整交付金で 4 0 8 万 9, 0 0 0 円の追加。一般被保険者分の医療費の増加に伴い普通調整交付金を追加するものでございます。

続きまして、1 0 款繰入金 2 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金、補正額 4, 2 4 5 万 5, 0 0 0 円の減額でございます。1 節財政調整基金繰入金で 4, 2 4 5 万 5, 0 0 0 円の減額。繰越金の増加に伴い財源調整のため減額するものでございます。これにより補正後の基金残高の見込み額は 5, 7 5 9 万 4, 7 1 0 円となる見込みでございます。

続きまして、1 1 款 1 項 1 目繰越金、補正額 7, 4 0 6 万 1, 0 0 0 円の追加でございます。1 節繰越金で 7, 4 0 6 万 1, 0 0 0 円の追加。平成 2 5 年度決算に伴い繰越金が確定しましたので追加するものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ 4, 6 7 2 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 1 0 億 6, 8 8 5 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。以上で

説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第52号 平成26年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程14 議案第53号 平成26年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第53号 平成26年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳出では、保険給付費の追加並びに国庫支出金等清算金の追加、歳入では、平成25年度繰越金確定に伴う追加が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,458万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,646万円とするものであります。詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。住民課長。

住民課長

それでは、議案第53号 平成26年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)の説明をいたします。初めに歳出の説明をいたします。8ページをごらんください。

2款保険給付費2項介護予防サービス等諸費3目地域密着型介護予防サービス給付費、補正額308万8,000円の追加です。19節負担金補助及び交付金で、負担金として地域密着型介護予防サービス給付費308万8,000円の追加。グループホームの入所者の増加により追加するものでございます。

続きまして、5目介護予防福祉用具購入費、補正額37万3,000円の追加です。19節負担金補助及び交付金で、負担金として介護予防福祉用具購入費37万3,000円の追加。該当者の増加により追加するものでございます。

続きまして、4項高額介護サービス等費2目高額介護予防サービス費、補正額18万6,000円の追加です。19節負担金補助及び交付金で、負担金として高額介護予防サービス費18万6,000円の追加。グループホーム入所者の増加に伴い追加するものでございます。次ページにまいります。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目償還金、補正額1,094万円の追加です。23節償還金利子及び割引料で、国庫支出金等

精算金1,094万円の追加。平成25年度の介護給付費並びに地域支援事業費の国・道・支払基金負担分の精算により返還金が生じたため追加するものでございます。返還金の内訳は、国庫が435万5,042円、道費が30万7,321円、支払基金が628万2,893円となっております。

次に歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

6款繰入金2項基金繰入金1目介護給付費等準備基金繰入金、補正額181万4,000円の減額でございます。1節介護給付費等準備基金繰入金181万4,000円の減額。繰越金の増加に伴い財源調整のため減額するものでございます。

7款繰越金1項1目繰越金、補正額1,640万1,000円の追加でございます。1節繰越金で1,640万1,000円の追加。平成25年度の繰越金が確定しましたので追加するものでございます。

以上、歳入歳出にそれぞれ1,458万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ5億6,646万円とするものでございます。以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第53号 平成26年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本日予定しておりました全ての議案審議が終了いたしました。決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会といたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって決算審査特別委員会が終了するまで休会といたします。

御苦労さまでした。

(午後 3時41分)



議長

おはようございます。

去る9月9日より決算審査特別委員会のため休会となっております。平成26年第3回南幌町議会定例会をただいまより再開いたします。

本日の出席議員数は10名でございます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程15 議案第54号から日程17 議案第56号までの3議案につきまして関連がございますので一括提案いたします。

●日程15 議案第54号 南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について

●日程16 議案第55号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について

●日程17 議案第56号 南幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について

以上、3議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第54号から議案第56号までの3議案につきまして提案理由を申し上げます。議案第54号 南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について、議案第55号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について、議案第56号 南幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定につきましては、いずれも子ども・子育て支援制度が創設され、国の基準を踏まえて市町村が条例で基準を定めることになったため、本案を提案するものであります。詳細につきましては保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

内容の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長

それでは、議案第54号、議案第55号、議案第56号の子ども・子育て支援新制度施行に伴う関連する3つの条例制定議案について御説明させていただきます。

初めに、子ども・子育て支援新制度の概略から御説明させていただきます。別途配布しております説明資料は、ホッチキスどめで4つに分かれているかと思いますが、その一番上の子ども・子育て支援新制度の関連条例についてという資料をごらんください。今回、一括提案させていただいた新規条例は、記載のとおり①から③までの3つの条例を制定するものであります。

2枚めくっていただいて4ページをごらんください。子ども・子育て

て支援法は、全ての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法の中の法律の1つでございます。

この法律では、乳幼児の教育・保育の分野に給付制度を導入することを核に、子どもとその保護者に対して必要な支援を行うことを定めておりまして、これまでの事業者等に対する公費補助方式から利用者個人への公費補助方式へと改正されたため、図のとおり認定こども園、幼稚園、保育所を利用する場合には施設型給付、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を利用する場合には地域型保育給付として子どもの保護者へ支給されることとなります。しかしながら、通常の運用形態としては、事業者が法定代理受領方式により公費補助金の給付費を受け取り、保護者は保育料と給付費の差額を自己負担分として事業者を支払うこととなります。

5ページをごらんください。認定こども園などの教育・保育施設は、これまでどおり都道府県から認可を受けて事業を実施していくこととなりますが、少人数の保育事業であります地域型保育事業は市町村の認可事業となるため、議案第54号の南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の制定が必要となったところであります。地域型保育事業とは、記載のとおり利用定員が6人以上19人以下で保育する場合は小規模保育、定員が5人以下は家庭的保育、子どもの自宅で保育する場合は居宅訪問型保育、企業等の従業員の子どものその地域内で保育を必要とする子どもも含めて事業所内に保育する場を提供する場合は事業所内保育として、全部で4つの事業類型に分類されており、今回の条例においては、この事業類型ごとに設備基準等を定めた内容となっております。

6ページをごらんください。子ども・子育て支援新制度は、平成27年4月から本格施行することになってはいますが、この支援新制度を円滑に推進していくため、町では平成27年度から5年間を計画期間とした南幌町子ども・子育て支援事業計画を現在策定中でありまして、この計画には先ほど説明した子どものための教育・保育給付や、以前から取り組んできております延長保育事業や学童保育事業などの地域子ども・子育て支援事業について量の見込みや確保方策などを盛り込むこととなっております。

それでは、議案第54号 南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の御説明に入らせていただきます。

新条例でございますので、本来は補足説明等を加えながら条文を朗読させていただくところではありますが、この条例は、国で定めた施設設備や運営等の基準を踏まえた内容であるため条文朗読は省略させていただき、説明資料で簡潔に御説明させていただきます。

それでは、別途配布資料の議案第54号、説明資料をごらんください。1番、条例制定の背景は、先ほども御説明いたしました。子ども・子育て支援制度の創設に伴い平成27年度から家庭的保育事業等が運用開始となるために、平成26年度中に条例を制定するものです。

2番、条例の趣旨及び目的は、制度開始後、町が家庭的保育事業等

の設置認可を行うこととなるため、改正児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき家庭的保育事業等に関する基準を定めるもので、条例の制定に当たっては、国が定める基準により示された従うべき基準と参酌すべき基準の区分を踏まえ定めています。従うべき基準は、表の対象事項のとおり、利用定員、適切な処遇の確保、秘密の保持、子どもの心身の状況などとなっており、そのほかについては地域の実情に応じて異なる内容を定めることができる参酌すべき基準となっています。

次のページをお開きください。3番、子ども・子育て支援新制度につきましても、子どものための教育・保育に係る給付制度が創設され、町で確認を行った教育・保育施設と地域型保育事業が特定という文字がついた事業者となって給付を受け取ることとなります。

(2)の給付の支給対象となる子どもの認定区分ですが、今回の新制度から子どもごとに対象年齢、認定要件、対象施設によって3つの認定区分に分類され、その資格認定に基づき施設や事業を利用することとなります。1号認定の子どもとは、満3歳以上で保育の必要性がなく学校教育のみの認定を受けた小学校就学前のお子さんのことで、利用対象施設は認定こども園、幼稚園となります。次の2号認定の子どもとは、保護者が労働又は疾病により家庭で保育を受けることができない満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた小学校就学前のお子さんのことで、利用対象施設は認定こども園、保育所となります。最後の3号認定の子どもとは、2号認定と同じ認定要件で、満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた学校就学前のお子さんのことを言っておりまして、利用対象施設等は年齢に応じた施設や地域型保育事業の利用となります。町では、保護者から給付費の資格認定申請があった場合、これら3つの認定区分を基本に子どもごとに資格認定を行っていくこととなります。

下段の4番、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準についてですが、これまでの保育所の枠組みに加え、地域型保育事業として3ページの表のとおり4つの類型を基本に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象とした保育事業が行われることとなります。

次に下段の5番、条例制定に係る基本的な考え方といたしましては、本町では国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないとの判断から、原則、国の基準を本町の基準として条例で定めております。しかし、第1章、総則の一般原則規定の中で、平成24年に制定させていただいた暴力団の排除の推進に関する条例を遵守する条文を独自の基準として追加させていただいております。なお、条例項目、個別事項等は表のとおりでございます。

4ページをごらんください。6番、本町における家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(案)ですが、内容を項目別に国の基準と本町の基準(案)を比較できるよう表で整理しておりますので、これで簡単に御説明させていただきます。

初めに第1章の総則であります。家庭的保育事業を初めとした4つの地域型保育事業の共通事項として、第1条から第21条において、

条例の趣旨・目的、事業者等としての一般原則、非常災害への備え、職員の一般的要件、6ページから7ページかけては利用する子どもに対する平等の取り扱いや虐待等の禁止、衛生管理、食事の提供方法、健康管理、事業所の内部規定等の基準を定めています。この中で、先ほど御説明しましたが、5ページの家庭的保育事業等の一般原則において第5条第3項として、子ども・子育て支援施策から暴力団の排除を明確にするための独自規定として南幌町暴力団の排除の推進に関する遵守規定を定めています。

続いて、8ページ中段からは地域型保育事業の4つの事業類型ごとに総則以外の運営等基準を定めております。第2章、家庭的保育事業では、第22条から第26条において設備や面積基準、職員の資格要件や人数、保育時間と内容などの基準を定めています。

次に、第3章、小規模保育事業では、第27条で利用定員数などの規模に応じてA型、B型、C型の3種類の分類を規定し、第28条から第30条までは小規模保育事業A型、第31条と第32条で小規模保育事業B型、第33条から第36条までは小規模保育事業C型として、それぞれ類型ごとに設備や面積基準、職員の資格要件や人数、保育時間などを定めています。

次に、第4章、居宅訪問型保育事業では、第37条から第41条において障がい等により集団保育が困難な乳幼児に対する保育であることなどの定義を初め、設備・備品、職員、連携施設、保育時間などの基準を定めています。

次に、第5章、事業所内保育事業では、第42条から第48条において利用定員区分とその区分に応じた地域枠の設定、利用定員20人以上と19人以下に分けた実施場所の設備や面積基準、職員の資格要件や人数、保育時間などについて定めています。

ここで大変申し訳ありませんけれども、議案書の条例本文、最終ページをお開きください。左ページ中段、第6章、雑則、第49条では委任規定を定めております。次の附則、第1条で施行期日を子ども・子育て支援法及び関係法律の関係整備法の施行の日から施行することとし、第2条から第5条までは、食事の提供、連携協力施設の確保、保育従事者の確保、小規模保育事業C型移行への利用定員基準について5年間の経過措置を定めています。以上で、南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第55号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について御説明させていただきます。この条例も新条例でございますが、条文朗読は省略させていただきます、説明資料で簡潔に御説明させていただきます。

別途配布資料の議案第55号、説明資料をごらんください。1番、条例制定の背景は、議案第54号の条例と同じでありますので省略させていただきます。

2番、条例の趣旨及び目的は、新制度の概略で御説明したとおり、認定こども園、保育所、幼稚園の教育・保育施設と家庭的保育事業な

どの地域型保育事業の事業者が子ども・子育て支援法に基づく給付を受けるためには町の確認を受ける必要があるため、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設と特定地域型保育事業の事業者が遵守すべき運営に関する基準について定めるもので、条例の制定に当たっては、議案第54号の条例同様、従うべき基準と参酌すべき基準の区分を踏まえ定めています。この条例における従うべき基準は、議案第54号条例と同じ利用定員等が対象項目となっています。

次のページをお開きください。3番、子ども・子育て支援新制度についても、議案第54号と同じ内容ですので説明は省略させていただきます。

次の4番、条例の制定に係る基本的な考え方につきましても議案第54号の条例同様、国の基準の内容を本町の基準として条例で定めていることと、一般原則規定の中に暴力団の排除の推進に関する条例を遵守する条文を独自の基準として追加させていただいております。

3ページ下段、5番の本町における特定教育・保育施設の運営に関する基準（案）ですが、4ページ以降、表で整理しておりますので、この表で簡単に説明させていただきます。

初めに、第1章、総則として、特定教育・保育施設と特定地域型保育事業者の共通事項として、第1条から第3条において、条例の趣旨、使用する用語の定義、事業者としての一般原則の基準を定めています。この中で、先ほど御説明しました町独自規定の南幌町暴力団の排除の推進に関する遵守規定条文を第3条第5項として追加しています。なお、条例本文では、施設の運営に関する基準について、第4条から第52条まで、第2章の特定教育・保育施設と第3章の特定地域型保育事業者に分けてそれぞれ定めておりますが、説明資料では項目ごとに、特定教育・保育施設と特定地域型保育事業の国の基準と本町の基準（案）を整理させていただいております。

5ページ上段の利用定員では、特定教育・保育施設は20名以上、特定地域型保育事業は19名以下が基本ということで、記載のとおり、それぞれの事業形態別に利用定員を定めております。

6ページから7ページにかけては、保護者からの利用申し込みを受けた時の応諾義務や受給資格等の確認などを定める基準となっておりますが、特定地域型保育事業には7ページ下段のとおり特定教育・保育施設等の連携協力施設の確保義務等を定めています。

8ページでは利用者負担額等の受領基準、9ページでは特定教育・保育の取扱方針、自己評価の実施などの基準、10ページから14ページにかけては運営規程の策定、虐待等の禁止、苦情対応、地域との連携、事故防止・発生時の対応、会計区分、記録の整備などを定めています。

14ページ中段から15ページ中段にかけては、特例施設型給付費に関する基準ということで、1号認定を受けた子どもは原則、認定子ども園か幼稚園しか利用できないこととなっておりますが、緊急やむを得ない何らかの理由により、本来、2号認定か3号認定の子どもしか

利用することができない保育所を利用した場合に支給することができる基準となっております。また、逆に、2号認定の子どもが1号認定しか利用できない幼稚園を利用する場合なども適用することとしています。

ここで大変申しわけありませんが、議案書の条例本文、最終ページから3ページ前をごらんください。第4章、雑則、第53条では委任規定を定めております。次の附則、第1条では、施行期日を子ども・子育て支援法の施行の日から施行することとし、第2条から第5条までは、特定保育所の利用者負担額等や施設型給付費等に関すること、小規模保育事業C型移行への利用定員基準、連携協力施設の確保について経過措置を定めています。以上で、南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の説明を終わらせていただきます。

最後に、議案第56号 南幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について御説明させていただきます。この条例も新条例でございますが、条文朗読は省略させていただき、説明資料で簡潔に御説明させていただきます。

別途配布資料の議案第56号、説明資料をごらんください。1番、条例制定の背景は、これまでの2つの条例と同じでありますので省略させていただきます。

次に2番、条例の趣旨及び目的であります。本町においては学童保育事業を実施するに当たり、平成5年に児童会への入会要件や定員等を定めた南幌町学童保育条例と条例施行規則を制定しておりますが、今回の条例は改正児童福祉法34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものでございまして、条例の制定に当たっては、これまでの2つの条例同様、従うべき基準と参酌すべき基準の区分を踏まえ定めています。この条例での従うべき基準は、放課後児童育成事業に従事する職員に関する部分のみであります。

3番、条例の制定に係る基本的な考え方につきましても、これまでの2つの条例同様、国の基準の内容を本町の基準として条例で定めていることと、暴力団の排除の推進に関する条例を遵守する条文を独自の基準として追加し、条例項目は2ページ上段の表のとおりとなっております。

次に4番、本町における放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）ですが、項目別に国の基準と本町の基準（案）を整理しておりますので、この表で簡単に説明させていただきます。

第1条では、この条例の趣旨、第2条では利用者に対する最低基準の目的等を定めています。第3条から第5条までは、放課後児童健全育成事業者の責務、一般原則、非常災害対策の基準を定め、第4条第5項に先ほど説明しました町独自規定の南幌町暴力団の排除の推進に関する遵守規定を条文として追加しています。

3ページをごらんください。第6条と第7条では、事業に従事する職員の一般的要件などの基準を定め、下段の第8条では、事業所の設

備・面積基準を定めております。この基準では、児童1人の専用区画面積はおおむね1.65平方メートル以上でなければならないとしており、現在、南幌小学校で実施している学童保育事業は登録児童数60名に対し2教室を使用しております、児童1人当たりの専用面積は2.1平方メートルということで、この基準はクリアしております。

4ページをお開きください。第9条の職員に関する基準でございます。放課後児童支援員の人数や資格要件、支援の単位ごとの児童数を定めており、現在実施している学童保育事業においては支援員数、資格要件、児童数等は全てこの基準をクリアしております。

5ページをごらんください。第10条から6ページの第20条までは、事業者が放課後児童健全育成事業を運営していく中での基本的事項として平等の原則、虐待等の禁止、運営規程の策定、苦情対応、開所時間及び日数、事故発生時の対応などの基準をそれぞれ定めております。

なお、6ページ、第17条の開所時間及び日数の基準では、開所時間は小学校の休業日は1日につき8時間以上、休業日以外は1日につき3時間以上、開所日数は1年につき250日以上を原則として定めておりますが、本町においては、小学校休業日は午前8時から午後6時30分まで、休業日以外は放課後から午後6時30分まで、延長保育としては午後7時まで対応しています。開所日数は平均的に290日前後ということで、この基準についてもクリアしております。

ここで再々にわたり申し訳ありませんが、議案書の条例本文最終ページをごらんください。第21条では委任規定を定めております。次の附則、第1条では施行期日を子ども・子育て支援法及び関係法律の関係整備法の施行の日から施行することとし、第2条では放課後児童支援員の資格要件の経過措置を定めています。

以上、説明が大変長くなりましたが、議案第54号、議案第55号、議案第56号の新規条例の説明を終わらせていただきます。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑に当たりましては議案ごとに行います。

初めに、議案第54号 南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についての質疑を行います。

1番 熊木 恵子議員。

熊木議員

何点か質問させていただきます。この議案第54号、説明資料の中で家庭的保育事業のと、いろいろあるんですけども、これは本町、今現在こういう申し込みとかそういうのが考えられるのかどうかということと、この3つ、条例全般に言えるんですけども、先日の決算の中でもニーズ調査が行われたということで、その結果とかを踏まえての事業計画の策定だったのかどうか。そのニーズ調査の中からもいろいろ基準をつくる時に、それを参考にして取り入れたのかどうか。

それから、全般を通してもそうなんですけれども、従うべき基準、参酌すべき基準というところで、本町の基準というところでは、第5条の暴力団の排除の推進だけが国の基準以外のことですよ。こういう中で、職員の資格とかいろいろそういうところに本町独自のそうい

うものを盛り込むということができなかったのかどうか。そこを伺います。

議 長  
保健福祉課長

保健福祉課長。

熊木議員の御質問にお答えします。家庭的保育事業等の4つのタイプの事業所の申し込み、事業運営をされたい事業者から申し込みがあるかというような御質問だったと思いますけれども、本町においては、幸いにも幼稚園1カ所と保育園1カ所を運営しておりまして、その2カ所の事業所で子どもたちが全て保育、療育できているという状況の中で、家庭的保育事業を展開したいという事業者の申し出は現在のところありません。ただ、今後、小規模保育、事業所内保育というようなことも想定されますので、条例制定だけ今回させていただきたいなというふうに提案させていただいたところでございます。

2点目のニーズ調査を踏まえた中でこの条例内容を制定しているかということでございますけれども、子ども・子育てのニーズ調査の本来の目的は、あくまでも保育事業の内容についてどうのこうのというニーズ調査の内容にはなっておりませんので。あくまでも子育てを進めていくだけの環境的にどうなのかというニーズ調査を基本的に聞きとっておりますので、今回の条例制定につきましては、あくまでも国が定めている基準を遵守した中で本町においても何ら特段、町独自にこの辺を言っておかないと本町の子どもたちがちょっと大変になるのではないかということもありませんので、基本的には国の基準どおり条例制定をさせていただいております。

それと、1点、最後に暴力団の追放の推進条例の関係でございますけれども、それにつきましては平成24年に本町として独自に暴力団追放の条例制定をしておりますので、当然、保育事業を運営する事業者さんにそういう方が入らないようにということで条文を追加させていただいております。そのほかにつきましては、職員の資格要件等につきましても現状の状況の中で、この資格要件の中でクリアした中で事業展開をさせていただいているということで、特段本町の独自のこういう資格を持った方ではないとだめだということも見受けられなかったものですから、国の基準どおりの資格条件のもと条例制定させていただいております。以上です。

議 長  
熊木議員  
(再質問)

1番 熊木恵子議員。

本町に今現在、幼稚園と保育園と1カ所ずつありますけれども、それ以外では恐らく考えられないという答弁だったかと思うんですけれども、全国で見ると、やはり乳幼児を取り巻く環境の劣悪というか。それで、預ける場所がなくて、民間が参入している本当に小規模の所に預けて命を失われるというような事件がやっぱり起きていると思うんですよね。今は考えられないかもしれないんですけれども、そういうことが起きた時ではやっぱり遅いと思うんです。今回の国の基準の中では、例えば、小規模保育事業では、A型、B型、C型という中で、乳幼児のほふく室とか、やっぱり今までの基準を上回って、少しでも広い場所で伸び伸びと遊ばせるというのが小規模保育の事業であっても必要だと思うんですけれども、そういうところに。今考えられない



としても、やはりこの条例をつくる時に本町の基準の所に国の基準よりもより上回って良い条件というか、そういうことを盛り込むべきではなかったのかと私は思うんですけども、その辺については、そういうことを考えられてこの基準だったのか。

それから、先ほどの暴力団のことは条例が南幌町にできていますから、これを盛り込むことが、私、それがだめだということではなくて、それは当然だと思うんですけども、それ以外に町で新たに何かそういう基準というものを設けるということができなかったのかということと伺いましたけども、その辺ではどうでしょうか。

議 長  
保健福祉課長  
(再答弁)

保健福祉課長。

この4つの小規模の保育事業形態ですが、先ほど答弁させてもらったように申し出の事業者がないもので、あくまでも国の基準は標準基準というふうに町として判断しておりまして、当然のことながら、もしそういう事業者さんの申し出があった場合は、小規模保育の認可、市町村が認可していくということになりますので、国の基準の標準の基準を照らし合わせて、それよりもやはり大きな保育スペースが確保できるのはよりいいと思いますけれども、いかんせん今現在、事業者としての申し出がない中で国の基準を上回るような、このスペースでなければいけないという基準を定めるのは町としてはいかがなものかと、やっぱり担当としては考えておりまして、あくまでも今回の条例制定につきましては国の基準を基本に条例制定させていただいたというところでございます。以上です。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第54号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第55号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定についての質疑を行います。

1番 熊木 恵子議員。

熊木議員

この議案第55号 特定教育保育施設及び特定地域型保育事業のことですが、これも先ほど同様に伺いたいんですけども、現在、南幌では、いちい保育園、民間でやっているんですけども、今までは例えば保育料では細分化を図るなどして、保護者の負担軽減とかを図っていたりしたんですけども、今後、このような基準がどうなるのかということとか、保育料のこととかが金額とかそういうものは全く提示されていないんですけども、私も保育のセミナーとかに行った中では全く今、国のほうではそういうものを示していないですよね。ですから、そこにこれを盛り込まれる、その金額が出るということは難しいのかなと思うんですけども、その辺が、今現在の保育を受けている子どもや預けている保護者にとって今よりも悪くなるという可能性があるのかどうか。そこをちょっと1点伺いたいと思います。

それから、今回のこの新制度は、大体、国の予算が何か7,000億円とかと最初言われていて、それも消費税10%が決まった段階で

そこから引き出してくるというような形で進められていたと思うんですよね。今回、平成27年4月から施行ということで今、各地でいろいろ条例をつくって、それを提案されていると思うんですけれども、その予算の根拠も全く今、7,000億円が本当に使えるのかかどうかということもわからない中で進められてきているんですけれども、そういうことで、町としては保育料のこととかそういうものがどう変わっていくのかということをどのように捉えているのか、ちょっとお答え願いたいと思います。

それから、保育士の配置基準とかそういうのでは正規の資格を持った保育士なり、それから、いろいろなっているんですけれども、そういうところでは現状どおり、今現在やっているのもそのまま進めていって、それより悪くならないというふうに捉えていいのか、それを伺います。

議 長  
保健福祉課長

保健福祉課長。

熊木議員の1点目の平成27年度以降の保育料の関係でございますけれど、新制度から国のほうで基準を定めて保育料が決まる格好になるものですから、従来、うちの保育の実施に関する条例ということで保育料をそれぞれ定めさせていただいておりますけれども、平成27年度以降は国の定めた基準に基づいて、それを遵守しながら町として低所得世帯に対する軽減だとかということで整理されていくというふうには情報として入っているんですけれども、まだ、国のほうからその保育料の、この階層にはこの保育料というふうにまだ通知が来ていない状態でございますので、その通知が来た後には町としての判断をさせていただきながら議会にも御説明させていただき、平成27年4月以降、取り組んでいきたいなというふうに考えております。

それと、国の予算の関係でございますけれども、同じような情報しかないと思いますけれど、なかなか国が当初言っていたような予算配分にはなっていないということも我々のほうにも情報が入ってきているんですけれども、うちの町といたしましては、保育所、幼稚園、それぞれ事業計画をしていただくというふうに聞いておりますので、その辺の予算配分措置というのはちょっと大きな影響はないのかなと。ただ、保育料の設定の問題でどうなるかというのはちょっと今のところ不透明でございます。

それと、最後の保育士の資格要件でございますけれども、うちの場合は、保育士につきましては、いちい保育園のほうに委託をして展開させていただいておりますけれども、全て有資格者に基づいて保育されていますので、子どもたちに対する環境の悪化というのはないなというふうには考えております。以上です。

議 長  
熊木議員  
(再質問)

1番 熊木 恵子議員。

国がまだ保育料とかを定めていないところで質問して申しわけないんですけれども、例えば、国が来年度、平成27年度の保育料とかを定めてきて、そういう中で、例えば、以前は町独自に細分化とか階層を分けてやっていましたよね。そういうことが取り入れることができるのかどうかと、それから、例えば、障がい児保育とか、まあ、延長

保育はやることにはなっているんですけども、障がい児保育に対する加配とか、その辺のことは国の基準にも盛り込まれなかったとしても、町としては子どもたちの状況を見て、それを加えるというような余地があるのかどうか、その2点を伺います。

議長  
保健福祉課長  
(再答弁)

保健福祉課長。

1点目の保育料の南幌町独自の設定ができるかということですが、国の中の情報の中では条例制定ではなくて、規則もしくは要綱等で保育料の細分化ということは自治体で設定できるというふうに聞いておりますので、従来どおり低所得者に配慮した保育料の設定ということは、町としては独自に設定できるというふうに考えております。ただ、国が定めた保育料がどういうふうになってくるかによって、改めて理事者等とも協議して決めていかなければいけないということですので、その辺についてはちょっとお答えできないかなというふうに思います。

それと2点目の延長保育だとか障がい児保育という考え方でございますけれども、これはまさにニーズ調査の中での調査項目でありまして、当然ニーズがありますので、その辺は子ども・子育て支援事業計画の中で今後も町として、この辺の延長保育事業等については継続実施していくというような状況で今、委員さん方と審議を進めていきたいなという考えておりますので、現行の町独自の追加保育事業的な要素は残していきたいなというふうに考えています。以上です。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第55号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第56号 南幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についての質疑を行います。

1番 熊木 恵子議員。

熊木議員

学童のことなんですけれども、先ほど、説明の中で本町の基準で、例えば、開所時間及び日数のところでは、学校が休みの時は午前8時から6時半ということでは8時間を上回っていますよね。それから、延長も7時までというところを先ほど説明があったんですけども、こういうのは国の基準のところでは1日につき8時間とか1日につき3時間と書いているのを上回っているのは、国の基準よりも町としては上回ったことで、今実際もやられているので、そこは盛り込むべきではないかと思うんですけども、それが外れているのはどうしてなのかということと、それから、先ほど面積のことで、本町は国の基準では児童1人につきおおむね1.6平方メートル以上でなければならないということで、私もこれは、先ほどの説明を聞く前は、これでは狭過ぎると。学童の子どもたちはすごく活発で、そういう中では、ですから、1.6平方メートルではなくて1.98平方メートル以上というふうに思っていたんですけども、本町では2.1平方メートルというふうに先ほど言われているんですけども、これも国の基準どおりではなくて、せっかく良い形でやっているのであれば、そういうところを盛り

込めないのかということ伺います。

議 長  
保健福祉課長

保健福祉課長。

1 点目の開所時間、国の基準より多くやっているから、その開所時間の基準で設定すべきじゃないかというお話だったと思いますけれども、あくまでも、1つの基準は基準として国の基準を遵守しながら条例制定をさせていただいて、運用面で今現在の8時半から6時半というような格好で今後もやらせていただきたいなという考え方から、国の基準どおり定めさせていただいております。

それと、児童1人当たりの面積の問題でございますけれども、今、学童保育事業は南幌小学校の校舎の2教室をお借りしてやっているものですから、あくまでもその2教室が未来もずっと学童保育のスペースということも限られておりませんし、また、その2教室の中から一切子どもたちが出ちゃいけないというような保育事業を行っているわけではございませんし、学校側の御理解で体育館だとかホールだとかを使わせていただきながら学童保育事業をやっておりますので。たまたま子どもたちが2教室に集まった時は2.1平方メートルは確保されているということで国の基準はクリアしているという状況から、これもあわせて国の基準どおり条例制定させていただいたところでございます。以上です。

議 長  
熊木議員  
(再質問)

1 番 熊木 恵子議員。

今の答弁ですと、じゃあ、本町の運営の中で本町の基準で国に準じるとなっているけれども、それを上回った形でできるということで解釈していいんですかね。

議 長  
保健福祉課長  
(再答弁)

保健福祉課長。

あくまでもこの条例の基準は最低の基準、これを下回らないようにという基準でございますので、それを上回った中での保育事業の展開が可能であれば町独自としてやっていけるものというふうに解釈しております。以上です。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第56号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本3議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決に当たりましては、議案ごとに行います。

議案第54号 南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第55号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業

の運営に関する基準を定める条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第56号 南幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程18 議案第57号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第57号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更につきましては、新たに組合に加盟する団体があることから関係地方公共団体として協議を求められたため、本案を提案するものであります。詳細につきましては総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは、議案第57号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村退職手当組合規約の変更について御説明いたします。本規約の改正につきましては、根室北部廃棄物処理広域連合が新たに加入することに伴い、組合規約の変更のため、組合構成の市町村などに協議を求められたことから提案するものです。説明の内容につきましては、議案の朗読により代えさせていただきます。北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約。北海道市町村退職手当組合規約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。別表（根室）の項中「中標津町外2町葬祭組合」を「中標津町外2町葬祭組合 根室北部廃棄物処理広域連合」に改める。附則、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。以上で議案第57号の説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第57号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案の

とおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程19 議案第58号 道央地区環境衛生組合の解散についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第58号 道央地区環境衛生組合の解散につきましては、解散することについて関係地方公共団体として協議を求められたため本案を提案するものであります。詳細につきましては住民課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
住民課長

内容の説明を求めます。住民課長。

それでは、議案第58号 道央地区環境衛生組合の解散について御説明いたします。当組合は昭和39年5月に、し尿に関する事務を北広島市、長沼町、由仁町及び南幌町の1市3町で共同処理するため設立した一部事務組合でございます。現在では、公共下水道や合併浄化槽の普及等により組合設立当初と比較すると、し尿処理業務が減少するなど社会情勢が大きく変化するとともに施設の老朽化が進み更新時期にあったことから、今後のし尿処理の方法等と組合のあり方について構成団体等において検討した結果、経費の節減と業務の効率化を図ることとし、当組合を平成27年3月31日をもって解散することにしたところでございます。一部事務組合の解散を決定する主体は、組合を構成している地方公共団体にあるため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。以上で説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第58号 道央地区環境衛生組合の解散については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程20 議案第59号 道央地区環境衛生組合同規約の変更についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第59号 道央地区環境衛生組合同規約の変更につきましては、関係地方公共団体として協議を求められたため本案を提案するものであります。詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し

上げます。

議 長  
住民課長

内容の説明を求めます。住民課長。

それでは、議案第59号 道央地区環境衛生組合格約の変更について御説明いたします。先ほど議決いただきました道央地区環境衛生組合の解散に伴うものでございます。一部事務組合は解散した日をもって即法人格は消滅し、解散後については清算する制度が設けられていないため、地方自治法施行令の規定により組合構成団体がその事務を承継することになります。当組合については、現管理者が北広島市長であるということから、各構成団体と協議した結果、道央地区環境衛生組合の事務を承継する団体として北広島市が行うことになったところでございます。また、北広島市が当組合の事務を承継するに当たり組合格約の変更が必要なため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。説明の内容につきましては、議案の朗読により代えさせていただきます。道央地区環境衛生組合格約の一部を変更する組合格約。道央地区環境衛生組合格約（昭和39年5月21日地方第815号指令）の一部を次のように変更する。第12条の次に次の1条を加える。解散に伴う事務の承継、第13条、組合の解散に伴う事務は、北広島市が承継する。附則、この組合格約は、知事の許可があった日から施行する。以上で説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（なしの声）

それでは採決いたします。

議案第59号 道央地区環境衛生組合格約の変更については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程21 議案第60号 北広島市へのし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務委託についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第60号 北広島市へのし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務委託につきましては、北広島市へし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務を委託するため、委託先との協議が必要なため本案を提案するものであります。詳細につきましては住民課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
住民課長

内容の説明を求めます。住民課長。

議案第60号 北広島市へのし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務の委託について説明いたします。

組合の解散により共同処理していた、し尿及び浄化槽汚泥の処理に

関する事務の権限は各構成団体に復帰することとなりますが、南幌町に復帰する当該事務を円滑に進めるため北広島市への事務の委託で行うこととしたところでございます。事務の委託に当たっては北広島市と協議により規約を定める必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

それでは規約を説明いたします。南幌町と北広島市とのし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約。

第1条は、委託事務の範囲の定めで、南幌町は、し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定により北広島市に委託し、北広島市はこれを受託する。

第2条は、管理及び執行の方法の定めで、委託事務の管理及び執行については、北広島市の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

第3条は、経費の負担の定めで、委託事務の管理及び執行に要する経費は南幌町の負担とし、南幌町は、あらかじめこれを北広島市に交付するものとする。第2項で前項の経費の額及び交付の時期は、北広島市長が南幌町長と協議して定めるものとする。この場合において、北広島市長は、あらかじめ委託事務に要する経費の見積りに関する書類(事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。)を南幌町長に送付しなければならない。

第4条は、予算の執行の定めで、北広島市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、北広島市の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

第5条は、収入の帰属の定めで、委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料その他の収入は、全て北広島市の収入とする。

第6条は、経費の調整の定めで、各年度において、委託事務の管理及び執行に係る経費のうち、南幌町が負担すべき経費について、過不足が生じたときは、翌年度において南幌町と北広島市との間でこれを調整するものとする。

第7条は、決算の措置の定めで、北広島市長は、地方自治法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、速やかに当該決算の委託事務に関する部分を南幌町長に通知するものとする。

第8条は、連絡会議の定めで、北広島市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、南幌町長と年1回定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、南幌町長の申出がある場合又は北広島市長が必要と認める場合は、臨時に連絡会議を開くことができる。

第9条は、条例等改正の場合の措置の定めで、委託事務の管理及び執行について適用される北広島市の条例等の全部又は一部を改正しようとする場合においては、北広島市は、あらかじめ南幌町に通知しなければならない。第2項、北広島市は、委託事務の管理及び執行について適用される北広島市の条例等の全部又は一部を改正したときは、速やかに当該条例等を南幌町に通知しなければならない。第3項、南幌町は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を



公表しなければならない。

第10条は、委任の定めで、この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、南幌町長と北広島市長が協議して定める。

次に、附則としまして、第1項、この規約は、平成27年4月1日から施行する。第2項、南幌町長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する北広島市の条例等が、南幌町に適用される旨及び当該条例等を公表するものとする。第3項、委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、北広島市長がこれを決算する。この場合、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに南幌町に還付しなければならないと定めております。以上で説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第60号 北広島市へのし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務委託については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程22 議案第61号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第61号 教育委員会委員の任命につきましては、現教育委員であります磯野 薫氏の任期が満了となるため、磯野 薫氏を再任いたしたく提案するものであります。任命につきまして御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長

お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。この際、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第61号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

●日程23 発議第14号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件で

ございます。提案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定いたしました。

●日程24 報告第4号 南幌町土地開発公社経営状況報告及び清算終了報告についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました報告第4号 南幌町土地開発公社経営状況報告及び清算終了報告につきましては、平成25年度における経営状況及び土地開発公社解散後の清算終了の報告であります。内容につきましてはまちづくり課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
まちづくり課長

内容の説明を求めます。まちづくり課長。

それでは、報告第4号の説明をいたします。最初に平成25年度南幌町土地開発公社経営状況を報告いたします。別途配付しております報告第4号資料の1をごらんいただきたいと思っております。

1ページをごらんください。平成25年度の事業実績でございます。1の用地売却事業につきましては、南幌工業団地の用地売却で3,510.06平米でございます。2の用地賃貸等事業につきましては、南幌工業団地の用地賃貸で1万8,192.81平米でございます。3の受託事業につきましては前年と同じでございます。次ページにまいります。

次に、平成25年度の決算報告書及び監査報告書について御説明をいたします。1ページをごらんいただきたいと思っております。収益的収入及び支出の収入でございます。1款1項1目1節南幌工業団地売却収益で決算額1,500万円でございます。大富工業の事業拡張に伴う売却が1件でございます。

2目1節南幌工業団地賃貸収益、決算額938万5,200円でございます。これは南幌工業団地の賃貸等の収益4社分でございます。

2款1項1目2節預金利息、決算額1万5,182円でございます。これは預金利息等でございます。次ページにまいります。

2項1目1節住宅供給公社用地管理等受託収入、決算額1,055万2,000円でございます。これは草刈り等の管理受託収入でございます。

3項1目2節雑収益、決算額136万1,503円でございます。これは所有地等の貸付料のほか、記載で3件分の金額でございます。

3款1項1目1節中途解約違約金、決算額78万8,040円でございます。これは、昨年、札幌ビケ足場が途中で解約をしたことによりまして、違約金、補償金の30%を収入してございます。2節債務免除益、決算額9億7,525万5,280円。これは3月に議決をいただきました権利放棄による決算額でございます。

次ページ、支出にまいります。1款1項1目1節南幌工業団地売却原価、決算額1,169万2,110円でございます。これは工業団地の売却原価の記載でございます。

2款1項1目人件費から4ページまで、2目経費まででございますが、これにつきましては公社運営に係る一般経費の合計736万3,570円を支出してございます。

5ページにまいります。3款1項1目1節長期借入金利息、決算額1,348万6,363円。これは金融機関からの長期借入金利息を支出してございます。

2項1目1節受託事業費、決算額1,026万8,900円。これは草刈り経費等の支出でございます。

4款予備費については執行はございません。次ページにまいります。

5款1項1目1節完成土地等評価損、決算額9,274万1,528円でございます。これは固定資産税評価替えによりまして南幌工業団地の土地の評価損分、それとふれあいタウン稲穂の土地評価損分を計上してございます。次ページにまいります。

資本的収入及び支出の収入でございますが、これについてはございません。次ページにまいります。

支出でございます。1款1項1目1節長期借入金償還金、決算額3,000万円でございます。これは町からの借入金の一部を償還したものでございます。

次の9ページ、資金計画書、それから、次のページの10ページ、損益計算書、11ページの貸借対照表、それと、13ページのキャッシュ・フロー計算書、これにつきましては、ごらんをいただきまして説明を省略させていただきたいと思っております。次ページにまいります。

14ページ、事業収益明細書でございます。これは先ほど説明いたしました完成土地売却収益1件、完成土地賃貸収益4件の明細でございます。次ページにまいります。

15ページは事業原価明細表でございます。完成土地売却原価の1件の明細でございます。次ページにまいります。

16ページは残高試算表でございますので、参照いただきたいと思います。

17ページは平成26年3月末の預金残高の明細でございます。南幌町農協の普通預金254万7,903円のみが残高となっております。

1枚めくっていただきまして、最後に決算監査報告書が付いてございます。これにつきましては、お目通しいただきたいと思います。

それでは、次に南幌町土地開発公社清算事務を御報告いたします。別途配付しております報告第4号資料の2をごらんいただきたいと思います。

1ページをごらんいただきたいと思います。概要を申し上げます。南幌町土地開発公社は、平成25年6月21日開催の第2回理事会において、解散同意を決定し、9月9日開催の第3回南幌町議会定例会での議決を経て、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により平成26年3月24日に解散認可申請書を北海道知事に提出。3月31日、北海道知事の認可により解散をいたしました。これにより4月1日に当公社解散及び清算人選任登記申請を行い、同日付

で登記が完了、4月24日から6月25日までの期間に債権申出広告を3回掲載し、清算事務に当たりました。なお、この間、債権の申し出はございません。精算事務における残余財産については、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第2項及び南幌町土地開発公社定款第26条第2項の規定により南幌町に引き継ぎ、清算終了登記申請により当公社の清算を終了します。

2につきましては、今までの処理の流れについて記載をしてございます。お目通しをいただきたいと思えます。

次の3の財務諸表及び4の財産目録については、次ページをごらんいただきたいと思えます。

2ページは、清算事務に係る収支計算書でございます。本年4月1日から7月15日までの期間でございます。収入につきましては、繰越金が254万7,903円並びに利息が370円の計254万8,273円でございます。支出でございますが、1の販売費及び一般管理費は、決算額22万6,368円でございます。下段に明細が記載されておりますので、お目通しをいただきたいと思えます。2の預り金支出でございます。決算額71万3,900円でございます。これにつきましては、土地の賃貸料4月分を町へ支出をしてございます。予備費についてはございません。合計で94万268円の支出となっております。下段の収支差し引きといたしまして、160万8,005円、これが残余財産ということで南幌町へ引き継ぐこととなります。次ページにまいります。

次に貸借対照表でございます。これにつきましては記載のとおりでございます。お目通しをいただきたいと思えます。次ページにまいります。

7月15日付での土地開発公社の財産でございますが、財産につきましては目録のとおり、ございません。次ページにまいります。

残余財産及びその処分の方法でございますが、残余財産につきましては先ほど説明したとおり、流動資産として現金160万8,005円でございます。この処分につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第2項及び南幌町土地開発公社定款第26条第2項の規定により南幌町に帰属することから、平成26年7月15日に南幌町に全額引き継いでおります。

以上、本年7月15日に清算終了したことを清算人並びに監事の承認により報告するものでございます。以上で説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

報告第4号 南幌町土地開発公社経営状況報告及び清算終了報告については報告済みといたします。

●日程25 報告第5号 株式会社南幌振興公社経営状況報告についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました報告第5号 株式会社南幌振興公社

経営状況報告につきましては、平成25年度における経営状況の報告であります。内容につきましては振興公社専務が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

内容の説明を求めます。振興公社専務。

ただいまより南幌振興公社平成25年度経営状況報告を説明いたします。よろしくようお願い申し上げます。

説明に入る前に、資料の訂正を一部お願いいたします。表紙の補助資料3、25年度となっておりますが、こちらを26年度ということで訂正をお願い申し上げます。

それでは、業務報告ということで、まず1ページ目でございます。営業の概要、ゴルフ場、練習場とも4月13日から営業いたしました。売上の内容については、3ページ目の別紙をごらんください。入場者は3万264人、前期に比べまして904人、率にしまして2.9%の減少となっております。年間目標の3万4,000人よりも3,736人、大きな減少となっております。純売上額は、上の表の真ん中、下のほうでございますけども、純売上額は1億1,238万2,000円、前期に比べまして約328万円、率にして2.8%の減少となりました。今期は春の雪解けが遅く、南、西、練習場とも4月13日のオープンとなりました。北コース、9ホール、2回まわりのコースは1週間遅れの20日にオープンをいたしました。オープン遅れと4月、5月の天候不順、それから、7月から8月中旬まで小雨による干ばつ等によりまして、コース状況の悪化等々が見られました。その後、9月、10月の特に稼ぎどきの週末、雨の日が多く、コース状況も悪化したという状況でございます。前年を上回ったのは6月、11月のみでございます。天候に左右されたシーズンでございます。下の売上の特徴でございますけども、北コース並びにカートの料金、これは伸びてございます。それから、練習場もその前の年に好調でございましたけども、ほぼ維持をしているという状況でございます。

ここで恒例でございます道内の各ゴルフ場の比較をしたいと思っております。補助資料の14ページです。これは道内の区別、地区ごとの入場者数を前年と比較してございます。全体的には、入場者が323万人となっております。昨年も御報告を申し上げましたが、入場者を報告していないゴルフ場が非常に増えていると。これを表で比較しますと、状態的には減っていることになっているんですが、増減ではプラスになってございます。それは表の下のほうに書いてございますが、平成24年度、報告しているゴルフ場が3,060ホール、平成25年度は2,889ホールと。比較できるところで比較したものですから、このような形になってございます。なかなか比較ができないという現状でございます。

次のページでございますが、これは空知管内の入場者数ということでございます。こちらのほうも道内と同じ道内の数字と同じように空白の欄がございます。全体では22コース、何らかの形で営業は行っているんですが報告がなされていないと。このような形になってございます。去年も申しましたが、南幌リバーサイドゴルフ場がオープン

した時は、この地域は9コースしかございませんでした。現在は22コース、現状としては営業をしているという状況でございます。

次に、16ページでございます。これは道内の河川敷のゴルフ場、全部で10コースでございます。これを前年と比較しまして、月別の増減も表してございます。昨年は9,524人減少、4.5%の減少ということになってございます。この表をごらんのように、春先4月、5月、7月、8月、ほぼ減少しているということでございます。ごく一部ですが、3月、6月、11月、12月が増加してございますが、3月、4月は特定のゴルフ場しか営業ができていないというのが現状でございます。

次のページでございます。これは当ゴルフ場の項目ごとの入場者数ということで、平日、土日と前年とを比較してございます。この中で、前年対比は904人、先ほども申しましたように904人減少してございます。前年対比、平日は4.9%の減少、土日祝日は0.3%のわずかですが減少と。月別で見ますと、6月、11月以外は減少しているということになってございます。7月までの上期510人、8月以降の下半期ですけれども394人、やはり前半の落ち込みが大きかったと思っております。

次でございますが、18ページでございますけれども、これは毎年載せてございます。上の表は過去4年間の入場者数、下の表に関しては項目別の入場者を表してございます。この一般、午後、早朝、ハーフ、北コースということで、この中に平日と土日とあるんですが、料金体系がこれだけあるというような、今現在はこのような形になっております。

以上で業界の説明を終わりました、資料の2ページをお開きください。ここで、長期借入金の状況ということで読ませてまいります。長引く景気低迷、特にゴルフ場業界の不況に伴う売り上げの減少に起因する資金不足に対処するため、懸案の長期借入金の返済計画の見直し、これを南幌町、南幌町農協、南幌町振興公社、この3者によりまして、協議が本年度2月に妥結に至りました。今までの償還額の約半分ということでございます。内容につきましては、この下に載ってございますが、1億8,166万円ということで、償還期間は29年間、償還金は年650万円、利息につきましては長プラの0.1%プラスということでございます。それから、皆様にも御協力をいただいた町の損失補償を受けるということで条件になってございます。以上のような下の表の形で平成26年度は2月に650万円の償還ということになってございます。

次に、4ページをお開き願います。4ページから11ページまで、これは南幌振興公社の決算書でございます。これの貸借対照表、損益計算書について要約版で説明します。12ページをお開きください。貸借対照表の資産の部についてでございます。流動資産が102%、前期とほぼ同額ということでございます。仮払金、破産管財人等から当社の株の引取要求によりまして、一時的に仮払金で処理している金額でございます。有形固定資産、設備投資等をしていないため、この

金額はほぼ減価償却分が減少してございます。

次に下の表でございます。負債・資本の部でございますが、流動負債が62%になっております。前期は、前々年の売上げが多かったために法人税が多く支払われたということで、このような形で減少してございます。固定負債、長期借入金は償還額分、減少してございます。下から3行目の繰越利益剰余金は約24万円増加してございます。資産合計から負債合計を差し引いた純資産は5億6,803万円、前期とほぼ同額となっております。

次のページでございます。損益計算書について簡単に御説明申し上げます。A、当期の売上額は1億1,238万円で、前期に比べまして328万円、2.3%の減少でした。Bの売上原価は約277万円減額しております。経費がこれだけ減ってございます。Cの売上総利益は1,907万円で約50万円減額してございます。Dの一般管理費は約65万円少なくなっております。Eの営業利益は約207万円の利益で約14万円の増加となっております。F営業利益は約108万円で約124万円減ってございます。Gの営業外費用は借入金の支払い利息ということで約271万円でございます。Hの経常利益は約44万円で約185万円の減額となっております。Kの税引前利益は44万円となっております。Lの法人税、これは約21万円で前期とほぼ同額となっております。Mの当期利益は約24万円で約79万円の減額になってございます。辛うじて赤字にはならなかったということになってございます。

次でございまして、経費面の所でございまして、下のDの所でございまして、これは一般管理費ということで、なかなか節減が難しいんですが、本年度は約65万円減額することができました。

上の二重丸のBの所でございまして、原価合計は282万円、3.0%減少しておりますが、燃料の高騰等によりまして車両関連費、これが増加しております。そのほかについては、ほぼ節約をして節電をしているということになってございます。

次、10ページに行っていただきます。今まで決算書の要約版で御説明申し上げましたが、あとの所は見えていただきたいと思っております。問題になるのは、この10ページでございまして、個別注記表の3の(4)、株主配当の件についてでございます。経営再建中、営業努力をしておりますが、売上不振を考慮いたしまして、株の配当はしないということで6月の株主総会に承認をされております。

最後になりますが、19ページ、最後のページをお開きください。この最後のページは平成26年度、本年度も今現在9月ですけども、この営業計画、方針ということでございます。上のほうから書いてございますけども、本年度につきましては、消費税の増税に伴いまして一部料金の値上げを実施いたしました。平日、一般と午後を100円の値上げ、土曜日の一般と午後を200円の値上げ、北コース一般を100円の値上げ、そのほか、早朝、ハーフ、練習場、カートの使用料等々は据え置いて営業を行ってございます。当初、よそのゴルフ場も上げるのかと思いましたが、正直言って上げたコースはかなり

少なかったということでございます。そのほかの集客のサービスは前年と同じ、3に載っております。こういう状況を踏まえまして、本年度、平成26年度の入場者は3万400人を目標にしております。これを超えるように努力してまいっているところでございます。

次に、4でございますが、南幌リバーサイドゴルフ場の主催のオープンコンペということで、ここに記載しております。大会に関しては8月31日まで終了しております。

最後になりますけれども、本年度の4月からの営業でございます。状況でございます。4月から天候も割と良く、順調に営業を続けております。7月末実績で昨年を1,203人、計画よりも932人、それぞれ上回っております。8月からも好調を維持して営業を行ってまいりたい。なお、8月の入場者ももう出てございます。計画4,400人を292人オーバーしております。以上をもちまして平成25年度の経営状況報告を終了いたします。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

報告第5号 株式会社南幌振興公社経営状況報告については報告済みといたします。

ここで11時25分まで休憩をします。

(午前11時10分)

(午前11時25分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

追加日程1 議案第62号より追加日程7 報告第7号までの7議案を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって追加日程1 議案第62号より追加日程7 報告第7号までの7議案を追加いたします。

追加日程1 議案第62号及び追加日程2 議案第63号の2議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

●追加日程1 議案第62号 南幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

●追加日程2 議案第63号 保育の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について

以上、2議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第62号から議案第63号までの2議案につきまして提案理由を申し上げます。議案第62号 南幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第63号 保育の実施に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、いずれも母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い本案を提案するものであります。詳細につ



きましては、議案第62号につきましては住民課長が、議案第63号につきましては保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
住民課長

内容の説明を求めます。住民課長。

それでは、議案第62号 南幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について説明いたします。この条例は、重度心身障害者の医療費の助成とひとり親家庭等の医療費の助成について規定しております。今回の改正は、ひとり親家庭等の医療費の助成に関するものであります。本町におけるひとり親家庭等の医療費の助成は、北海道医療給付事業補助金交付要綱に基づき実施しており、北海道の要綱は、母子及び寡婦福祉法の規定を準用しております。この度の改正は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の公布に伴い、母子及び寡婦福祉法が改正されたことから、北海道の要綱改正に伴い、市町村条例の改正が必要となったものでございます。

別途配布しました議案第62号資料、南幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表にて御説明いたします。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例であり、アンダーラインを付した個所が改正部分です。

第2条は、定義の規定であります。第2項第1号中の「母子及び寡婦福祉法」を、法律名の改称に伴い「母子及び父子並びに寡婦福祉法」とするものでございます。次に、第2号は、父子家庭が法律上位置づけられたことにより、父の定義を明確化したものでございます。

次ページです。附則として、この条例は、平成26年10月1日から施行する。なお、この度の条例改正に伴うひとり親家庭等医療費の助成制度の内容については現行と変更ございません。以上で議案第62号の説明を終わります。

議 長  
保健福祉課長

保健福祉課長。

議案第63号 保育の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明させていただきます。今回の改正は、本町における保育の実施について、保育料を算定する際の基準として母子及び寡婦福祉法の規定を準用している部分が、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の公布に伴い、母子及び寡婦福祉法が改正されたことから、町条例の改正が必要となったものであります。

別途配布しました議案第63号 保育の実施に関する条例の一部を改正する条例、新旧対照表で御説明させていただきます。表の左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例で、アンダーラインの部分が改正点であります。

別表、第5条関係は保育料基準額表でありまして、次ページ中段の備考の2をごらんください。(1)の条文中、「母子及び寡婦福祉法」を法律名の改称に伴い「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、旧法の母子及び寡婦福祉法第17条で定義されておりました配偶者のない者

議 長

で現に児童を扶養している者が父子家庭も支援対象であることを明確にすることとなったため、新法の「母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項」に規定替えするものであります。附則として、この条例は、平成26年10月1日から施行する。以上で、保育の実施に関する条例の一部を改正する条例制定についての説明を終わります。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑に当たりましては、議案ごとに行います。

初めに、議案第62号 南幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第62号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第63号 保育の実施に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第63号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決に当たりましては、議案ごとに行います。

議案第62号 南幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第63号 保育の実施に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●追加日程3 発議第15号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。8番 川幡 宗宏議員。

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが御異議ありませんか。

川幡議員  
議 長

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第15号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

●追加日程4 発議第16号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。10番 志賀浦 学議員。

志賀浦議員  
議長

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第16号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

●追加日程5 発議第17号 電力料金再値上げの撤回を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。1番 熊木 恵子議員。

熊木議員  
議長

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第17号 電力料金再値上げの撤回を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

●追加日程6 報告第6号 平成25年度各会計決算認定審査報告書についてを議題といたします。

審査報告について決算審査特別委員長より報告願います。

10番 志賀浦 学議員。

志賀浦議員

南幌町議会議長宛て。決算審査特別委員長 志賀浦 学。委員会審査報告。認定第1号 平成25年度各会計決算認定について。本特別委員会に審査付託された平成25年度南幌町一般会計、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算は、審査の結果、認定すべきと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議 長

お諮りいたします。本案につきましてはこの際、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いましたが御異議ありませんか。

(なしの声)

決算審査特別委員会の審査結果は、委員長報告のとおり認定であります。

それでは採決いたします。採決に当たりましては起立採決を行います。

認定第1号 平成25年度各会計決算認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立9名、着席0名)

どうぞ御着席ください。

賛成起立全員であります。よって本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

●追加日程7 報告第7号 平成25年度南幌町病院事業会計決算認定審査報告についてを議題といたします。

審査報告について決算審査特別委員長より報告願います。

10番 志賀浦 学議員。

志賀浦議員

南幌町議会議長宛て。決算審査特別委員長 志賀浦 学。委員会審査報告書。認定第2号 平成25年度南幌町病院事業会計決算認定について。本特別委員会に審査付託された平成25年度南幌町病院事業会計の歳入歳出決算は、審査の結果、認定すべきと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議 長

お諮りいたします。本案につきましてはこの際、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いましたが御異議ありませんか。

(なしの声)

決算審査特別委員会の審査結果は、委員長報告のとおり認定であります。

それでは採決いたします。採決に当たりましては、起立採決を行います。

認定第2号 平成25年度南幌町病院事業会計決算認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立9名、着席0名)

どうぞ御着席ください。

賛成起立全員であります。よって本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、本定例会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会いたしたいと思いましたが御議ありません

か。

(なしの声)

御議なしと認めます。よって本定例会は、ただいまをもって閉会といたします。

どうも御苦労さまでした。

(午前11時53分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 \_\_\_\_\_

8 番 \_\_\_\_\_

10 番 \_\_\_\_\_